

は じ め に



人権とは、一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないものです。

このため、全ての人の人権が尊重される社会づくりに向けた取り組みを進めていくことが重要です。

高知県では、平成31（2019）年3月に「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」を策定し、県民に身近な人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認など）を掲げ、その解決に向けてこの5年間、人権教育や人権啓発の様々な取り組みを行ってきました。

しかし、インターネット上の差別的な書き込みや、性的マイノリティであることを理由とする差別、DVなど、依然として多くの人権問題が顕在化しています。

「第2次改定版」の推進期間中には、こども基本法や、性的少数者への理解増進法、改正された障害者差別解消法が公布されるなど、人権を取り巻く社会情勢が変化してきました。

今回、新たに策定しました「第3次改定版」には、相談・支援体制の充実や、差別事象への対応力の強化に向けた取り組みなどを盛り込み、それぞれの人権課題に関する令和6（2024）年度からの5年間の推進方針や、具体的な取り組み、達成目標を掲げております。

この「第3次改定版」に基づき、今後も関係機関や市町村との連携を強化しながら、「人権教育」と「人権啓発」に関する施策を総合的に推進してまいります。

そして、人権について一人ひとりが正しい理解と認識を深め、「真に人権が尊重される明るい社会」の実現に向けて、企業や県民の皆さまにおかれましても、それぞれの職場や地域、家庭で積極的な取り組みをお願いいたします。

最後に、「第3次改定版」の策定に当たりまして、貴重なご意見をいただきました「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の委員の皆さまや、ご協力いただきました関係者の方々におかれましては、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

高知県知事 濱田 省司

高知県人権施策基本方針(第3次改定版) 目次

第1章 基本方針策定の趣旨

1 人権をめぐる国内外の取組	1
2 基本方針改定の趣旨	6
3 基本方針の考え方	7

第2章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育	9
2 人権啓発	14

第3章 相談・支援体制の充実

相談・支援体制	19
相談窓口・支援機関等一覧	23

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

1 同和問題	34
2 女性	40
3 子ども	51
4 高齢者	65
5 障害者	72
6 感染症患者等	
I エイズ・H I V	83
II ハンセン病	89
III 新型コロナウイルス感染症等	94
7 外国人	95
8 犯罪被害者等	101
9 インターネットによる人権侵害	107
10 災害と人権	115
11 性的指向・性自認	121
12 様々な人権課題	127

第5章 推進体制

1 推進体制等の整備	
（1）県の推進体制	130
（2）市町村の責務と県との連携	130
（3）（公財）高知県人権啓発センターとの連携・協働	130
（4）県民、企業等との連携	131
2 人権施策の点検と見直し	
（1）「人権に関する実態の公表」の周知	131
（2）人権施策の取組の進捗管理	131
（3）「人権に関する県民意識調査」の実施	131
（4）基本方針の見直し	131

第6章 施策の展開

体系表	132
-----	-----

参考資料

用語説明（50音順）	135
世界人権宣言	160
日本国憲法（抄）	165
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	168
高知県人権尊重の社会づくり条例	169
高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則	171
高知県人権施策推進委員会設置要綱	174
人権カレンダー	178

第1章 基本方針策定の趣旨

1 人権をめぐる国内外の取組

(1) 国際的な動向

第3回国際連合（以下、国連）総会（昭和23（1948）年12月10日）で採択された世界人権宣言の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

国連では、この世界人権宣言の実効性を高めるため、「人種差別撤廃条約」や「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」といった数多くの条約や規約^{※1}を採択するなど、社会の最も基本的なルールである人権を確立し、全ての人々の人権が当然のこととして守り生かされる社会を創造するための取組が行われてきました。

また、平成6（1994）年には、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が創設されたほか、同年12月の第49回国連総会では、平成7（1995）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」^{※2}とする決議が採択され、国連事務総長より「行動計画」が報告されました。

平成16（2004）年12月の第59回国連総会で、「人権教育のための国連10年」の終了を受け、全世界的規模で人権教育をさらに発展させるために、平成17（2005）年1月1日から開始される「人権教育のための世界計画」^{※3}を宣言する決議が採択されました。

※1 「国連で採択された主な人権関係諸条約等」

昭和40（1965）年 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
昭和41（1966）年 国際人権規約（社会権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）
（自由権規約：市民的及び政治的権利に関する国際規約）
昭和54（1979）年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
平成元（1989）年 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
平成18（2006）年 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

※2 「人権教育のための国連10年」：期間 平成7（1995）年～平成16（2004）年

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化^{※A}を構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としています。この国連の行動計画では、「人権教育」について、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

※A 「人権文化」：「人権という普遍的な文化」と同義です。「人権教育のための国連10年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重し合う暮らしのなかの一つの文化（人権文化）として、当たり前になっている社会の在り方をいいます。

※3 「人権教育のための世界計画」：<第1フェーズ行動計画 平成17（2005）年～平成21（2009）年> <第2フェーズ行動計画 平成22（2010）年～平成26（2014）年> <第3フェーズ行動計画 平成27（2015）年～平成31（2019）年> <第4フェーズ行動計画 令和2（2020）年～令和6（2024）年>

人権教育プログラムの実施を促進するため、第1・第2・第3・第4と連続したフェーズからなる「行動計画」を示しています。なお、目的は以下のとおりとしています。

- (a) 人権文化の発展を促進すること。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育のための基本原則及び方法論への共通理解、並びに国家政策における人権教育の融合を促進すること。
- (c) 国内、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保すること。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通の集約的枠組を提供すること。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
- (f) 人権教育計画及びその他の人権を促進する教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させること。
- (g) 「人権教育及び研修に関する国連宣言」の実施を促進すること。また、第3フェーズ行動計画では、「人権教育」とは、人権という普遍的な文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組と定義されています。

その後、国連人権理事会において、同年7月に、初等中等教育に焦点を当てた「第1フェーズ行動計画」（平成17（2005）年～平成19（2007）年）が採択され、平成22（2010）年10月には、高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者、軍隊への人権研修に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」（平成22（2010）年～平成26（2014）年）が、平成26年（2014）年9月には、これまでのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための「第3フェーズ行動計画」（平成27（2015）年～平成31（2019）年）が採択されました。また、令和元（2019）年9月には、青少年のための人権教育がテーマの「第4フェーズ行動計画」（令和2（2020）年～令和6（2024）年）が採択されました。

平成23（2011）年に、国連人権理事会が企業活動における人権尊重の指針となる「ビジネスと人権に関する指導原則」※4を採択し、平成27年（2015）年9月には、国連総会が、2030年までの国際目標であり、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」※5を採択しました。

（2）国内の動向

国においては、国連で採択された国際人権規約をはじめ、人権に関する条約を締結するなど、国際社会の一員としての取組が進められてきました。

人権尊重の国際的な潮流を受けて、平成8（1996）年に「人権擁護施策推進法」※6が制定されるなど、人権に関する国内法の整備などが行われる一方、平成9（1997）年7月には、憲法で定める基本的人権の尊重の原則や「人権教育のための国連10年」などの趣旨に基づき、我が国において人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供を積極的に行うことを目的とする「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画※7が策定されました。

※4「**ビジネスと人権に関する指導原則**」：「国家の人権保護の義務」「企業の人権尊重の責任」「救済へのアクセス」の3本柱で構成されており、企業には「人権方針の策定」「人権デューデリジェンス（取引先の人権侵害を把握して対処）」「救済メカニズムの構築」を求めています。

※5「**持続可能な開発目標 SDGs（[エス・ディー・ジーズ] Sustainable Development Goals）**」：平成27（2015）年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」※8に記載されている、2016年から2030年までの17のゴールと169のターゲットで構成された世界共通の目標です。17のゴールには、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「ジェンダー※9平等を達成し、あらゆる女性及び女兒のエンパワメントを行う」などがあります。

※8「**持続可能な開発のための2030アジェンダ**」：人間、地球及び繁栄のための行動計画であり、「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界」を目指すべき世界像の一つとしています。

また、国際社会は、世界人権宣言や人権に関する国際文書、国際法の重要性を確認し、全ての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調しています。

※9「**ジェンダー gender**」：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」といいます。

※6「**人権擁護施策推進法**」：平成8（1996）年12月公布・平成9（1997）年3月施行。この法律では、目的について第1条で「この法律は、人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と示しています。なお、この法律は時限法であり、平成14（2002）年3月25日をもって失効しています。

※7「**人権教育のための国連10年**」に関する国内行動計画：平成7（1995）年12月人権教育のための国連10年推進本部設置（本部長：内閣総理大臣）。平成9（1997）年7月4日「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を公表。この行動計画では、学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としています。

第1章 基本方針策定の趣旨

なお、「人権擁護施策推進法」に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われ、平成12（2000）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」※8が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が明記されました。

平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」※9を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

また、平成28（2016）年には、4月に、障害を理由とする差別の禁止や行政機関や事業者障害者への合理的配慮を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）※10が、6月には、日本以外の国や地域の出身であることを理由に不当な差別的言動が行われることは許されないとして、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）※11が、12月には、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題として、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）※12が相次いで施行されました。

さらに、令和元（2019）年に、アイヌの人々に対する差別の禁止等を定めた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」※13が施行され、令和2（2020）年10月には、「ビジネスと人権に関する行動計画（2020～2025）」※14が策定され、国連が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえて、政府や企業等の人権尊重の仕組みを整備していくことが明記されました。

※8「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」：平成12（2000）年12月公布・施行。この法律では、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）と定義しています。また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないこと、さらに、政府は毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないことを定めています。

※9「人権教育・啓発に関する基本計画」：平成14（2002）年3月、閣議決定・平成23（2011）年4月一部変更、閣議決定。この基本計画では、人権教育・啓発についての基本的な在り方や推進方策などについて定めています。
なお、各人権課題に対する取組としては、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「感染者・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮当局による拉致問題等」をあげています。

※10「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）：平成25（2013）年6月公布・平成28（2016）年4月施行。改正法：令和3（2021）年6月公布・令和6（2024）年4月施行。この法律は、平成23（2011）年に改正された「障害者基本法」第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められています。なお、この法律では、政府は、差別解消の推進に関する基本方針を策定すること、国・地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定すること（地方の策定は努力義務）、事業者は、事業分野別の指針（ガイドライン）を策定することなどが示されています。

※11「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）：平成28（2016）年6月公布、施行。この法律は、「国民は、本邦外出身者に対する差別的言動の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」を基本理念として、国と地方公共団体に、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動の実施について必要な取組を行うよう規定しています。

※12「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）：平成28（2016）年12月公布・施行。この法律は、現在もなお、部落差別は存在するとともに、情報化の進展にともなって、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、国と地方公共団体に相談体制の充実、必要な教育・啓発を行うよう、また、国に対して、部落差別の実態に係る調査を行うよう規定しています。

※13「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」：平成31（2019）年4月公布、令和元年5月施行。
日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

※14「ビジネスと人権に関する行動計画（2020～2025）」：政府や企業等の「ビジネスと人権」の理解促進と意識向上や、企業の国内外のサプライチェーン（原料調達先、製造・物流会社、販売会社）における人権デューディリジェンス（取引先の人権侵害を把握して対処）の導入などが示されています。

令和3（2021）年2月には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることがないように、国と地方公共団体は啓発活動などを行っていくことが規定され、令和5（2023）年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」^{※15}が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないことなどが明記されました。

（3）本県の取組

高知県議会においては、平成7（1995）年3月に人権尊重の地域社会を目指す「人権宣言に関する決議」^{※16}が行われています。

県では、現実の社会には、同和問題や女性の地位向上、子どものいじめの問題、高齢者や障害のある人の社会参加など、解決していかなければならない多くの課題が残されていることから、こうした現状を踏まえ、平成10（1998）年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」^{※17}を施行しました。

この条例は、県内に暮らす全ての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる、人権尊重の社会を築いていくことを目的としています。そのため、県や市町村が人権に関する施策を積極的に推進することはもとより、企業や県民がそれぞれの立場で自主的な取組を進めることが重要と考え、平成10（1998）年7月に「人権教育のための国連10年」高知県行動計画^{※18}を策定しました。

.....
※15「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」：令和5（2023）年6月公布、施行。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進施策の推進に向けて、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、政府の基本計画の策定などにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

※16「人権宣言に関する決議」：平成7（1995）年3月15日（高知県議会）。その内容は下記のとおりです。
1948年12月に採択された世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。
基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理としていささかも軽視されることがあってはならない。
しかしながら、我が国をはじめ世界的に様々な人権問題が現実存在する。
新しい世紀の到来を目前にした今日、我々は、これらの人権問題解決のため、すべての人々がそれぞれひとりの人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たに、さらなる努力を期するものである。以上、決議する。

※17「高知県人権尊重の社会づくり条例」：平成10（1998）年3月30日公布・4月1日施行。この条例は第1条で、「人権尊重の社会づくりについて、県、市町村、県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

※18「人権教育のための国連10年」高知県行動計画：平成10（1998）年7月策定。この県行動計画の内容は、具体的な行動計画として、身近な課題への対応と人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育について明記しています。
身近な課題としては、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」の7つをあげ、各課題について、「現状と課題」「人権尊重の取り組みや人権侵害」「今後の取り組み」について整理し、「今後の取り組み」では、「県の取り組み」「企業等に期待する取り組み」「県民に期待する取り組み」の具体を明記しています。
なお、この行動計画は、平成12（2000）年3月に策定した「高知県人権施策基本方針」に変更しています。

第1章 基本方針策定の趣旨

また、「高知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるために、有識者で構成する「高知県人権尊重の社会づくり協議会」※19の意見を伺いながら、平成12（2000）年3月に「高知県人権施策基本方針」※20を策定しました。

平成26（2014）年3月にこの基本方針の第1次改定を、平成31（2019）年3月に第2次改定を、令和6（2023）年3月に第3次改定を行い、具体的な取組についてPDCAサイクル※21で進捗管理を行いながら、効果的な施策の推進に努めています。

さらに、令和3（2021）年7月には、「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」を制定し、新型コロナウイルス感染症に罹患していることなどを理由とした差別や誹謗中傷等の行為を禁止するほか、障害を理由とする差別の解消に向けて、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を制定することとしています。（令和6（2024）年4月施行）

※19「高知県人権尊重の社会づくり協議会」：高知県人権尊重の社会づくり条例の第6条に基づき設置したもので、関係行政機関の職員や学識経験者で組織しており、その役割は次のとおり規定されています。

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

※20「高知県人権施策基本方針」：平成12（2000）年3月策定・平成26（2014）年3月第1次改定・平成31（2019）年3月第2次改定・令和6（2024）年3月第3次改定。人権施策の方向性や、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「感染症患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」などの人権課題の推進方針、具体的な取組の5か年計画等を定めています。

※21「PDCAサイクル」：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（検証）→ Action（改善）の4段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法のことです。

2 基本方針改定の趣旨

県では、平成26（2014）年3月に、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画（平成10（1998）年策定）と「高知県人権施策基本方針」（平成12（2000）年3月策定）の趣旨を継承して発展的に一本化するかたちで、「高知県人権施策基本方針」の第1次改定を行い、県民に身近な人権課題としてあげた「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」に、「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」を追加しました。

また、平成31（2019）年3月には、平成29（2017）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」の結果等を踏まえて、第1次改定では「その他の人権課題」としていた「性的指向・性自認」について、「県民に身近な人権課題」に位置付けるなどの、第2次改定を行いました。

この基本方針に基づき、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、身近な人権課題の解決に向けた取組を行ってきました。しかしながら、インターネット上における差別や誹謗中傷は後を絶たず、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別など、深刻な人権問題も顕在化しています。

人権を取り巻く環境が複雑・多様化する中、個別分野における各種の計画との連携を強化するなど、「人権」をキーワードとした全庁的な取組をさらに進めることが求められています。

このような中、「高知県人権施策基本方針」の第2次改定から5年を経過することから、第3次改定を行うこととしました。第3次改定の主な内容は、第2次改定以降の人権に関する法律や計画等の内容を盛り込むほか、令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、人権尊重の社会の実現のために必要なことについて尋ねたところ、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」、「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」などが上位になっているため、第2章に人権施策の大きな2つの柱である「人権教育」と「人権啓発」について、目標値を設定し、その目標達成に向け、さらに充実した施策を推進することとします。

また、同調査において、この5年間に人権が侵害された経験が「ある」と回答した人に、「侵害されたと思ったときにどうしたか」を尋ねたところ、「何もしなかった」の割合が最も高くなっていることから、第3章に「相談・支援体制の充実」の章立てをして、相談機関の充実や、差別の解消に向けた相談機関相互の一層の連携強化などに重点的に取り組むこととしています。

第1次改定及び第2次改定で、人権に関する取組について、達成目標を掲げ、PDCAサイクルによる進捗管理を行ってきました。第3次改定では、取組の追加や見直しなどを行った上で、引き続きPDCAサイクルによる進捗管理を行い、より効果的な人権施策を推進していきます。

なお、今回の第3次改定版は、これまでと同様に、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」で有識者から意見を伺うほか、パブリックコメントにより県民の方々からの意見もお聴きしながら、策定したものであり、計画期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とし、引き続き多くの関係機関と連携しながら、この基本方針に基づく施策に取り組んでいきます。

3 基本方針の考え方

(1) 基本方針の基本理念

21世紀は人権の世紀と言われ、「平和」「環境」とともに、21世紀のキーワードになっています。

しかし、今日においても、生命・身体の安全に係る事象や不当な差別等による様々な人権侵害がなお存在しており、社会のなかで人権が守られていない状況が見られます。

人権侵害によって人の命が奪われたり、人権が尊重されない社会であってはなりません。

そのためにも、全ての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、自分や他者の生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。

「人権」とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利」であり、「人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

この基本方針は、様々な人権のなかから、県民に関わりが深く、身近な人権課題である「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「感染症患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」の現状と課題について、人権侵害の事例を踏まえて明らかにしています。

さらに、人権課題ごとに推進方針を定めたうえで、あらゆる機会を通じて行う具体的な人権教育・啓発の取組について示しています。

また、県民一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深め、「真に人権が尊重される明るい社会をつくる」ことを基本理念とし、それを実現するために、県、市町村、企業、県民等が取り組むことを目指しています。

なお、この基本理念を実現するため、県民一人ひとりが住み慣れた地域で個人として尊重され、生きがいを持って安全で快適な生活を営むことができる社会をつくるために、「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」の実現を目指すことをキーワードに、次の2つのポイントのもと、人権施策を進めていきます。

キーワード

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり

ポイント1 【一人ひとりが尊重される社会】

全ての人の可能性を否定することなく、その個性や能力を十分発揮できる機会を保障することが重要です。

また、お互いの自己実現を尊重していくためには、相手の立場に立って考え、行動することが必要です。

よって、全ての人が自分らしい生き方ができる、尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

ポイント2 【互いに認め合って共に生きる社会】

全ての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されることなく、誰もが地域社会の構成員として、あらゆる分野への参画が保障されることが重要です。

そして、全ての人が、それぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、共に生きているという認識を持つことが大切です。

よって、全ての人が平等で、安心して生活できる社会の実現を目指します。

(2) 基本方針の性格

この基本方針では、人権教育・啓発に関する県や市町村の取組、企業等^{※22}や県民に期待する取組を具体的に示し、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるための人権施策についても示しており、「高知県人権尊重の社会づくり条例」第5条の規定に基づき策定しているものです。

なお、この基本方針は、人権施策の推進に当たって、次の性格を持っています。

- (1) 県が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
- (3) 県の分野別方針や計画等と密接に関連を持ったものです。
- (4) 個別の人権課題の施策について、推進方針と取組を示すものです。
- (5) 人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、県民や企業等に連携・協働を求めていくものです。

※22 「企業等」：この基本方針で示す企業等とは、民間企業や事業所、協同組合、NPO^{※D}、NGO^{※E}、その他の法人や民間の団体等、あらゆる組織をさしています。

※D 「NPO (Nonprofit Organization)」：直訳すると「非営利組織（団体）」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分をせずに目標達成のために再投資する『民間団体（非営利）』であり、行政のコントロールを受けず自発性と独立性がある」といった特徴を持った組織の略称です。

※E 「NGO (Nongovernmental Organization)」：「非政府組織」のことであり、国連活動などで民間団体を強調するために使われてきた言い方で、NPOと同様に「非営利」であることが条件となります。なお、営利を目的としないことを強調するか、政府でないことを強調するかの違いはありますが、非営利であり、非政府であるという点では同じものを指しているといえます。

第2章 人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と規定されています。

また、同法第3条では、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように行わなければならない」としています。

令和4（2022）年度に実施した「人権に関する県民意識調査」では、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思ふか尋ねたところ、「学校や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」（65.5%）、「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権に意識の高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」（38.8%）の順に高くなっています。

全ての県民が人権に関する正しい理解と認識を深め、「人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をしていくために、人権の意義やその重要性が知識として身に付くよう、教育・啓発活動に取り組むとともに、日常生活のなかで人権への配慮が態度や行動に現れるよう、関係機関とも連携しながら、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

1 人権教育

本県では、「高知県人権教育基本方針」※₁及び「高知県人権教育推進プラン」※₂を策定し、人権尊重の観点に立った就学前教育・学校教育・社会教育の推進を図ってきました。

これまでの取組を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く県民に人権尊重の精神が涵養されるよう、次のとおり重点項目を定め、人権教育を総合的に推進します。

県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解と認識を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むことができるよう人権教育を推進します。

生涯学習の視点に立った人権教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図りつつ、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

※1「高知県人権教育基本方針」：平成14（2002）年4月策定、令和3年2月改定（高知県教育委員会）。あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を定めています。

※2「高知県人権教育推進プラン」：平成15（2003）年3月策定、令和2（2020）年3月改定版策定（高知県教育委員会）。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育を基盤とした高知県の教育施策の方向性や取組を示しています。

推進プランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組等については、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や、高知県教育振興基本計画に位置付け、一体となって人権教育を推進しています。

人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分や他者を大切にし、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることができるよう人権教育を推進します。

共生の心を醸成する人権教育

自分や他者の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

これらを踏まえて、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりを目指し、あらゆる人権課題を解決するために、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域社会において、人権教育を推進します。

（１）就学前教育・学校教育

【現状と課題】

子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を向上させるために、一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、学級（ホームルーム）で話し合ったりするなどの取組が行われてきました。

しかし、現在、学校等で子どもたちを取り巻く状況は、子ども同士や子どもと教員等の人間関係づくりの困難さ、厳しい家庭環境等の要因が複雑に絡み合い、いじめやインターネット上での誹謗中傷などの書き込みや、暴力行為などの問題行動の出現につながるなど、子どもの人権に大きな影響を与えてしまうことがあります。

こうしたことから、学校等と家庭や地域とが連携し、子どもたち一人ひとりの理解のもと、生命を大切にし、自分や他者の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要となっています。

これまでには、いじめの問題を発端とする道徳の教科化が小学校では平成 30（2018）年度、中学校では平成 31（2019）年度から実施されています。「特別の教科 道徳」の時間では、教科書が使用され、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題として捉え、「考える道徳」「議論する道徳」へと授業の質的転換を図っています。

【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進し、基本的人権を尊重し合い、人権課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもたちの育成を目指します。

ア 発達段階に即した人権教育の推進

各教科、特別活動、総合的な学習の時間などで人権教育を展開する場合は、人権教育の目標と各教科等の目標を明確にしたうえで、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を育む教育を推進します。

(ア) 互いに尊重し助け合う心と態度を育む教育活動の推進

自分や他者の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育みます。

(イ) 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

(ウ) 保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携による人権教育の推進

保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。

特に、幼児期の教育については、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、保育所・幼稚園等と小学校との一層の連携と、発達の特徴を踏まえ人権尊重の精神の芽を育む指導の工夫に努めます。また、発達に応じた保護者の役割について研修の機会などを提供していきます。

イ 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

ウ 相談・支援体制の充実

各学校等へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いつでも安心して相談できる体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、いじめ等の人権侵害を受けた幼児、児童生徒の心のケアに努めます。

また、心の教育センターでは、子どもを取り巻く多様な相談を一元的に受理し、相談者に寄り添うとともに、学校及び関係機関との密接な連携を図りながら課題の解決・改善に向けて支援を行っています。

エ 教職員に対する研修会等の充実

教職員が人権問題に関する理解を深めるための人権教育研修会の実施や、学習資料及び指導資料などの作成・配付に努め、教職員の指導力の向上を図ります。

また、人権教育の研究指定校による実践的な取組、いじめや児童虐待の防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。教職員の人権感覚が養われ、学校生活のあらゆる場面において、人権教育を基盤とした学校運営ができることを目指します。

(2) 社会教育

【現状と課題】

地域社会は、人々との日常の交流を通して、善悪を判断し、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む学習の場です。

また、家庭は、家族間でのふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を担っています。

しかし、子どもや高齢者、障害のある人への虐待、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下、DV）※3など、様々な人権問題が依然として存在しています。

これまで、公民館などの社会教育施設における人権に関する学習機会の提供や、地域住民が交流する活動を通じて、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解と認識を深めるとともに、新たな社会情勢なども踏まえ、学習機会の一層の広がりを図るため、先進的な取組による成果等も取り入れながら、学習意欲を喚起する内容や方法を工夫・改善していくことが必要です。

【施策の展開方向】

地域社会における身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関する幅広い識見のある人材を活用していくとともに、人権教育の指導者の育成を図ります。

ア 家庭における人権感覚の定着と家庭教育支援体制の充実

家庭において、子どもに生命の大切さや人権を守ることを家族が教えるなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りながら、親子で人権問題を学ぶ機会を提供するなど家族のふれあいを深めることができる体験活動などの充実に努めます。

イ 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、県民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなどして、人権に関する地域社会の教育力の向上に努め、それぞれの世代が生涯を通じて学習できる人権教育の充実に図ります。

ウ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し態度や行動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

※3「ドメスティック・バイオレンス：以下、DV」：一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

県の取組（人権教育全般）

取組 番号	取組の名称	担当課
1	人権教育推進事業	人権教育・児童生徒課
2	園内研修支援事業	幼保支援課
3	人権教育セミナーの実施	教育センター
4	私立学校を対象とする訪問指導、研修会等	私学・大学支援課

達成目標（KPI）

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）
「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」児童生徒の割合（強肯定の回答をした割合） ＜全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査（小学6年、中学3年）＞	小6：32.5% 中3：32.6%	60%以上
「立場や年齢、考え方の異なる相手でも、その意見を聞き、理解しようとしている」生徒の割合（強肯定の回答をした割合） ＜高知県オリジナルアンケート（高校生）＞	高1：49.1% 高2：48.2% 高3：56.3%	80%以上
「人権参観日やPTA人権教育研修会を実施している」学校の割合 ＜県の人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞	R6より新設指標	100%

2 人権啓発

全ての県民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権問題に対して、自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて人権尊重の意識が態度や行動として日常生活のなかに現れるよう、あらゆる機会や場を通じて、より効果的な啓発活動に取り組みます。

また、誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。
このため、次のとおり重点項目を定め、人権啓発を総合的に推進しています。

各種広報媒体を活用した啓発活動

人権意識を高めるために、テレビやラジオ、インターネット、新聞、冊子やポスターなど、多様な媒体を活用した啓発活動を展開します。

効果的な啓発活動

県民が人権を身近なものと感じることができ、自ら考えて行動することができるように、人権に関する講演会や研修会において、基本的な知識の習得につなげるとともに、家庭や地域、職場等で起こる身近な人権課題をテーマとするなど、効果的な啓発活動を行います。

高知型地域共生社会の実現に向けた取組

県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに暮らし続けることのできる高知県を目指し、令和5（2023）年に策定する第4期高知県地域福祉支援計画において、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」を計画全体の理念に掲げ、取組を推進していきます。

（1）企業等への啓発

【現状と課題】

企業の社会的責任（CSR）という考え方が広まる中、人権への配慮がますます重要となっています。

このため、企業等では、地域社会における社会貢献や、就職の機会均等を図るための公正な採用、誰もが働きやすい職場環境づくりなどの取組が進められています。

しかし、職場でのパワー・ハラスメント^{※4}やセクシュアル・ハラスメント^{※5}など、様々なハラスメント問題が依然として存在しています。

※4「パワー・ハラスメント」：同じ職場で働く者等に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場等の環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

※5「セクシュアル・ハラスメント」：一般的には性的な嫌がらせなどをいい、職場においては、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることです。

第2章 人権教育・啓発の推進

令和元（2019）年には、「労働施策総合推進法」※₆が改正され、職場におけるハラスメント対策が強化されました。令和2（2020）年6月からは大企業の事業主に、令和4（2022）年4月からは中小企業の事業主に、職場におけるパワー・ハラスメントの防止対策が義務づけられました。あわせて、労働者が事業主にハラスメントに関する相談をしたこと等を理由とする不利益の取扱いの禁止など、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

また、令和2（2020）年には、国が『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』を策定し、人権を尊重した行動を取るよう企業に求めています。

さらに、令和3（2021）年に障害者差別解消法が改正され、令和6（2024）年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

今後は、これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成、顧客や労働者等の人権に配慮した対応が重要になり、人権尊重の取組を通じて、企業等の健全な成長につなげていくことが求められています。

【施策の展開方向】

企業等の社会的責任と人権などについて、関係機関と連携して啓発を進めていきます。

また、企業等において、人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にしたい組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等との連携を図り、企業等が行う人権啓発研修への講師の派遣・紹介などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を促進します。

さらに、企業等の自主的な取組を支援するため、啓発冊子の配布などによる情報提供を行います。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等については、人権啓発全般の対策として取り組んでいますが、事業主に対しては、国とも連携して啓発を進めていきます。

（2）県民への啓発

【現状と課題】

より多くの県民が啓発活動に触れることで、人権に関心を持つことができるよう「人権週間」※₇や人権課題ごとの啓発月間・週間などを中心に、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアによる啓発、冊子やポスターによる啓発、講演会などのイベントを継続的に実施してきました。

しかし、DV被害や、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、いじめ、犯罪被害者等への人権侵害、ハラスメントなどの人権問題が顕在化していますし、インターネット上では人権侵害にあたる差別的な書き込みが後を絶ちません。

令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」においても、国民一人ひとりの人権意識が、4～5年前に比べて高くなっていると思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合が43.5%と半数を切っています。

こうした状況を踏まえて、これまでの取組を継続して実施していくとともに、SNSの活用など、さらなる啓発方法の工夫・充実や、県民が参加しやすい講演会やイベントを実施していくことが必要となっています。

※₆「労働施策総合推進法」：平成30（2018）年7月施行。正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。労働者が生きがいをもって働ける社会の実現を目的として成立した法律です。

※₇「人権週間」：期間は12月4日から10日まで。国連で世界人権宣言が採択された12月10日（世界人権デー）を最終日とする1週間を期間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。
なお、県はこの「人権週間」の期間中に、広く県民の方々が参加できる「人権啓発フェスティバル」を毎年、開催しています。

【施策の展開方向】

県民一人ひとりが、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し、人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりの当事者であるという認識のもと、身近な人権問題に関する講演会や講座の開催、啓発物の配布、関係機関等と連携した啓発イベントの開催、マスメディアやSNSを活用した広報などの効果的な啓発を推進します。

さらに、「(公財) 高知県人権啓発センター」※8による啓発活動の充実や、市町村・企業等が行う研修への講師の派遣、啓発資料の提供を行うとともに、関係機関同士の連携強化に努めます。

(3) 高知型地域共生社会の実現に向けた取組

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化に加え、昨今のコロナ禍やデジタル化の進展などにより人との接触機会が減少し、地域のつながりや支え合いの力が弱まることで、孤独・孤立が社会問題化しています。

さらに、8050問題※9やヤングケアラー※10など、これまでの縦割りの制度サービスでは解決が難しい複雑化、複合化した課題が顕在化しています。

【施策の展開方向】

こうした課題に対応するため、高知県では、令和4年度から「高知型地域共生社会」の取組を進めています。具体的には、誰も制度の狭間に陥ることがないように、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として進めます。併せて、地域のつながりや支え合いの力の弱まりに対応するため、「つながり」を実感できる地域づくりを地域主体の「よこ糸」として進めます。

特に、誰にでも起こりえる生きづらさや困りごとなどで陥る可能性のある社会的孤立などの問題には、「よこ糸」の取組が重要になります。

そのため、オール高知の取組として、民生委員・児童委員や社会福祉法人、地域の企業・団体といった多様な主体の参画のもと、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりや、あったかふれあいセンターなどの地域資源を活用した居場所や社会参加の場づくりに取り組みます。

加えて県民の理解促進と参画意識の醸成を図るため、福祉教育の充実やボランティア活動の推進のほか、あらゆる機会を活用し、高知家地域共生社会シンボルマークを活用した情報発信や、「高知型地域共生社会」を冠したイベントの開催といった啓発に取り組みます。

※8「(公財) 高知県人権啓発センター」：あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修等への講師派遣などを実施しています。

なお、現在、高知県立人権啓発センター※Fの指定管理者となっています。

※F「高知県立人権啓発センター」：昭和58(1983)年に開設されました。ホールや視聴覚室の貸出や、人権関係の図書・視聴覚教材の貸出・閲覧を行っています。

※9「8050問題」：80代の親が50代のひきこもりの子どもを抱える世帯のこと。

※10「ヤングケアラー」：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

(4) 人権に関わりの深い職業に従事する職員の研修等

【現状と課題】

人権が尊重される社会を築いていくためには、県民一人ひとりの人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、行政職員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員など、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる職員に対する人権教育・啓発を行う必要があります。

これまでも研修機関での研修や職場内研修などに取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、人権の視点に立って職務を行うことができるよう、様々な人権課題や具体的な人権侵害の事例を参考にするなどして、より一層の研修・啓発を充実させることが求められています。

【施策の展開方向】

行政職員には、人権問題の解決に向け積極的に取り組むなど、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりを実現するために、先導的な役割を果たすことが求められており、職員一人ひとりが人権の視点に立って職務を行うことが必要です。

特に、日常業務において、公権力の行使に係わる職員や県民と接する機会の多い職員、社会的に弱い立場におかれている人たちと接する機会の多い職員などは、職務の内容に応じたきめ細かな人権感覚を身に付けて職務に従事することが必要です。

児童生徒の学力の向上や健全な育成を図るとともに、児童生徒の人権を擁護すべき立場にある教育職員には、確かな人権感覚と豊かな人間性、幅広い教養、児童生徒を直接指導する実践力や保護者との連携協力といった資質能力が必要です。

個人の生命や財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としている警察職員は、常に地域住民の人権に配慮して職務に従事することが求められています。

地域住民の生命と財産を守る重要な役割を担っている消防職員は、常に人権に配慮して職務に従事することが重要です。

子ども、高齢者、障害のある人など、ともすれば人権侵害を受けやすい社会的に弱い立場にある人たちと接する機会の多いケースワーカーや、民生委員・児童委員、保育士、訪問介護員（ホームヘルパー）、社会福祉施設職員等の福祉関係職員は、人権が尊重される社会の実現に深い関わりを持っている職務の担い手であることを自覚し、常に人権意識を持って職務に従事することが必要です。

県民の生命に直接関わる医師や看護師等の医療関係職員は、インフォームド・コンセント^{※11}やプライバシーへの配慮など、常に患者の人権を尊重して職務に従事することが重要です。

※11「インフォームド・コンセント」：説明と同意のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分かつ、わかりやすく説明する義務があると言われています。また、その時、患者は自分の身体の中でどのようなことが起こっているのかを知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問を解消し、納得した上で治療を受けることに同意することを併せて言います。

県の取組（人権啓発全般）

取組 番号	取組の名称	担当課
5	市町村人権教育・啓発担当者の研修会	人権・男女共同参画課
6	市町村による講演会やイベント等の啓発活動への支援	人権・男女共同参画課
7	隣保館職員の研修会、隣保館運営指導の実施	人権・男女共同参画課
8	（公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修や人権リーダー養成講座（企業対象）の実施	人権・男女共同参画課
9	人権啓発フェスティバル等の開催	人権・男女共同参画課
10	人権啓発講演会や映画上映会（県民対象）の実施	人権・男女共同参画課
11	（公財）高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施	人権・男女共同参画課
12	マスメディアを活用した啓発、人権相談窓口の広報・周知	人権・男女共同参画課
13	公共交通機関を活用した人権啓発広告	人権・男女共同参画課
14	様々な広報媒体等を活用した人権啓発の充実（季刊誌、ホームページ、SNS、DVD等）	人権・男女共同参画課
15	人権啓発活動団体への支援	人権・男女共同参画課
16	スポーツ組織等との協働イベントの開催	人権・男女共同参画課
17	市町村の包括的な支援体制の整備	地域福祉政策課
18	高知県の地域の見守り活動に関する協定	地域福祉政策課
19	ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進	地域福祉政策課
20	「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業	農業政策課 森づくり推進課 水産政策課

達成目標（KPI）

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）
「あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合 〈県の人権に関する県民意識調査〉	43.5%	60%以上
「自分の人権が侵害されたと思った時に、何もなかった」の割合 〈県の人権に関する県民意識調査〉	33.0%	20%以下

第3章 相談・支援体制の充実

相談・支援体制

【現状と課題】

県民が人権に関する問題に直面したとき、一人で抱え込まず、安心して相談できることが必要です。そのため、県民が様々な人権問題について、円滑に相談することができる相談・支援体制の充実が求められます。

人権に関する相談は、県や（公財）高知県人権啓発センター、市町村、関係機関において対応しているほか、人権侵害に関する相談・救済については、高知地方法務局や人権擁護委員^{※1}によって行われています。

また、関係機関においても、女性、子ども、高齢者、障害者等の各種の福祉相談や、外国人のための生活相談、犯罪被害者等からの被害に関する相談窓口を設置して、様々なニーズに対応しています。

しかしながら、インターネット上における誹謗中傷や差別などの事例は後を絶たず、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や差別的取扱い、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別など、深刻な人権問題が発生しており、私たちの社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

令和4（2022）年度に実施した「人権に関する県民意識調査」では、この5年間に人権が侵害された経験を尋ねたところ、「ある」と回答した割合は16.2%で、過去調査と比較すると減少しています。（図1）

また、この5年間に人権が侵害された経験が「ある」と回答した人に、「侵害されたと思ったときにどうしたか」を尋ねたところ、「何もしなかった」（33.0%）、「友人、職場の同僚・上司に相談した」（31.1%）、「家族、親せきに相談した」（30.1%）の順に高くなっています。（図2）

さらに、人権が侵害されたときに「何もしなかった」と回答した人に、「何もしなかったのはなぜか」を尋ねたところ、「相談しても解決しないと思った」（56.7%）、「自分が我慢すれば良いと思った」（40.3%）、「大げさなことにしたくなかった」（25.4%）、「どこ（誰）に相談して良いか分からなかった」（22.4%）の順に高くなっています。（図3）

こうしたことから、今後はこれまで以上に、人権侵害が起こらないための啓発、教育を推進していくとともに、県民が人権問題について気軽に相談できるよう、相談機関の充実や周知を図っていくことが必要となっています。

また、同和問題をはじめ、女性や障害者、感染症患者、外国人などへの差別といった、差別事象の複雑化・多様化により、差別を受けた方に個別に寄り添った支援を行う体制の充実や、差別事象への対応力の強化が必要となっています。

※1「人権擁護委員」：人権擁護委員は、「人権擁護委員法」（昭和24（1949）年5月制定・令和4（2022）年6月最終改正）に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職です。委員については、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。なお、人権擁護委員は、法務大臣が定める各都道府県の区域ごとに「人権擁護委員協議会」を組織し、人権擁護委員の職に関する連絡・調整や資料及び情報収集、研究などを行います。

図1 人権が侵害された経験（％）

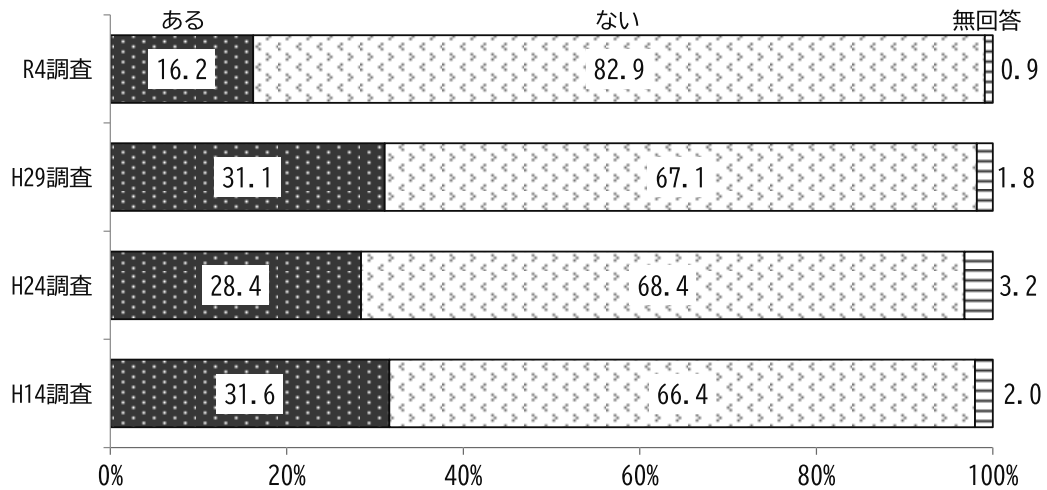


図2 人権が侵害されたと思った時の対応（％）

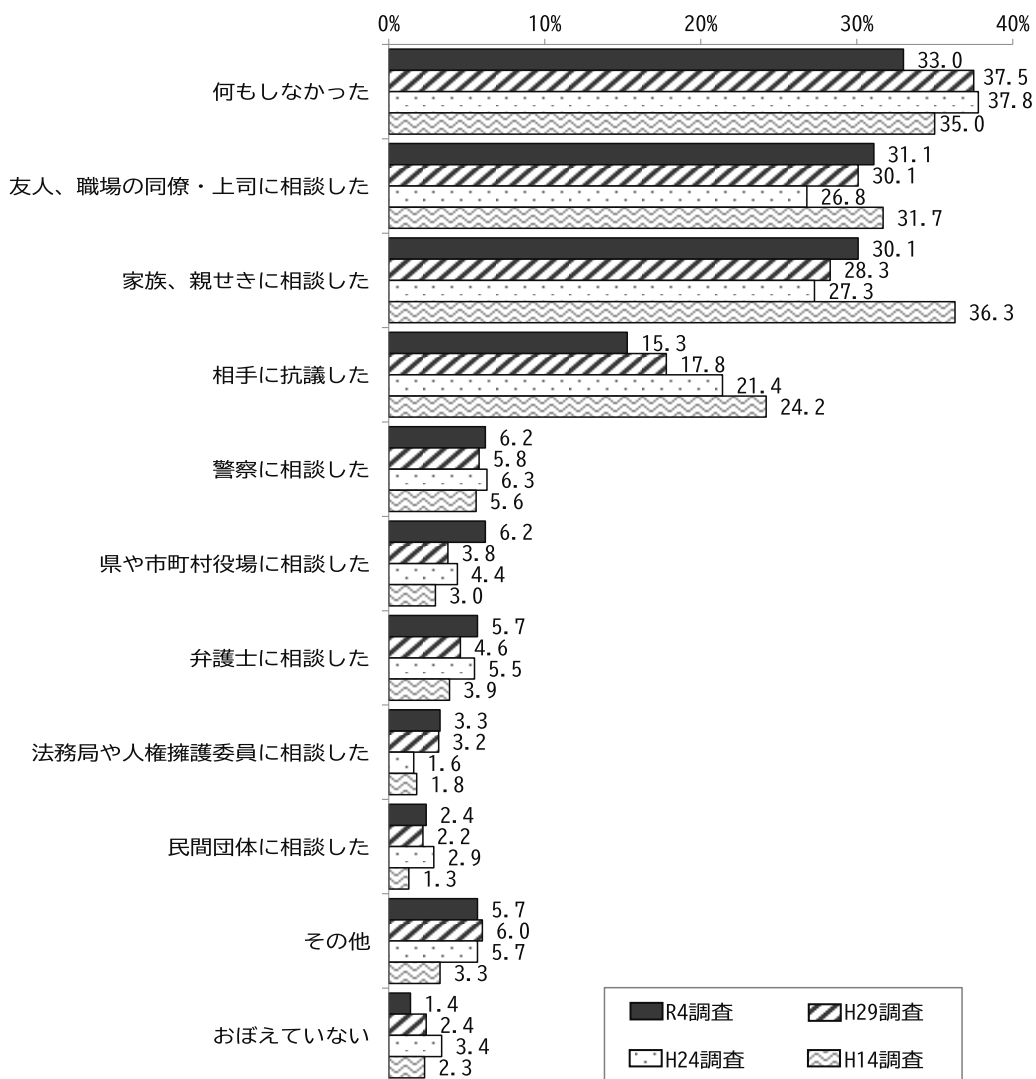
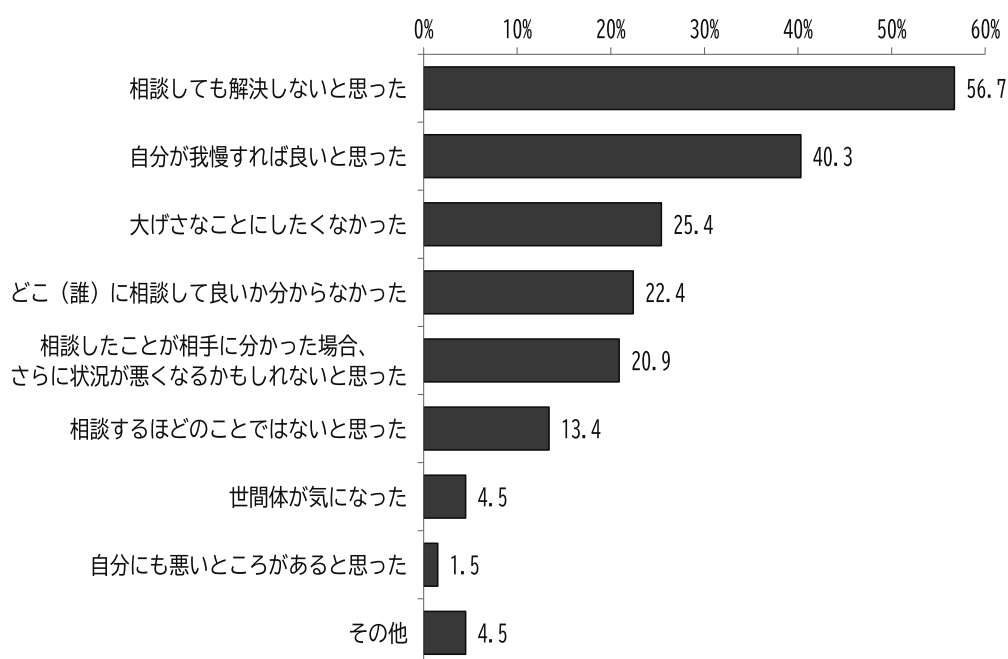


図3 人権が侵害されたときに何もしなかった理由（％）



【施策の展開方向】

県民が、人権に関する様々な問題について安心して相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、各相談機関の連携の強化、関係職員や相談員の能力の向上、人材の育成に取り組みます。

また、様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、保護・支援の充実を図ります。

さらに、複雑化・多様化している差別事象への対応力の強化を図ります。

ア 相談機関の充実・周知

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に安心して相談できるよう、各相談機関の充実を図るとともに、相談機関を広く周知するための情報発信に努めます。

イ 相談機関の連携強化

人権問題の早期解決と誰一人取り残さない社会を目指し、県の関係機関をはじめ、法務省等の国の関係機関、市町村、人権擁護委員連合会※₂などの人権に係る相談・支援機関の連携強化に努めます。

また、相談の内容に応じて、適切な専門機関へのつなぎを行い、県民に寄り添った支援を行います。

※2「人権擁護委員連合会」：「人権擁護委員法」第16条第2項により、人権擁護委員協議会（以下、協議会）が都道府県ごとに組織するものです。この連合会は、協議会の任務に関する連絡及び調整などを行います。なお、各都道府県の連合会は、「全国人権擁護委員連合会」を組織しています。

ウ 相談員の能力の向上・人材育成

相談・支援に当たっては、二次被害や不必要な負担を招かないよう、相談者の心情などに配慮し、十分な知識に基づいた対応に努めます。

関係職員や相談員への研修を行うことで能力の向上に努め、相談者に寄り添った対応・支援を行うことにより、問題の解決や相談者の心身の負担軽減を図ります。

エ 専門機関による保護・支援の充実

DV被害や、子ども、高齢者、障害のある人への虐待等の人権侵害に対しては、緊急時に対応している一時保護や自立に向けた支援を充実させます。

また、高齢者や障害のある人などの権利擁護や権利行使の援助、犯罪被害者等への必要な支援の充実を図ります。

オ 差別事象への対応力の強化

県内で発生した差別事象について、その原因や背景を分析するとともに、今後の対応策や効果的な啓発を検討するため、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の中に、新たに「差別事象検討部会」を設置します。この「差別事象検討部会」で検討した内容や、県内の人権侵害の事例と対応内容等を記載した「人権に関する実態の公表」について、県のホームページ等で周知し、県民の人権意識の高揚に取り組みます。

また、障害を理由とする差別の解消に向けては、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」（令和6（2024）年4月施行）に基づき、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する事例を分析・公表することで、社会全体での理解と差別解消に向けた取組を推進するほか、新たに「障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」を設置し、県に配置した相談員等への相談によって問題が解決しない場合の紛争解決を図ります。

相談窓口・支援機関等一覧

人権全般

※市町村の人権担当課や福祉センター、市民館、町民館等においても、人権全般に関する相談を受け付けています。

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
人権全般に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
	(公財)高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440
	法テラス高知	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	050-3383-5577
	高知弁護士会	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-822-4867 (相談予約専用番号)
		月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	088-872-0324 (代表電話)

同和問題

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
同和問題に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
	高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課		088-821-4932
	(公財)高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440

女性

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
DV被害に関する相談	DV相談プラス（内閣府）	電話・メール相談 24 時間 チャット相談 毎日 12:00～22:00 URL: https://soudanplus.jp	0120-279-889
DV被害（男女とも）、 ストーカー被害、離婚 問題、家庭問題など	高知県女性相談支援センター	電話相談 月～金 9:00～17:15 18:00～22:00 土日祝 9:00～20:00 （年末年始を除く） 来所相談 月～金 9:00～17:15 （年末年始を除く）	088-833-0783
女性の様々な悩みや、 日常生活のなかで直面 する問題、不安や心配 ごとに関すること	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	毎日 9:00～12:00 13:00～17:00 （第2水曜日、年末年始、祝日 を除く）	088-873-9555
男性の悩みや不安、ス トレスなどについて	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	（要予約）毎月 第1火曜日、第2金曜日、 第3・4水曜日 18:00～20:00	088-873-9100
職場におけるセクシュ アル・ハラスメント、育 児・介護休業等に関す ること	高知労働局雇用環境・均等室	月～金 8:30～17:15 （年末年始、祝日を除く）	088-885-6041
性犯罪被害、DV被害、 ストーカー被害、被害 者支援などに関する相 談	高知県警察本部警務部 県民支援相談課警察総合相談室 性犯罪、DV、ストーカー等相談電話	24 時間対応	088-873-0110
女性の人権侵害に関す る相談	女性の人権ホットライン	月～金 8:30～17:15 （時間外・土日祝日等は留守番 電話で受付）	0570-070-810 （ナビダイヤル）

第3章 相談・支援体制の充実

子ども

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
不登校やいじめ、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	電話相談 月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日、休日を除く)	088-821-9909
		来所相談(要予約、年末年始、祝日、休日を除く) 【心の教育センター(高知市)】 月～金、土曜日(第1・第3)、 日曜日(第5を除く) 9:00～17:00 【東部相談室(田野町)】 木曜日 10:00～17:00 【西部相談室(四万十市)】 火曜日 10:00～17:00	
		Eメール相談 相談時間: 24時間 返信期間 月～金 (祝日、休日、年末年始を除く)	
		24時間子ども SOS ダイヤル (無料)	0120-0-78310
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	「子どもの権利110番」 高知弁護士会	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	088-872-0324(代表)
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること(18歳未満)	高知県中央児童相談所	来所相談(原則予約相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-6700(代表) 060403@ken.pref.kochi.lg.jp
	高知県幡多児童相談所	虐待通告については24時間対応	0880-37-3159 060404@ken.pref.kochi.lg.jp

子ども

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	「子どもと家庭の110番」 児童家庭支援センター高知みその	9:00～18:00 (年末年始を除く)	088-872-0099
虐待に関する相談 (お近くの児童相談所につながります)	児童相談所虐待対応ダイヤル 「189」(いちはやく)	24時間受付(年中無休)	189 0120-189-783 (全国共通フリーダイヤル)
子育てや親子関係について悩んだときに、子ども(18歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口	親子のための相談LINE	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	【親子のための相談LINE】 
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	こどもの人権110番 法務省	月～金 8:30～17:15 (時間外・土日祝日等は留守番電話で受付)	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
		こどもの人権SOS-eメール 相談時間: 24時間 返信期間: 月～金 8:30～17:15	https://www.jinken.go.jp/kodomo
		LINE相談 月～金 8:30～17:15	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	高知県警察本部生活安全部少年課 少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-825-0110 088-822-0809

第3章 相談・支援体制の充実

高齢者

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
高齢者福祉全般について	高齢者総合相談 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	一般相談 月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-875-0110 FAX 088-844-3852
		法律相談（予約制） 毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)	
認知症について	認知症コールセンター家族の会 (公社)認知症の人と家族の会高知県支部	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-821-2818 FAX 088-821-2818
法律問題について	高知弁護士会 高齢者・障害者支援センター くるみ	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-822-4867 (相談予約専用番号)
		月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 (年末年始、祝日を除く)	088-822-4852 (くるみ専用回線)

障害者

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
認知症の人や知的・精神障害のある人など、自己決定能力支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福)高知県社会福祉協議会	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-844-9019
障害のある人やその家族が抱える権利擁護などの問題に関すること	高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-850-7770
障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関すること	高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9837 メール: tomonikurasu@ken.pref.kochi.lg.jp
	お住まいの市町村の障害福祉担当窓口	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	(各市町村にお問い合わせください)
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	高知県精神保健福祉センター 「心のテレ相談」	月～金 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)	088-823-0600
	高知県子ども・福祉政策部 障害保健支援課	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9669
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	県内各福祉保健所 安芸福祉保健所 中央東福祉保健所 中央西福祉保健所 須崎福祉保健所 幡多福祉保健所	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0887-34-3177 0887-53-3173 0889-22-1247 0889-42-1875 0880-34-5124
	高知市保健所健康増進課		088-803-8005
	高知市福祉事務所障がい福祉課		088-823-9378

第3章 相談・支援体制の充実

障害者

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
法律問題について	高知弁護士会 高齢者・障害者支援センター くるみ	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝祭日を除く)	088-872-0324
		月～金 10:00～12:00 13:00～16:30 (年末年始、祝祭日を除く)	088-822-4852 (くるみ専用回線)

感染症患者等

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
エイズ・HIV・その他 感染症に関すること	高知県健康政策部 健康対策課(感染症担当)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9677
	県内各福祉保健所 安芸福祉保健所 中央東福祉保健所 中央西福祉保健所 須崎福祉保健所 幡多福祉保健所		0887-34-3177 0887-52-4594 0889-22-1249 0889-42-1875 0880-34-5120
	高知市保健所地域保健課		088-822-0477
ハンセン病に関する こと	高知県健康政策部 健康対策課(難病担当)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9684

外国人

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
外国人の人権・生活相談	高知県外国人生活相談センター 「ココフォーレ」	月～土 9:00～17:00 (年末年始、日曜・祝日を除く) (対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語等)	TEL 088-821-6440 メール consultation@kccfr.jp
外国語による人権相談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	月～金 9:00～17:00 (年末年始を除く) (対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)	0570-090-911 (ナビダイヤル)
外国人と外国人を雇用する事業所からの相談	高知県外国人生活相談センター 「ココフォーレ」	月～土 9:00～17:00 (年末年始、日曜・祝日を除く) (対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語等)	TEL 088-821-6440 メール consultation@kccfr.jp

第3章 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
犯罪被害に関すること	警察総合相談電話	24時間対応	#9110 088-823-9110
	性犯罪被害相談電話	24時間対応	#8103
	高知県警察本部警務部 県民支援相談課被害者支援室 「犯罪被害者ホットライン」	24時間対応	088-871-3110
	高知県警察本部警務部 県民支援相談課警察総合相談室 性犯罪・DV・ストーカー等相談電話	24時間対応	088-873-0110
	高知県文化生活部 県民生活課 犯罪被害者等支援相談窓口	月～金 9:00～12:00、13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9340
	認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター	月～金 10:00～16:00 (年末年始を除く) ※土日祝日の7:30～22:00は 全国被害者支援ネットワーク のサポートセンターにつながります。	088-854-7867
	法テラス高知	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	050-3383-5577
	犯罪被害者支援ダイヤル	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	0120-079714 (IP電話からは03-6745-5601)
	高知地方検察庁 「被害者ホットライン」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-872-9190 (ファックス兼用)
	性暴力被害者サポートセンターこうち（コーラルコール）	月～土 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く) ※夜間・休日など上記以外の時間は、 国が設置する夜間休日コールセンターにつながります	0120-835-350 (フリーダイヤル) 080-9833-3500 #8891
	市町村の犯罪被害者等に対する総合的対応窓口	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	(各市町村にお問い合わせください)

インターネットによる人権侵害

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
インターネットによる人権侵害に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
	【公立学校対象】 高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課		088-821-4932
	(公財)高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440
	違法有害情報相談センター	24時間対応	https://ihaho.jp/guide/index.html

災害と人権

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
災害時の人権への配慮に関する研修などについて	【公立学校対象】 高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4932
	(公財)高知県人権啓発センター		TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440

性的指向・性自認

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
性的指向や性自認を理由とする様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」 (にじいろコール)	毎月第4土曜日 13:30～16:30	0120-56-2416 (フリーダイヤル)

第3章 相談・支援体制の充実

様々な人権課題

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
職場におけるハラスメント等に関する事	高知労働局雇用環境・均等室	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-885-6041
	高知県労働委員会	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4645

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

1 同和問題

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

明治4（1871）年に、いわゆる「解放令」が公布され、長い間続いてきた身分差別は制度のうえではなくなりました。その後、昭和40（1965）年に出された国の「同和対策審議会答申」^{※1}には、同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であることが明記されました。

さらに、この答申を受けて、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」^{※2}に引き続き、昭和57（1982）年の「地域改善対策特別措置法」、昭和62（1987）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、ハード・ソフトにわたる同和対策事業が実施されてきました。

また、同和問題の解決に向けた取組としては、義務教育においては教科書が無償とする法律の制定や、身元調査に悪用されていた戸籍の閲覧・請求を制限する戸籍法の改正、さらには、就職差別の防止を目的とする統一応募書類の採用など、広く人権尊重の取組へとつながっていきました。

しかし、差別発言や差別的な内容の文書の送付、インターネット上に差別を助長する情報や書き込みの掲載などの事案が発生しているため、国は、この問題への国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を施行し、この法律に基づく実態調査を行って、令和2（2020）年6月にその結果を公表しました。

（1）現状と課題

この問題の解決のため、県では、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、30年余りにわたって様々な特別対策を実施してきたことにより、同和地区^{※3}を取り巻く状況は大きく改善されてきたことなどから、こうした特別対策は平成13（2001）年度末で終了しましたが、部落差別のない社会の実現に向けて、同和問題に関する教育・啓発等の取組を進めています。

※1 「同和対策審議会答申」：昭和40（1965）年答申。同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行ってまとめたものです。なお、この答申は、戦後の同和行政の大きな指針となっています。

※2 「同和対策事業特別措置法」：同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44（1969）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間で本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。

※3 「同和地区」：同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44（1969）年に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62（1987）年に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14（2002）年3月に失効するまでの間、法律で一定の地域が「対象地域」と指定され、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「同和地区」とは、過去にこれらの法律で指定されていた地域を指します。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」※4では、同和地区や同和地区の人ということを感じたり、意識したりする場合について尋ねたところ、「感じたり、意識したりすることはない」とする回答が59.8%と半数以上を占めています。一方で、「感じたり意識する」のは、「結婚するとき」が27.3%、「不動産を購入したり、借りたりするとき」が10.1%、「隣近所で生活するとき」が8.5%といった回答がありました（図1）。

また、同調査において、現在でも部落差別はあると思うか尋ねたところ、「ある」とする回答が75.2%、「ない」とする回答が20.0%という結果でした。

部落差別解消推進法に基づく国の実態調査においても、部落差別の被害又は加害経験（親族・知人の経験を含む）が「ある」との回答が17.5%で、その内容は、「結婚や交際」が58.0%、「悪口」が34.2%、「就職や職場」が26.8%という結果が出ています。

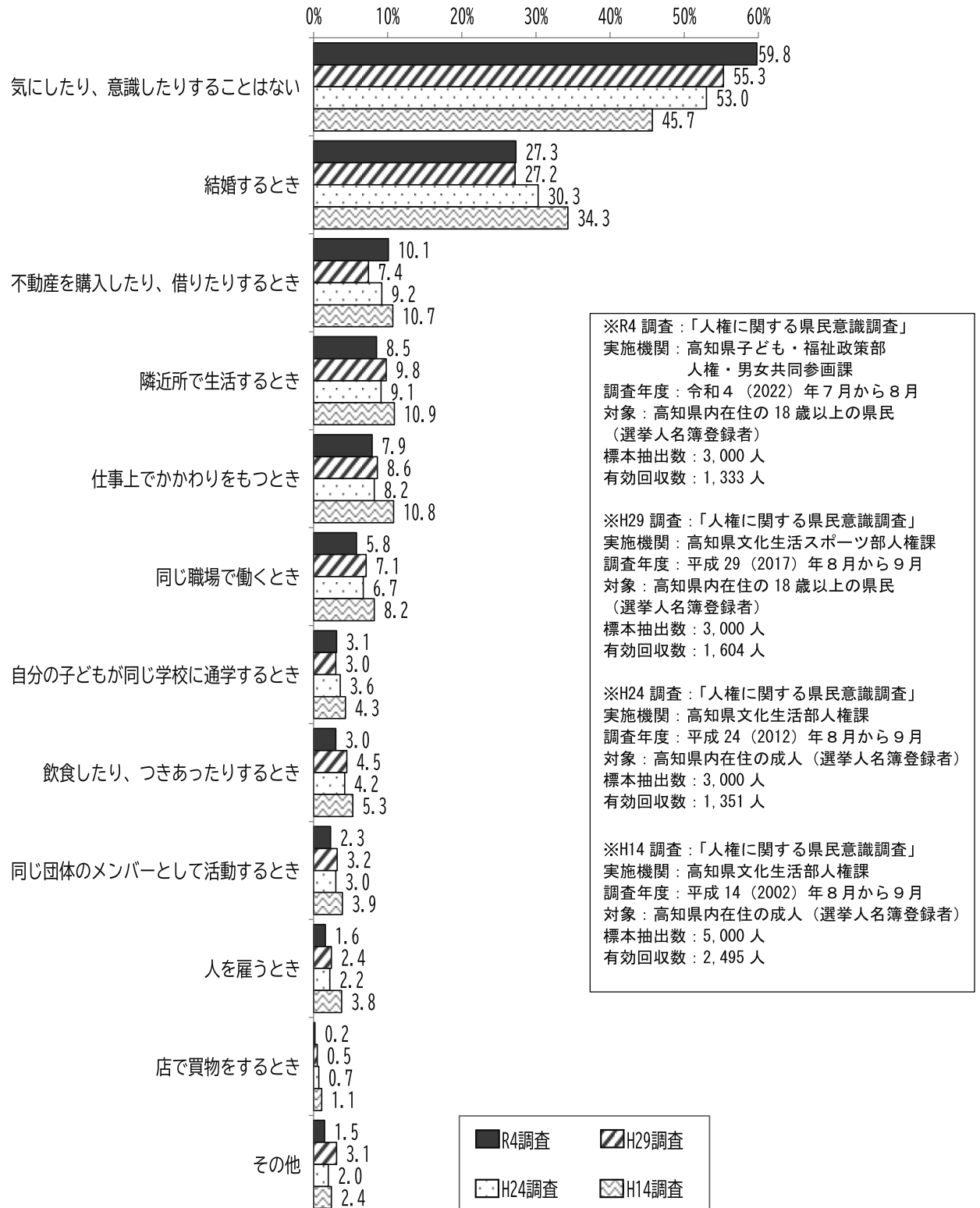
このため、これまでの同和教育や人権教育、啓発活動で積み上げられてきた成果を踏まえて、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動に引き続き取り組み、同和問題の早期解決を目指していくことが求められています。

※4「人権に関する県民意識調査」：令和4（2022）年の7月から8月に高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課が実施した意識調査です。高知県内在住の18歳以上の県民（選挙人名簿登録者）3,000人を対象とし、1,333票の有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

なお、この意識調査の結果については、人権・男女共同参画課のホームページに掲載しています。

図4 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合（％）

● 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。（○はいくつでも）



第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

表1 差別事象の受付状況

(高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
発 言	1	0	1	2	1
落 書	0	1	1	0	0
書 簡	0	0	0	0	0
表 記	0	0	0	0	0
ネット	—	54	134	26	32
合 計	1	55	136	28	33

※ 書 簡：葉書、封書による差別文書

表 記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上の書き込みへの削除要請件数及び市町村等からの受付件数

(2) 人権侵害の主な事例

ア 差別発言・差別落書き

言葉の持つ歴史的な背景や意味を正しく理解しておらず、人を差別したり、蔑んだりするために使うなどの安易な発言や、子どもの結婚相手が対象地域の人であるかどうかを確認する事例があります。

○公共施設に差別的な落書きがなされる

○子どもの結婚相手が対象地域の人であることを知って結婚に反対する

○購入予定の土地が対象地区であるか調査する

イ インターネット上の差別書き込み

インターネット上に、差別の助長につながる悪質な書き込みが発見されています。

○SNS上などで部落差別に関する差別的な投稿がなされる

(3) 推進方針

同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を目指します。

①同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進

②同和問題に関する相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を推進します。

ア 教育

同和問題に関する歴史や現状・実態について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい理解と認識を深め、同和問題に関する偏見や差別意識を解消する教育を推進します。

(ア) 就学前教育

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園等においては、生活のなかで自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権感覚の基礎を育むための教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携、学校と家庭・地域との連携を図りながら、差別を解消し人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進します。

また、大学や専修学校、各種学校における人権教育の普及・充実に努めます。

(ウ) 社会教育

生涯学習の視点に立ち、それぞれの時期、段階に応じた学習機会の提供や、地域的な課題と結びついた内容を積極的に取り上げるなど、学習者が意欲を持ち、差別を解消するために行動することができるよう学習内容などの充実に努めます。

イ 啓発

「部落差別をなくする運動」強調旬間^{※5}を中心とした取組を通じ、同和問題についての科学的認識を深めることなど、正しい知識の普及・啓発に努めます。

多くの県民が気軽に参加できるイベント形式の啓発事業や講演会、市町村や団体・企業等が行う研修への講師の派遣などを実施します。

広報活動としては、テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ・SNS・広報誌等を活用した広報を実施します。

ウ 「部落差別解消推進法」の周知

平成28(2016)年12月に施行された「部落差別解消推進法」について、あらゆる機会を通じて県民への周知を図ります。

エ インターネットを利用した部落差別への対策

インターネット利用した部落差別の被害を防止する取組や、市町村等との連携などを推進します。

オ 相談・支援体制の充実

部落差別に関する相談に適切に対応するとともに、法務局や市町村等との連携や必要な情報提供に取り組めます。

※5 「部落差別をなくする運動」強調旬間：期間は7月10日から20日まで。同和問題の解決に向け、県民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

県の取組

取組番号	取組の名称	担当課
21	「部落差別をなくする運動」強調旬間啓発事業	人権・男女共同参画課
22	インターネットの部落差別投稿のモニタリングと削除要請	人権・男女共同参画課
23	インターネットによる部落差別投稿対策の市町村への周知	人権・男女共同参画課

達成目標

目標設定指標	出発点 (R4)	目標値 (R10)	担当課
「同和地区や同和地区の人を気にしたり、意識したりすることはない」の割合 〈県の人権に関する県民意識調査〉	59.8%	70%以上	人権・男女共同参画課
「部落差別をなくする運動強調旬間」の講演会参加者数	110 名	累計 800 人 (R6～R10)	人権・男女共同参画課

【企業等に期待する取組】

同和問題に対する正しい理解と認識を深める取組を期待します。

- ☐ 職場における同和問題に関する自主的な研修の取組と充実
- ☐ 県や市町村等が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、その早期解決に向けて県民一人ひとりが行動していくことを期待します。

- ☐ 家庭や地域における自主的な学習の取組
- ☐ 県や市町村等が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

2 女性

昭和 54（1979）年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」※₁では、女性に対する差別は「権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」と明記されています。

この条約は、伝統的な意味での男女平等（憲法などで両性間の平等を定める）を確認するだけにとどまらず、従来見過ごされてきた固定的な女性の役割、男性の役割を変えていくこと、個人、組織、企業による女性差別の撤廃、女性に対する差別となる既存の法律や規則、地域社会における慣行や慣習の見直し、廃止を求めています。これによって、これまで女性にとって抽象的なものであった人権という概念が、具体性を持つこととなりました。

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」※₂が制定され、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の重要課題として位置づけ、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以来、平成 27（2015）年には、第 4 次となる基本計画が策定されています。

また、雇用分野では、「女子差別撤廃条約」の批准を機に、昭和 60（1985）年に「労働基準法」が改正され、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）※₃が公布され、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）※₄が成立し、平成 28（2016）年 4 月 1 日から全面施行されました。

さらに、平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV 防止法」）※₅が制定され、平成 16（2004）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が定められました。

※1「女子差別撤廃条約」：正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和 54（1979）年 12 月 18 日、国連採択。昭和 60（1985）年 6 月 25 日、日本批准。この条約は、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

※2「男女共同参画社会基本法」：平成 11（1999）年 6 月 23 日公布・施行。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されています。

※3「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）：昭和 60（1985）年公布。この法律の前身は、昭和 47（1972）年の「勤労婦人福祉法」です。この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはならないと定めています。その後も改正が繰り返され、平成 19（2007）年 4 月 1 日に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男女双方に対する差別を禁止することを規定し、平成 29（2017）年 1 月 1 日施行の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が加わりました。

※4「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）：平成 27（2015）年 9 月公布。それまで女性の活躍推進に向けた取組は各事業主の自主性に委ねられていましたが、この法律により、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、女性の活躍状況の公表等を義務づけました。令和元（2019）年 5 月の改正で、労働者が 101 人以上の事業者に対象が拡大され、令和 4 年（2022）度から全面施行されています。さらに、令和 4（2022）年 7 月 8 日の改正で、労働者 301 人以上の事業者は、「男女の賃金の差異」の公表が義務づけられました。

※5「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）：平成 13（2001）年 4 月公布・同年 10 月施行。平成 16（2004）年改正。平成 19（2007）年改正。平成 25（2013）年改正（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更）。令和 5（2023）年改正。配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。さらに、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

その後、平成 19（2007）年には、「DV 防止法」の一部が改正され、保護命令制度の拡充、市町村による基本計画の制定及び DV 相談支援センターの設置が努力義務化されました。

なお、同法は、平成 25（2013）年の改正で名称を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。また、令和 5（2023）年 5 月の改正により、精神的暴力も保護命令の対象となり、保護命令期間の伸長や保護命令違反の厳罰化など、より実態に応じた被害者保護が適用されることとなりました。

さらに、令和 4（2022）年 5 月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」^{※6}が制定され、婦人保護事業を売春防止法から脱却させるとともに、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対して、福祉の増進、人権の尊重や擁護、男女平等の観点から、新たな支援の枠組みを構築することが求められています。

（1）現状と課題

県では、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成 15（2003）年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」^{※7}を制定するとともに、「こうち男女共同参画プラン」^{※8}及び「高知県 DV 被害者支援計画」^{※9}を策定し、啓発や人材育成、被害者支援など、様々な取組を行っています。

このように法律や制度面からの整備は着実に進んでいますが、「男性は仕事、女性は家庭（と仕事）」等という固定的な性別役割分担意識^{※10}や、雇用の場における男女の格差、女性に対する暴力など、依然として女性に対する直接的または間接的な差別が存在しています。

内閣府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和 4（2022）年 11 月調査）では、職場や家庭などの社会経済生活の様々な領域で、いまだ「男性の方が優遇されている」と感じている方が多いという結果になっています。

また、令和 4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、女性に関する人権上の問題として、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける」、「職場における差別待遇」、「セクシュアル・ハラスメント」、「女性ということで意見や発言が無視される」などが上位になっています（図 5）。

※6「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」：令和 4（2022）年 5 月制定、令和 6（2024）年 4 月 1 日施行。女性をめぐる課題が生計困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など複雑化、多様化していることを受けて制定された新法。国及び地方公共団体の責務や、女性相談支援センター（旧婦人相談所）の役割などが定められています。これに伴い、売春防止法の一部（第三章補導処分、第四章保護更生）が廃止されることとなりました。この法律の施行により、県では、令和 6（2024）年 3 月に「高知県困難な問題を抱える女性及び DV 被害者への支援計画」を策定しています。

※7「高知県男女共同参画社会づくり条例」：平成 15（2003）年 12 月 26 日制定。「男女の人権の尊重」、「制度や慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の 6 つの基本理念を掲げています。

※8「こうち男女共同参画プラン」：平成 13（2001）年策定・平成 16（2004）年第 1 次改定・平成 23（2011）年 3 月第 2 次改定・平成 28（2016）年 3 月第 3 次改定・令和 3（2021）年 3 月第 4 次改定。

※9「高知県 DV 被害者支援計画」：平成 19（2007）年 3 月策定・平成 24（2012）年 3 月「第 2 次高知県 DV 被害者支援計画」策定・平成 29（2017）年 3 月「第 3 次高知県 DV 被害者支援計画」策定。令和 6（2024）年 3 月「高知県困難な問題を抱える女性及び DV 被害者への支援計画」に変更。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画を定めています。

※10「固定的な性別役割分担意識」：個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を分ける考え方。

女性からの悩み相談等については、ここ数年は「女性相談支援センター」※11に、年間1,200件前後、「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」※12に、年間2,000件前後の相談があります（表2）。そのうちDVについては、相談件数は減少したものの、依然として多く、一時保護を行うような極めて緊急性の高いケースも見られます（表2・表3）。

また、職場における課題としては、セクシュアル・ハラスメントに関する相談は増加傾向となっています（表4）。さらに、育児・介護休業等に関する相談としては、いわゆるマタニティ・ハラスメント※13の相談件数が10件前後あり（表5）、女性が働き続けていけるための環境づくりが課題になっています。

このように、女性への差別の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加・参画を一層促進し、実質的な男女平等の実現のためには、解決しなければならない多くの課題が存在しています。

こうしたことから、性別による人権侵害の防止や、配偶者等からの暴力による被害者の自立支援の充実をはじめ、家庭や職場、地域社会において、女性も男性も平等で生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会づくりへの取組が、引続き重要となっています。

.....

※11「女性相談支援センター」：女性の抱える様々な問題について相談に応じる県の相談機関です。電話や来所での相談を受け、問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報の提供や助言を行います。また、DV被害者など、危険性の高いケースでは、必要に応じて一時的な保護を行い、自立に向けた様々な支援も行っており、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も持っています。

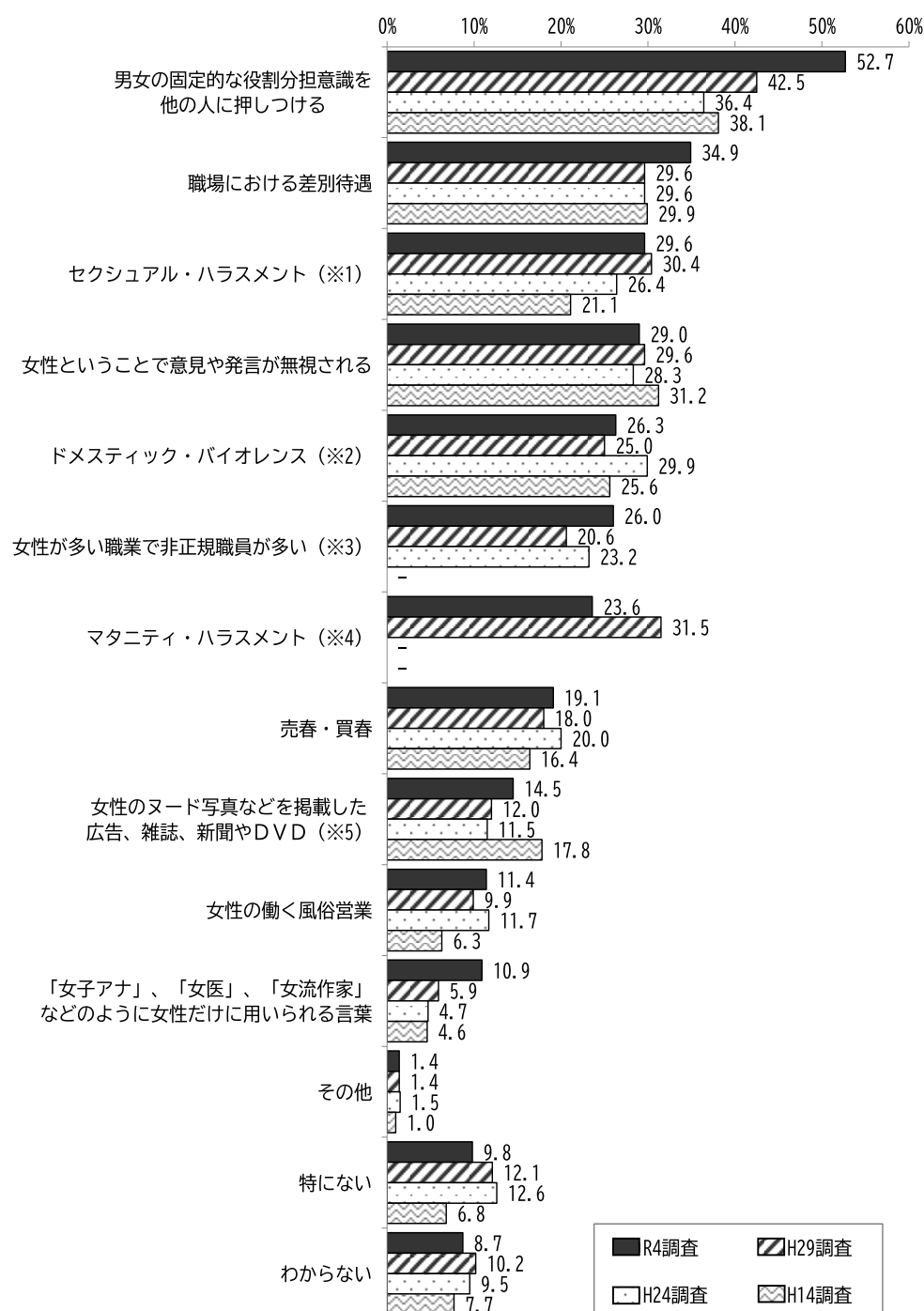
※12「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」：男女が共に女性問題について認識を深め、その解決に向けた様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設です。平成11（1999）年に「こうち女性総合センター『ソーレ』」として開館し、平成16（2004）年に現在の名称に変更しています。

※13 マタニティ・ハラスメント：「職場」において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や、育児休業を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境が害されること。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

図5 女性に関する人権上の問題点（％）

● 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※ H14 調査の回答条件は【3つまで○】。

（※1） 「セクシュアル・ハラスメント」は、H24 調査・H14 調査「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」との比較。

（※2） 「ドメスティック・バイオレンス」は、H14 調査「夫による妻への家庭内暴力」との比較。

（※3） H14 調査には、「女性が多い職業で非正規職員が多い」の回答項目は設定していない。

（※4） H24 調査・H14 調査には、「マタニティ・ハラスメント」の回答項目は設定していない。

（※5） 「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は、H14 調査「内容に関係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズなどを使用した広告」、「女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞」、「アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌」を合計したものと比較。

表2 女性の悩み事等の相談件数

(女性相談支援センター)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談件数	1,181	1,213	1,197	1,020	1,121
うちDV関係	445	547	474	290	347
割合	37.7%	45.1%	39.6%	28.4%	31.0%

(こうち男女共同参画センター「ソーレ」)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談件数	2,225	2,112	2,483	2,066	2,083
うちDV関係※	101	101	67	55	64
割合	4.5%	4.8%	2.7%	2.7%	3.1%

※「一般相談女性」からのDV相談

表3 DV被害者や行き場のない女性の一時保護や自立支援

(一時保護)

(人)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
人数	50	46	32	21	22
うちDV関係	37	36	25	14	17
割合	74.0%	78.3%	78.1%	66.7%	77.3%

(自立支援)

(人)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
人数	5	0	1	2	1
うちDV関係	2	0	1	1	1
割合	40.0%	0.0%	100%	50.0%	100%

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

表4 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数

(高知労働局雇用環境・均等室)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
件 数	34	24	36	45	52

表5 育児・介護休業等に関する相談件数

(高知労働局雇用環境・均等室)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
件 数	856	742	910	1,052	1,266

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
いわゆるマタニティ・ハラスメントについて	12	6	19	13	12

(2) 人権侵害の主な事例

ア DV等の相談

- 酒を飲んだ夫から、殴る蹴るの暴力を振るわれる
- 夫が生活費を入れてくれず、そのことを話すと、物を投げたり、壁を壊したり、引きずりまわされたりした
- 夫から「親姉妹や友人等との関係を絶って、つきあうな」などと強要され、携帯電話を毎日チェックされた
- 内縁夫から、仕事やPTAの関係で男性と話をしたり飲み会に行ったというだけで仕事やPTAを辞めろと命令された

イ 職場におけるハラスメント

- 事業主からホテルに誘われる等のセクシュアル・ハラスメントを受け、退職せざるを得なくなった
- 上司からセクシュアル・ハラスメントを受け、会社に相談したが、個人間の問題として対応が取られなかった
- 上司に妊娠を報告したら、「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた

ウ 育児・介護休業等に関するもの

- 育児休業からの復帰時、パートタイマーへ身分変更されたり、退職を強要された
- 期間雇用者が育児休業の取得を申出たら、契約期間が満了とも言われた

(3) 推進方針

家庭や職場、地域などあらゆる場面で、女性の人権がその他の性と対等に尊重され、配偶者等からの暴力や、性暴力被害への対策、困難な問題を抱える女性への支援を通じて、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を目指します。

- ①性別に関わらず平等に人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②あらゆる分野への女性の参画の推進
- ③女性に対するあらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

女性と男性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画し、共に支え合い、責任も分かち合う「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を推進します。

ア 教育

就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において、男女平等を目指す教育を推進します。

(ア) 就学前教育

友達と様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

全ての教育活動の場において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。

(ウ) 社会教育

市町村等で実施される各種講座等において、男女の自立や協力を目指した教育の充実や、女性の社会参画のための講座の開設、学習活動の支援に努めます。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

イ 啓発

「こうち男女共同参画プラン」の趣旨を広く県民に広めるとともに、女性の人権についての意識の高揚と女性の地位向上や、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組みます。

男女共同参画を推進する拠点施設である、「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」等において、「男女共同参画月間」※14に合わせた講演会や、男性向け講座、DV防止講演会等を開催するほか、市町村や団体、企業等が行う研修会に、講師・助言者を派遣するなど、県民の自主的な取組を支援します。

また、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を目指し、その象徴として、男性の育児休業の取得を強力に後押しするなど、「共働き・共育て」を県民運動として推進することで、社会全体の意識改革を図ります。

(ア) 地域社会における意識改革

「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」と市町村との連携を強化し、市町村男女共同参画計画の策定に向けた取組の支援をはじめ、出前講座事業や人材育成事業、講演会等の共同開催などに取り組みます。

また、女性リーダーの養成に向けた支援や、女性人材のネットワーク化の推進など、地域における女性の活躍の支援のほか、『ソーレ』による男性の家事・育児基礎講座や広報啓発の充実などに取り組みます。

(イ) 職場における意識改革

企業においても「共働き・共育て」を推進するため、仕事と育児の両立支援や、女性が働きやすい環境づくりに取り組む企業の取組を支援します。

また、企業版両親学級への支援や「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」による無料出前講座の充実を図ります。

※14「男女共同参画月間」：平成16年4月1日に施行された「高知県男女共同参画社会づくり条例」で、毎年6月を推進月間と定め、県民や事業者に男女共同参画への関心を高めていただくために、様々な取組を実施しています。

ウ 女性の社会参画

「こうち男女共同参画プラン」の趣旨をうけ、女性の社会参画や働く場をひろげる取組、環境を整える取組を推進します。

(ア) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。

また、女性県職員の登用、活用の推進や、学校現場における女性教職員の登用を図ります。

(イ) 雇用の場における男女平等の推進

職域拡大を促進し、男女の平等な待遇を促します。

また、子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えるとともに、出産や育児を理由とした不利な扱いをなくすよう取組を推進します。

エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実

DVを未然に防止するための啓発や、相談機能の充実、被害者の緊急保護・自立支援を行います。

また、様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性への支援については、特に相談や支援につながりづらい若年層等への広報等の充実に取り組みます。

女性相談支援センターを核とした包括的な支援体制の充実に向け、県における支援調整会議を設置し、市町村や、医療、福祉、保健、教育、司法関係者、民間団体など関係機関の連携強化や、地域間の情報共有等に取り組みます。

どの地域においても同様に、困難な問題を抱える女性が支援を受けられるよう、市町村の女性相談窓口の設置や、女性相談支援員の配置、支援調整会議の設置に向けた働きかけを行います。

オ 市町村における男女共同参画計画策定の支援

地域における男女共同参画を推進する上で基本となる、市町村の男女共同参画計画の策定に向けた取組を支援します。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

県の取組

取組 番号	取組の名称	担当課
24	様々な広報媒体等を活用した社会の意識改革に向けた取組	人権・男女共同参画課
25	ソーレによる講演会や講座等の実施、市町村等との連携強化	人権・男女共同参画課
26	市町村における男女共同参画計画策定の支援	人権・男女共同参画課
27	審議会等委員への女性登用	人権・男女共同参画課
28	配偶者等からの暴力の防止	人権・男女共同参画課
29	女性相談支援センター、ソーレ等の相談機能の充実	人権・男女共同参画課
30	D V被害者支援関係機関との連携強化	人権・男女共同参画課
31	困難な問題を抱える女性への支援に向けた若年層等への広報の充実	人権・男女共同参画課
32	県の支援調整会議による関係機関の連携強化、地域間の情報共有	人権・男女共同参画課
33	市町村における女性相談窓口の設置、女性相談支援員の配置、支援調整会議の設置	人権・男女共同参画課
34	ワークライフバランス推進企業認証事業	雇用労働政策課
35	女性活躍推進研修会等の実施	環境農業推進課
36	女性相談支援センターとの連携強化	県警人身安全対策課

達成目標

目標設定指標	出発点 (R4)	目標値 (R10)	担当課
男女共同参画講座への男性参加者数	ソーレでの主催 講座 586 人 ソーレの出前 講座 1,246 人 計 1,832 人	年間合計 2,000 人	人権・男女共同参画課
男女共同参画計画を策定した市町村数	11 市 14 町村	全市町村	人権・男女共同参画課
女性相談窓口を設置した市町村数	R6 より新設指標	全市町村	人権・男女共同参画課

【企業等に期待する取組】

女性の人権への正しい認識を深め、雇用における男女の実質的な平等などに向けた積極的な取組を期待します。

- ☐ 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」^{※15} など関係法令の趣旨や内容の理解促進及び性別やライフステージに関わらず働きやすい職場環境づくり
- ☐ 「女性活躍推進法」「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定と公表
- ☐ ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）が発生しない職場環境づくりと相談窓口の設置、発生した場合の迅速且つ適切な対応
- ☐ 企業における自主的な研修の実施
- ☐ 県や市町村等が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

固定的な性別役割分担意識に基づく社会的な慣習や、女性に対する偏見、アンコンシャス・バイアスなどを、女性と男性が共に力を合わせて解消するための自主的な取組を期待します。

- ☐ 身近なところでの学習会や交流会開催・参加など、男女の実質的な平等への自主的な取組
- ☐ 「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」が提供する男女共同参画に関する教育・啓発活動への参加と協力
- ☐ 男性による地域活動や家事・育児への積極的な参画
- ☐ 女性による地域活動等における意思決定への積極的な参画
- ☐ 県や市町村等が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

※15「育児・介護休業法」：正式な名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4（1992）年「育児休業法」を施行し、平成7（1995）年同法全面施行。同法を大幅改正し、平成11（1999）年「育児・介護休業法」施行。労働者の仕事と育児・介護との両立を支援するため、育児休業・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度等の措置、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための法定時間外労働及び深夜業の制限等について定めています。令和4（2022）年にも産後パパ育休（出生育児休業）の創設など大きな改正があり、直近では令和5（2023）年4月に改正・施行され、従業員1,000人以上の企業に、男性従業員の育児休業等の取得状況についての公表が義務付けられました。

3 子ども

子どもは未完成な存在として考えられ、そのことが強調されることによって権利の主体として尊重されなかったり、個性等の違いによって差別されることがあります。

しかしながら、子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されることが必要です。

国連では、昭和 34（1959）年に「児童の権利に関する宣言」（子どもの権利宣言）※₁を採択し、その 30 周年となる平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）※₂を採択しました。この条約では、全ての児童は、性や出身などでいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べることなどの権利が保障されることを規定しています。

国では、昭和 22（1947）年に「児童福祉法」、昭和 26（1951）年には「児童憲章」が制定され、国民は子どもを心身ともに健全に育成する義務があることが明記されるとともに、子どもの立場からその権利を確認するなど、子どもの福祉を増進し、健全な育成を図るための各種の施策が進められてきました。

その後、平成 6（1994）年に「子どもの権利条約」を批准し、平成 11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）が、平成 12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）※₃が制定されるなど、子どもの人権を保護し擁護するための環境の整備が進められています。

※1「児童の権利に関する宣言」（子どもの権利宣言）：昭和 34（1959）年 11 月、国連採択。国際的な子どもの人権保障宣言。前文で「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負っている」との基本的な課題を提示し、世界人権宣言（昭和 23（1948）年）やジュネーブ児童権利宣言（大正 13（1924）年）を受け継ぎ、これを発展・定着させる見地を表明しています。

※2「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）：平成元（1989）年 11 月、国連採択・平成 6（1994）年 4 月、日本批准。この条約は、18 歳未満の全ての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、国連総会で採択されました。

特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。

なお、この条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないことや、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。また、「「児童の権利に関する条約」について」文部事務次官（平成 6（1994）年 5 月 20 日）では、「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところではありますが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、さらに一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。」と、周知しています。

※3「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）：平成 12（2000）年 11 月施行・平成 16（2004）年 10 月改正・平成 20（2008）年 4 月改正・平成 29（2017）年 4 月改正。この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として定められています。

また、平成30(2018)年には、厚生労働省と文部科学省の連携のもと「新・放課後子ども総合プラン」※4が策定され、これまで以上に教育と福祉が連携し、子ども達の居場所を確保する取組の充実を求めています。その後、令和3(2021)年に答申された「「令和の日本型学校教育」の構築をめざして～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」※5、令和4(2022)年に改訂された「生徒指導提要」を踏まえ、急激に変化する時代の中で生きていくために育むべき資質・能力を明らかにし、多様な子ども達を誰一人取り残すことのない個別最適な学びの実現や、子ども達の全人的な発達・成長の実現を目指すこととしています。

体罰については、平成25(2013)年1月の「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」や同年3月の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」において、体罰禁止の趣旨の周知徹底や体罰の実態についての主体的把握、懲戒と体罰の区別についての具体例を示しています。なお同年5月に、運動部活動での指導を行う際の基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」において、体罰等の許されない指導と考えられる具体例が示されています。

いじめに関しては、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」※6が公布・施行され、同年10月に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」(国のいじめ防止基本方針)※7により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されています。これを受け、県、各市町村、各学校において、「いじめ防止基本方針」が策定されました。令和5年4月には、こども家庭庁※8が発足し、「こどもまんなか」の発想で社会総がかりのいじめ防止対策が推進されています。

※4「新・放課後子ども総合プラン」：平成26(2014)年7月に次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと「放課後子ども総合プラン」が策定されました。さらに当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向を踏まえ、平成30(2018)年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

※5「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」：令和3(2021)年に中央教育審議会により答申され、2020年代を通じて実現を目指すべき学びを明確にすると共に、それを実現するための必要な観点を①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う、②教員が子供の学びを最大限に引き出せるように教育に取り組む、③子供の学びや教員を支える環境の整備などをする、の3点とし、現代の学校教育環境が抱えるさまざまな課題を解決するために取組を推進しようとするものです。

※6「いじめ防止対策推進法」：平成25(2013)年6月公布・同年9月施行。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

※7「いじめの防止等のための基本的な方針」(国のいじめ防止基本方針)：平成25(2013)年10月策定、平成29(2017)年3月改定。いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めています。

※8「こども家庭庁」：令和5(2023)年4月に発足。いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進しています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

こうした中、少子化が進行し、また児童虐待相談件数が増加するなど子どもを取り巻く状況は深刻化しています。このため、令和4年（2022）年に、子どもの基本的人権を保障し、子どもが差別的な取扱いを受けることがないようにすること、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどを基本理念とする「こども基本法」※9が制定され、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指し、社会全体でこども政策を推進していくこととされています。

.....

※9「こども基本法」: こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

(1) 現状と課題

県では、次代を担う全ての子ども達が健やかに成長していくために、安心して生み育てられる環境づくりを積極的に展開し、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、子どもの人権に関しての様々な機会を通じた教育や啓発活動を行っています。

また、子どもの尊厳及び権利が守られ、健やかに成長できる環境をつくるため、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、基本施策を定めて推進し、全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を目的として、「高知県子ども条例」^{※10}を制定しています。

そして、「第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画及び高知県次世代育成支援行動計画（改定版）～高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）～」^{※11}や「高知県子どもの環境づくり推進計画」^{※12}、「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」^{※13}、「高知家の子どもの貧困対策推進計画～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～」^{※14}、「高知県いじめ防止基本方針」^{※15}を策定し、様々な取組を行っています。

※10「高知県子ども条例」: 平成16（2004）年制定時は「高知県こども条例」。平成25（2013）年1月改正・平成25（2013）年4月施行。
この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的としています。

※11「第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画及び高知県次世代育成支援行動計画（改定版）～高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）～」: 「次世代育成支援対策推進法」（平成15（2003）年制定）に基づき、平成17（2005）年、「こうちこどもプラン（前期計画）」策定・平成22（2010）年、「こうちこどもプラン（後期計画）」・平成27（2015）年、「高知家の少子化対策総合プラン（前期計画）」策定。令和2（2020）年に計画の改定に伴い、多くの取組が関連する「子ども・子育て支援事業支援計画」と一体とした「高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）」を策定し、誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てすることができる環境を整える総合的な施策を推進しています。

※12「高知県子どもの環境づくり推進計画」: 平成19（2007）年策定・平成24（2012）年、第二期策定・平成25（2013）年、高知県子ども条例改正施行により、第三期策定。平成30（2018）年、第四期策定。条例の目的及び基本理念を実現するための推進計画であり、13のプランを示しています。

※13「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」: 平成25（2013）年6月策定。少年非行の課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や、今後の目指すべき姿などを取りまとめて示しています。

※14「高知家の子どもの貧困対策推進計画～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～」: 平成28（2016）年3月策定。令和2（2020）年3月第2期計画策定。厳しい環境にある子どもたちの現状を検証・分析することを通じて、早急に解決すべき課題などを洗い出し、課題の解決に向けて必要となる支援策や、成果目標などを取りまとめて示しています。

※15「高知県いじめ防止基本方針」: 平成26（2014）年3月「いじめ防止対策推進法」に基づき策定、平成29（2017）年10月改定。高知県におけるいじめの防止等（いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処など）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等の基本的な方向に関する事項や、県が実施する施策に関する事項などについて、県内の市町村や市町村（学校組合）立学校を含めた県全体としての方向性や基本的施策を示しています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

令和6年(2024)度には、こども基本法の制定に基づく、政府によるこども政策を総合的に推進するための「こども大綱」策定に合わせ、既存の子ども・子育てに関連する計画を統合した「こども計画」を策定し、こどもの意見を反映させた取組を進めていきます。

平成26(2014)年9月には「高知県いじめ問題対策連絡協議会」※16を設置し、関係機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のために県が実施する施策を効果的に推進するとともに、各機関等の取組を促進させることにより、いじめの防止等のための対策の総合的な推進を図っています。

また、令和2(2020)年3月には、「高知県いじめ問題対策連絡協議会」において協議された内容や高知県いじめ防止基本方針をより具体化したものとして『「高知家」いじめ予防等プログラム」※17を作成、令和4(2022)年4月には同プログラム追補版を作成し、各学校や保護者、地域、関係機関・団体等に対し、いじめに関する理解と実践力の向上を図っています。

しかし、現在の子どもを取り巻く環境を見ると、依然として、いじめや児童虐待、あるいは養育上の問題など、深刻な問題があります。

令和4(2022)年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」などが子どもの人権上の問題点として上位になっています(図6)。

「高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査」によると、県内の小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、どの校種も全体的に横ばいが続いています。いじめ防止対策推進法施行以降、いじめの積極的な認知に向けた取組が進み、いじめの早期発見、早期対応につながる意識の表れと考えられます(表6)。このように、積極的認知や早期対応につながる体制整備が進んでいるものの、いじめの重大事態に至る場合があり、社会全体でいじめを生まない環境づくり(未然防止・早期発見・早期対応)が求められています。

いじめの問題には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の両面から、インターネット上のいじめ等不適切な書き込みを監視するネットパトロールや学校の取組への支援、いじめ等の問題をテーマにしたPTA人権教育研修やいじめ問題の解決に向けた子どもたちの主体的な取組への支援など、いじめ問題への取組を県民総ぐるみで推進しています。

また、児童相談所における児童虐待の対応件数もこの5年間で全国、県内とも増加しています(表7-1)。

※16「高知県いじめ問題対策連絡協議会」：「いじめ防止対策推進法」第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、平成26(2014)年9月設置されました。委員は学校、高知県教育委員会及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方検察庁、高知県警察本部、その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験者からなります。

※17『「高知家」いじめ予防等プログラム』：令和2(2020)年3月に作成し、高知県内のすべての学校・教員に配付しています。内容はいじめ問題の理解(定義・認知の現状等)、いじめ問題への保護者・地域・教員研修プログラム、いじめ予防等の学習プログラムの3章構成になっています。なお、令和4(2022)年4月に作成した追補版では子どものSOSサインへの気づきと理解(教員研修用プログラム)、不安や悩み、ストレス対処(児童生徒を対象とした学習プログラム)、大人社会での偏見、差別、人権侵害(教員・保護者・地域用研修プログラム)、ネットいじめと情報モラルについての理解の4章構成になっています。

子どもが健やかに育つ権利が守られているとは言いがたい状況の中、子ども自身が人権を大切に、他人を差別しない人間に育っていくためには、子どもの成長や発達段階に応じた適切な教育や環境づくりへの取組が重要です。

同時に、児童虐待などに関わる深刻な問題には、早期の発見と対応はもちろん、再発防止の徹底や予防対策なども含め総合的に対処することが不可欠であり、様々な相談体制の充実など家庭や学校、地域、行政が連携した取組の強化を図ることが重要です。

さらに、子どもに関わる新たな問題としてヤングケアラーがあります。ヤングケアラーは、本来大人が担うとされている家事や介護などを子どもが日常的に行うことで、勉強や自分の時間がとれないなど子どもの権利が侵害されている可能性があります。ヤングケアラーの問題は顕在化しやすく、また、その状態は様々であり、経済状況や家族の介護の状況など複合的な課題を有する傾向にあるため、ヤングケアラーに関する認知度の向上や、市町村や地域の支援機関などの多職種が連携した総合的な支援を行う必要があります。

図 6 子どもに関する人権上の問題点（％）

● 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）

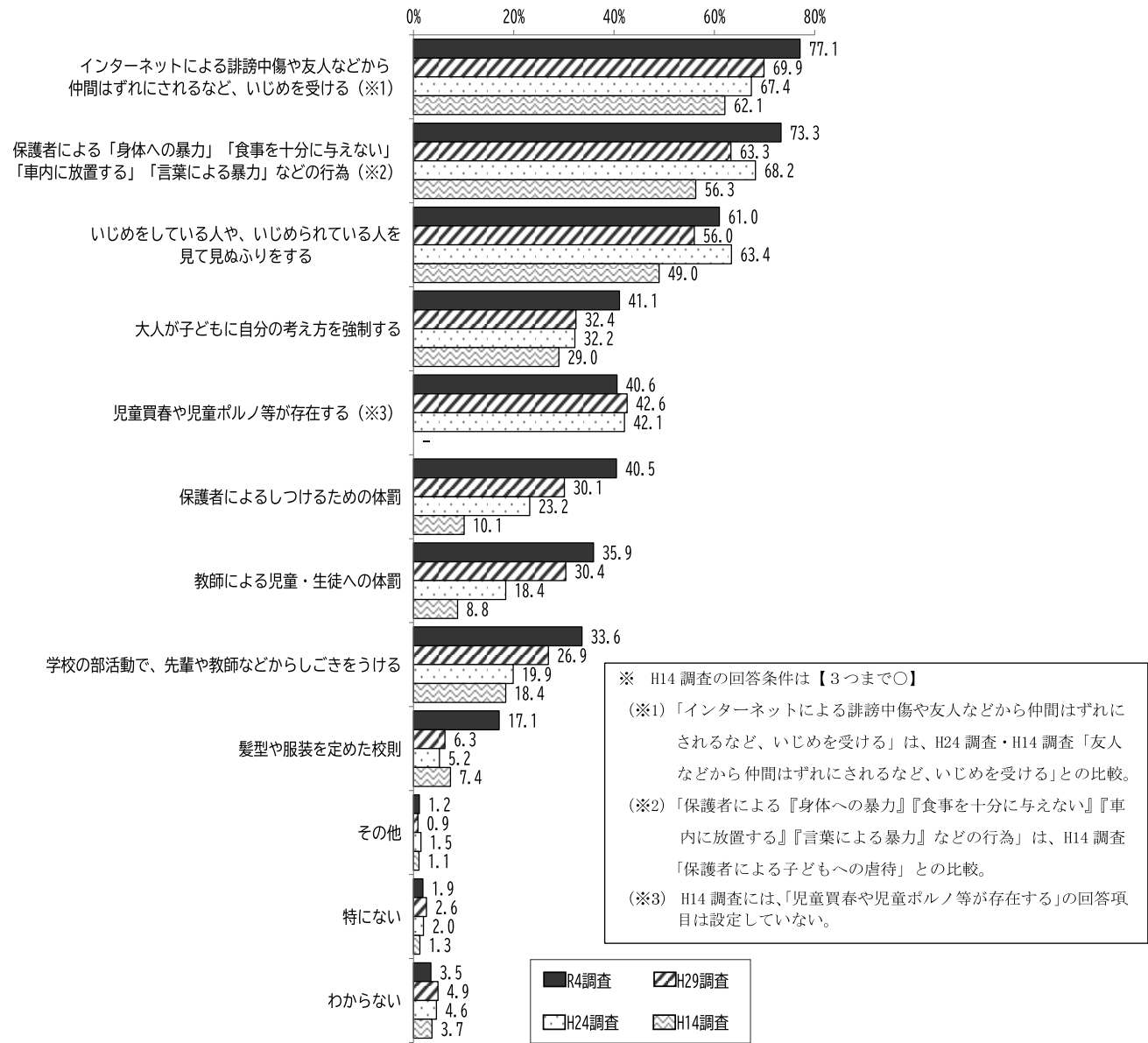


表 6 いじめの認知件数

（高知県生徒指導上の諸問題・児童虐待に関する調査＜高知県公立学校＞）

（件）

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
小 学 校	2, 320	2, 631	2, 715	2, 685	2, 771
中 学 校	692	758	643	582	650
高 等 学 校	330	354	311	297	289
特別支援学校	34	51	38	56	39
合 計	3, 376	3, 794	3, 707	3, 620	3, 749

表7-1 児童虐待の対応件数

(児童相談所における児童虐待相談対応件数)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
県 内	420	458	583	452	501
全 国	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170

※ 対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

表7-2 児童虐待の詳細（高知県）

(対応状況：R 4 年度 501 件の内訳)

項 目		件数	割合	項 目		件数	割合
虐待種別	身体的虐待	147	29.3%	被虐待児の 年齢構成	0～3歳未満	91	18.1%
	ネグレクト	61	12.2%		3歳～学齢前	118	23.6%
	心理的虐待	285	56.9%		小学生（7～12歳）	169	33.7%
	性的虐待	8	1.6%		中学生（13～15歳）	83	16.6%
					高校生（16～18歳）	40	8.0%
主たる虐待者	実母	156	31.1%	相談経路	学校等	28	5.6%
	実母以外の母親	2	0.4%		市町村機関	40	8.0%
	実父	88	17.6%		家族・親族	22	4.4%
	実父以外の父親	8	1.6%		警察等	284	56.7%
	その他	247	49.3%		近隣・知人	43	8.6%
					その他	84	16.7%

(2) 人権侵害の主な事例

ア いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」といじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25（2013）年度から定義されています。

※文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査における「いじめの態様」の分類

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- その他

イ 児童虐待

児童虐待とは、本来、子どもをあたたく守り育てるべき保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に保護するものをいう。）が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。

(ア) 身体的虐待

- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷など
- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなど
- 意図的に子どもを病気にさせるなど

(イ) ネグレクト（保護の怠慢等）

- 子どもの意思に反して学校等に登校させないなど家に閉じ込めたり、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなど子どもの健康・安全への配慮を怠っている行為
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）
- 親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、

誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりするなど

(ウ) 心理的虐待

- 言葉による脅かし、脅迫など
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- 子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうなど

(エ) 性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィティーの被写体などに子どもを強要するなど

ウ 体罰

学校における体罰は、「学校教育法」第11条において禁止されており、校長及び教員（以下、教員等）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与える、決して許されない行為です。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。

- 体罰と判断されると考えられる行為
 - ・身体に対する侵害を内容とするもの（生徒の頭を平手で叩く、頬をつねる等）
 - ・被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの（長時間正座させる、トイレに行かせない等）

(3) 推進方針

子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。

- ①子どもの人権を尊重した教育の推進
- ②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進
- ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進
- ④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進
- ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実
- ⑥児童虐待防止対策の推進
- ⑦子どもに関する相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

子どもの人権や個性を尊重した教育を推進するとともに、家庭や地域の役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や、子どもを人権侵害から守る取組を推進します。

ア 教育

就学前教育、学校教育、社会教育などが相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重に向けた取組を推進します。

(ア) 就学前教育

子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

子どもを一人の人間として尊重し、思いや願いを受け止めるとともに、一人ひとりが自分や他者を大切にできる心や態度を育む教育を推進し、家庭や地域との連携を通じて、子どもたちの意見を聞きながら、子どもたちが生き生きと安全安心に生活できる環境を整備します。

さらに、児童生徒理解に努め、いじめや不登校、問題行動等の予防、早期発見・早期対応・支援のための教職員体制の充実を図ります。

なお、体罰根絶に向けた取組として、教員等が体罰に関する正しい認識を持つための指導資料の活用や研修の充実を図ります。また日常的に体罰を防止する体制づくりとして、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できる風通しのよい職場環境の構築を図ります。

(ウ) 社会教育

子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。

なお、活動中に暴言や暴力行為等、不適切な指導が起こらないよう、関係団体等とも連携を図り、指導者等に対する研修や啓発資料の配布等を行っていきます。

また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。

さらに、こどもや若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画できる機会を設け、こどもや若者に関する全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化します。

イ 啓発

全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に関する啓発活動を実施します。

子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設けます。

また、子どもの人権を尊重する機運を高めるため、「こどもまんなか児童福祉週間」※18や「秋のこどもまんなか月間」※19などによる県民啓発を進めるとともに、子どもの人権に関する啓発資料の作成・配布を行います。

ウ 児童虐待防止対策

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に与える影響が大きいことから、子どもの最善の利益を優先し、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されるよう、予防対策から虐待を受けた子どもの保護やその家庭に対する支援などを行います。

また、児童虐待の発生予防、早期発見、児童虐待発生時の迅速な対応のため、相談・支援につながりやすい仕組み作りを構築するとともに、児童相談所や市町村の相談支援体制の強化を図り、子どもたちが安心安全に成長できる環境を整備します。

(ア) 児童虐待の発生予防・早期発見

県民に対しあらゆる機会を通じて、体罰禁止など虐待防止に関するもののほか、ヤングケアラーや予期せぬ妊娠など、幅広い普及・啓発活動を推進します。また、虐待対応ダイヤルやSNS相談窓口等の周知啓発や予期せぬ妊娠等の相談体制の強化を進めます。

(イ) 児童相談所の体制の強化

早期発見・早期対応、保護・支援にいたるまで、切れ目のない総合的な支援を進めます。

(ウ) 関係機関との連携強化

市町村や警察、学校などとの情報共有と連携を強化します。

(エ) 関係する職員などへの研修の充実

児童相談所職員や市町村職員などを対象とした、知識と対応力を身に付ける研修を実施します。

※18「こどもまんなか児童福祉週間」：期間は5月5日から5月11日まで。日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省（現厚生労働省）が昭和22（1947）年から実施しており、こどもの日（5月5日）を初日とした1週間となっています。なお、期間中は児童福祉にちなんだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。

※19「秋のこどもまんなか月間」：こども家庭庁では、11月を「秋のこどもまんなか月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動「オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーン」も行われています。この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーンを通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

エ 相談・支援体制の充実

ネットパトロールにおいて、インターネット上に不適切または問題のある書き込みが発見された場合、サイト管理者やプロバイダ等への削除依頼について、学校に対して助言、支援を行います。また、児童生徒の生命に関わるものや、緊急・早期の対応等が必要な投稿を検知した場合は、市町村（学校組合）教育委員会及び学校と連携して迅速な対応に努めます。

また、子どもたちにかかわる課題が複雑化・多様化する中で、子どもをはじめ、保護者や教職員等の相談に広く対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全公立学校への配置や心の教育センターの機能強化により、相談しやすい環境の整備を行います。

県の取組

取組番号	取組の名称	担当課
37	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権教育・児童生徒課
38	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等活用事業の実施	人権教育・児童生徒課
39	児童虐待に関する校内研修、体系的な教職員研修	人権教育・児童生徒課
40	いじめ防止対策等総合推進事業の実施	人権教育・児童生徒課
41	親育ち支援啓発事業	幼保支援課
42	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実	生涯学習課
43	青少年教育施設主催事業	生涯学習課
44	体罰に関する実態把握の仕組みづくり	保健体育課
45	心の教育センター相談事業	心の教育センター
46	子ども条例フォーラムの開催等	子育て支援課
47	官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの実施	子ども家庭課
48	児童相談所及び市町村の相談支援体制の強化	子ども家庭課
49	いじめ問題等に係る私立学校サポート専門家チーム派遣	私学・大学支援課
50	持続可能な子どものスポーツ環境整備事業	スポーツ課
34	【再掲】ワークライフバランス推進企業認証事業	雇用労働政策課

達成目標

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）	担当課
「全ての教育活動において人権教育の視点（人権に関する理解や人権感覚の育成）を確認し、組織的に取り組んでいる」学校の割合（強肯定の回答をした割合） ＜県の人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞	R6 より新設指標	100%	人権教育・児童生徒課
重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	0 件	0 件	子ども家庭課
市町村子ども家庭総合支援拠点（R6～こども家庭センター）の設置数	20 市町村	全市町村	子ども家庭課

【企業等に期待する取組】

子どもが人権感覚豊かに、健やかに成長していくためには、家庭における親子の対話やふれあいが必要です。そのためには、仕事と育児の両立が必要であり、仕事と育児の両立のできる職場環境づくりを期待します。

- ☐ ワークライフバランス※20に関する理解と意義の定着
- ☐ 「育児・介護休業法」で定める休業や休暇制度などの実行と定着
- ☐ 県や市町村等が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

子どもの成長にとって、家庭や地域の役割は非常に大切です。このため、家庭や地域で子どもを一人の人間として認め、自主性を尊重しながら、その成長や発達段階に応じた教育を行い、親の行動や生き方を通して、共感しあえる人間関係を築く力を育てることを期待します。

- ☐ スポーツ少年団や各種サークルの育成への理解と協力
- ☐ 県や市町村等が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

※20「ワークライフバランス」：「仕事と生活の調和」のことであり、若者の自立、就職問題から、非正規労働者の処遇の問題、過労死対策を含めた労働時間問題や年休取得促進、さらには、時間当たりの生産性の問題までが、その内容として言及されています

4 高齢者

高齢になっても自らの意思で主体的に生きたい、社会的活動に参加したいという思いは、誰もが持っています。しかしながら、個人差はありますが、多くの人は高齢になると身体の機能が低下し、また、それに伴う心理的な不安感も募り、周囲の何らかの手助け（心身のケア）が必要になってきます。

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健やかで生きがいを持って生活していくためには、社会の環境づくりとともに、家族をはじめとする周りの人たちが、高齢者は長年にわたり社会の一員として活動し、貢献してきた人たちであるという意識を持ち、敬意と感謝の気持ちを持って接していくことが大切です。

国連では、昭和 57（1982）年に高齢者に関する初めての世界会議を開催し、各国における高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」^{※1}を策定し、平成 3（1991）年には、「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の 5 原則を示した「高齢者のための国連原則」を定めました。

国では、平成元（1989）年に「高齢者保健福祉推進 10 ヶ年戦略」（ゴールドプラン）を、平成 6（1994）年には、ゴールドプランを見直した「新高齢者保健福祉推進 10 ヶ年戦略」（新ゴールドプラン）を策定し、平成 7（1995）年には、「高齢社会対策基本法」^{※2}を制定しました。そして、同法に基づき、平成 8（1996）年に、高齢社会対策の指針となる「高齢社会対策大綱」^{※3}が決定されました。

その後、平成 12（2000）年には、「介護保険制度」が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みがつくられました。

さらに、平成 17（2005）年には、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を図るための「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」）が制定され、高齢者虐待についての定義が規定されました。「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待の防止のみならず、高齢者を養護する人の支援も施策の柱の一つとされ、自治体による相談窓口の設置、高齢者虐待防止に関する事項の周知、専門的な人材の確保や資質の向上、体制の整備、迅速な対応等により、高齢者の権利擁護を図る施策が推進されてきました。

※1 「高齢者問題国際行動計画」: 昭和 57（1982）年、国連採択。この計画は、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への関与と参加の問題に視点を移し、そのような視点からの政策の推進を求めたものです。

※2 「高齢社会対策基本法」: 平成 7（1995）年 11 月公布・同年 12 月施行。この法律では、高齢者が様々な社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であることが基本理念として謳われています。

※3 「高齢社会対策大綱」: 政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められるものです。平成 8（1996）年 7 月に閣議決定されて以降、経済社会情勢の変化等を踏まえ、平成 13（2001）年、平成 24（2012）年、平成 30（2018）年に見直しが行われています。平成 30（2018）年 1 月に閣議決定された新たな「高齢社会対策大綱」では、「高齢者」の捉え方の意識改革、老後の安心を確保するための社会保障制度の確立、高齢者の意欲と能力の活用、地域力の強化と安定的な地域社会の実現、安全・安心な生活環境の実現、若年期から「人生 90 年時代」への備えと世代循環の実現の 6 つの基本的考え方を踏まえ、分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針が示されています。

(1) 現状と課題

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる急速な高齢化が進行しています。令和4（2022）年10月1日現在の人口推計における本県の65歳以上の高齢人口は約244千人で、県人口の約36%を占め、県民の約3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えています。

こうした現状のなか、高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において健やかで生きがいを持って安心して暮らし続けていくためには、その人の能力等に応じた就労機会の確保や社会参加の促進、その人の状態に応じた、自立と尊厳を支えるサービスが受けられる体制づくり、地域住民の力を活かした支え合いの仕組みづくりが重要です。

県においては、「高知県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」※4を策定し、3年ごとに見直しを行いながら、高齢者の人権擁護に向けた取組等も含め、高齢者の保健福祉の向上を目指した取組を推進しています。

令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」、「アパートなどの住宅への入居を拒否される」、「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」、「道路、乗物、建物等でバリアフリー※5化、ユニバーサルデザイン※6化が図られていない」といったことが、高齢者に関する人権上の問題点として上位にあがっています（図7）。

高齢者への身体的、心理的、経済的虐待などの人権侵害は依然として発生しており、市町村が受け付けた相談・通報のうち虐待の事実が認められた件数は、養介護施設等の従事者によるもの、養護者によるもの、いずれも増加傾向にあります（表8-1、表8-2）。

また、高知県高齢者・障害者権利擁護センター※7の高齢者総合相談へも相談が寄せられており（表9）、認知症高齢者の増加や、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加、高齢者を介護する家族にとって、身体的、精神的、経済的な負担が大きいことなど、高齢者を取り巻く環境には多くの課題があります。

こうしたことから、高齢者が社会の一員として人権が尊重され、健やかで生きがいを持って安心して生活していくためには、今後も、高齢者を取り巻く多くの課題を解決していくための取組をさらに推進し、継続していくことが必要です。

※4「高知県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」：本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。3年ごとに見直しを行っており、令和6（2024）年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画」を策定しています。

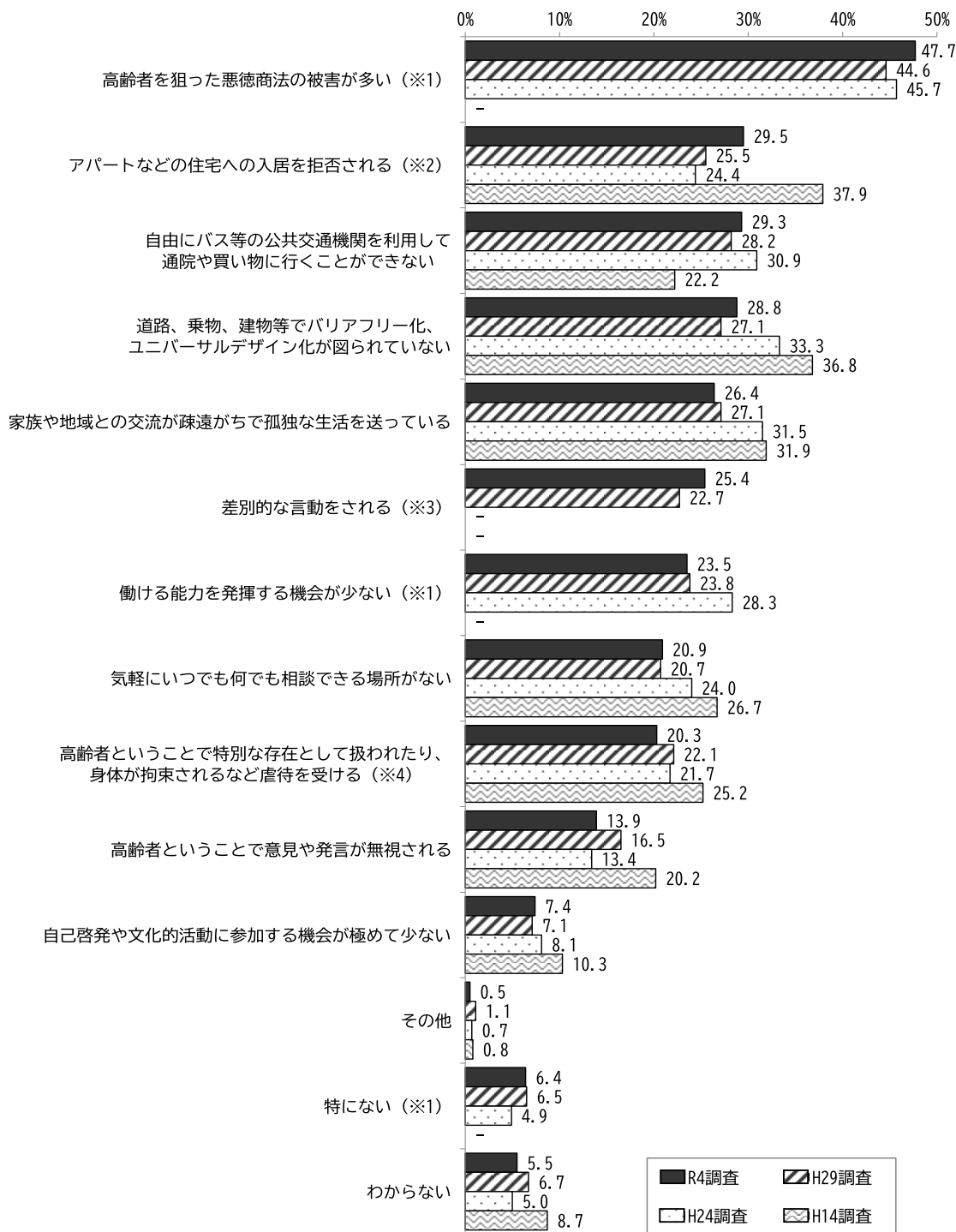
※5「バリアフリー」：主に高齢者や障害のある人が、生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための取組や障壁を取り除いた状態のことをいいます。

※6「ユニバーサルデザイン」：文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わず、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。バリアフリーが「障害者などが生活していく上で障壁となるものを取り除くこと」を指すのに対して、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がない環境デザイン」のことをいいます。

※7「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」：高齢者やその家族からの生活や健康・介護に関する身近な心配ごとや、法律に関する専門的な相談、障害者やその家族、市町村からの権利擁護に関する相談を受け付けています。また、障害者への使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理を行うほか、市町村に対して行う権利擁護専門家チームの派遣調整や研修会の開催など、権利擁護の取組を推進するための支援を行っています。

図7 高齢者に関する人権上の問題点（％）

● 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※ H14 調査の回答条件は【3つまで○】

- （※1） H14 調査には、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」「働ける能力を発揮する機会が少ない」「特にない」の回答項目は設定していない。
- （※2） 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、H24 調査「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」及び、H14 調査「アパートなどの住宅への入居や就労が高齢者というだけで制限されること」との比較。
- （※3） H24 調査・H14 調査には、「差別的な言動をされる」の回答項目は設定していない。
- （※4） 「高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」は、H24 調査・H14 調査「高齢者（特に認知症高齢者）ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」との比較。

表8-1 養介護施設等従事者による人権侵害の状況

(市町村受付)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談・通報件数	35	19	19	23	23
うち虐待の事実が認められた件数	12	13	6	4	8

表8-2 養護者による人権侵害の状況

(市町村受付)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談・通報件数	218	235	261	248	286
うち虐待の事実が認められた件数	85	97	135	124	133

表9 高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談状況

(高齢者総合相談)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談件数	674	1,138	575	525	434
うち人権に関する件数	0	1	2	0	3

(2) 人権侵害の主な事例

- 家族から身体的・心理的虐待を受けている
- 認知症の高齢者が家族から経済的虐待を受けている
- 自宅を訪問してきた業者に、しつこく勧誘され、断り切れず屋根の工事の契約を結ばされた
- 認知症の高齢者のもとに、リフォーム業者がたびたび訪れて契約し、高額な料金で工事が行われていた

(3) 推進方針

高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していける社会の実現を図ります。

- ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
- ②世代を越えた交流やふれあいの機会の充実
- ③高齢者の雇用や社会参加の促進
- ④高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

高齢者に対する理解や高齢者の人権について関心を高める取組、高齢者の人権が尊重される取組を推進します。

ア 教育

高齢者への理解を深め、豊かな人間性を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

高齢者等と触れ合い、自分の感情や意思を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、相手に対して親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

高齢化の進行を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会やその課題に関する理解を深める教育を推進します。

高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間のふれあいの機会の充実を図ります。

(ウ) 社会教育

社会教育関係講座や各種団体などにおいて、高齢社会の問題点や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるための学習機会の提供や充実を図り、高齢者の持つ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を設けます。

イ 啓発

高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組や啓発活動を促進します。

「高知県立ふくし交流プラザ」※8などで実施されている、高齢者と同じ身体的な状況の疑似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組を行うとともに、認知症に対する正しい知識を普及、啓発するため「認知症サポーター」※9の養成に取り組みます。

また、市民のネットワークや各種ボランティア活動との連携強化や、啓発パンフレットなどの作成・配布、テレビ、SNS、ホームページ等を活用し、高齢者の積極的な社会活動や介護問題などについて、県民にわかりやすい広報活動に努めます。

ウ 高齢者の雇用や社会参加

高齢者が社会参加しやすい環境づくりに関する取組を促進します。

(ア) 高齢者の能力を活用した就業の促進

シルバー人材センター等が実施する、高齢者の能力を広く活用する機会の確保や、就業機会の拡大に向けた取組などを支援します。

※8「高知県立ふくし交流プラザ」：明るく豊かで活力のある長寿・福祉社会づくりを推進するための総合施設で、全階に視覚障害者誘導システムや障害者用トイレを設けるなど、障害のある人や高齢者に配慮した様々な工夫がされている施設です。

※9「認知症サポーター」：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を見守り支える応援者のこと。自治体（市町村・都道府県）または企業・職域団体（従業員を対象とする）が実施する「認知症サポーター養成講座」（90分）を受講すれば、だれでも認知症サポーターになることができます。

(イ) 高齢者の社会参加の促進

「ひとにやさしいまちづくり」のために必要な施策の促進や地域でのボランティア活動など、高齢者の生きがい活動を支援します。

エ 高齢者の相談・支援体制の充実や人権擁護・権利擁護に関する取組

高齢者の人権や権利を守るため、高齢者と関わる機会の多い職員等の資質向上に努めます。

(ア) 高齢者虐待の防止

虐待防止に関する啓発活動を行うとともに、養介護施設の職員等を対象とした研修を実施します。また、市町村や「地域包括支援センター」※10が高齢者自身の生活上の課題や、ヤングケアラーなどその家族を含めた課題に対応し、他機関と連携しながら包括的な支援ができるよう、対応力を向上するための支援を行います。

(イ) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者やその家族からの、生活や健康、介護などについての様々な心配ごとや、法律に関する専門的な問題に対して無料で相談に応じる、「高齢者・障害者権利擁護センター」を設置し、相談体制の充実や日常生活自立支援専門員・生活支援員等の資質の向上に努めます。

また、成年後見制度※11の利用促進に向け、県や専門職団体、関係機関等で組織する「高知県権利擁護支援ネットワーク」において、市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援の検討等を行うとともに、アドバイザーの派遣を行うなど、市町村の取組を支援します。

県の取組

取組番号	取組の名称	担当課
51	介護講座事業	地域福祉政策課
52	福祉サービスの利用支援	地域福祉政策課
53	福祉教育・ボランティア活動の促進	地域福祉政策課
54	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施	長寿社会課
55	老人クラブの育成事業	長寿社会課
56	高齢者総合相談窓口の設置や虐待防止研修等の実施	長寿社会課
57	認知症サポーターの養成等	長寿社会課
34	【再掲】ワークライフバランス推進企業認証事業	雇用労働政策課
58	シルバー人材センターへの財政支援、指導・助言	雇用労働政策課

※10「地域包括支援センター」：地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行います。

※11「成年後見制度」：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

達成目標

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）	担当課
地域連携ネットワーク（権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるための地域の関係者による連携の仕組み）の中心となる「中核機関」を設置している市町村	16 市町村	全市町村	地域福祉政策課 長寿社会課

【企業等に期待する取組】

高齢者の人権についての認識を深める取組や、高齢者の社会参加などに配慮した取組に期待します。

- ☐ 高齢者の使いやすい福祉機器・用具の開発
- ☐ 定年延長や再雇用、多様な雇用の場の創出
- ☐ 高齢者が社会に参加・貢献するシルバー人材センター事業等の取組への協力
- ☐ 県や市町村等が実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

高齢者に対し敬意と感謝の気持ちを持って接し、高齢者の持つ知識や技能、豊富な経験に学ぶ活動に期待します。

- ☐ 高齢者との交流活動への積極的な参加
- ☐ 高齢者の社会的活動への協力
- ☐ 要介護高齢者やひとり暮らし高齢者などへの見守りや支え合い
- ☐ 「老人週間」※12への取組をはじめ、様々な世代間交流活動などへの積極的な参加
- ☐ 家庭や地域における高齢者の経験等に学ぶ自主的な活動
- ☐ 県や市町村などが実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

※12「老人週間」：国民の祝日に関する法律が改正され、「敬老の日」が「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、平成14（2002）年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」としています。

5 障害者

人は誰もが、生まれながらにして、個人として尊重され、住み慣れた地域のなかで幸せな生活を送る権利を持っています。しかしながら、障害のある人が、地域の一員として日常生活や社会生活を送ろうとすると、様々な社会的障壁※₁があります。

こうした社会的障壁をなくし、障害のある人が尊重されるように、国連では、昭和 50（1975）年に「障害者の権利に関する宣言」※₂を採択し、障害のある人の人権保障の基準を示しました。そして、昭和 56（1981）年を「完全参加と平等」を基本理念にした「国際障害者年」と定め、世界各国に取組の推進を求めるとともに、予防・リハビリテーション・機会均等化の3つを柱にした「障害者に関する世界行動計画」を策定し、昭和 58（1983）年からの10年間を「国連障害者の10年」として決めました。

また、平成 18（2006）年には、障害者の権利及び尊厳を保護し、取組を促進するために、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）※₃を採択し、日本は、平成 26（2014）年1月に批准しています。

国では、平成 5（1993）年に「障害者基本法」※₄が制定され、全ての障害者は個人としての尊厳を有し、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが定められました。

また、同年には、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」※₅を理念に、全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくりを推進することを定めた10年を期間（平成 5（1993）年度～平成 14（2002）年度）とする「障害者対策に関する新長期計画」（のちの「障害者基本計画」※₆）を決定し、平成 7（1995）年には、この計画の重点施策実施計画として「障害者プラン」が定められ、障害のある人に関する施策を総合的、計画的に推進することが示されました。

平成 16（2004）年には、「障害者基本法」が改正され、障害を理由にした差別等の禁止や障害のある人の自立、社会参加による福祉の増進について、国や地方公共団体などの責務が規定されました。

※1「社会的障壁」：障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

※2「障害者の権利に関する宣言」：昭和 50（1975）年12月、国連採択。同決議には、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。…」と記されています。

※3「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）：平成 18（2006）年12月、国連採択。平成 26（2014）年1月、日本批准。この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められています。

※4「障害者基本法」：平成 5（1993）年12月公布・施行。昭和 45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が改正されたもので、特徴は、（1）従来からの対象だった身体障害者（内部障害者を含む）と知的障害者に精神障害者が加えられたこと。（2）法の基本理念と目的が、「障害者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと。（3）国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたことなどである。なお、その後、平成 16（2004）年6月、平成 23（2011）年8月、平成 25（2013）年6月に改正されています。

※5「ノーマライゼーション」：障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方です。

※6「障害者基本計画」：「障害者基本法」に基づき策定が義務づけられているもので、「障害者対策に関する新長期計画」（平成 5（1993）年度～平成 14（2002）年度）が第1次障害者基本計画となり、第2次（平成 15（2003）年度～平成 24（2012）年度）、第3次（平成 25（2013）年度～平成 29（2017）年度）、第4次（平成 30（2018）年度からの5年間）と策定されています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

さらに、平成 23（2011）年には、内閣の「障がい者制度改革推進本部」のもとに設置された「障がい者制度改革推進会議」での議論を踏まえ、基本理念や「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直しなどの改正が行われました。

福祉制度は、平成 15（2003）年に、行政がサービスの提供の可否や種類等を決定する、いわゆる「措置制度」から、障害のある人が自らサービスを選択し、事業者と直接契約する「支援費制度」に改められました。平成 18（2006）年には、「支援費制度」の地域格差や障害種別ごとの格差といった諸問題を解決するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、さらに、平成 25（2013）年には、「障害者基本法」の改正等を踏まえて「障害者総合支援法」に改められ、難病患者等がサービスの対象となりました。

その他、平成 18（2006）年には、障害のある人等が日常生活において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進等を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が、平成 21（2009）年には、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなどを内容とする「改正障害者雇用促進法」が施行され、民間企業等で障害者雇用が進むなど、障害者の社会参加が進みました。一方で、平成 30（2018）年には国や地方自治体において、法定雇用率の算定方法を定めたガイドラインの不適切な解釈等により雇用率が規定を満たしていない事例などがあったことが問題となりました。

障害のある人の権利擁護については、平成 24（2012）年 10 月には、障害のある人への虐待の防止に関する施策の促進や通報義務を課すことを記した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、平成 28（2016）年 4 月には、不当な差別的取扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮^{※7}を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、それぞれ施行されるなど、障害のある人の人権が尊重されるための法整備が進められています。

平成 29（2017）年 2 月には、令和 4（2020）年に東京オリンピック・パラリンピック大会を契機として、「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを推進するための「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」^{※8}が策定されました。

令和 4 年 5 月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、障害のある人の情報の取得・利用及び意思疎通に係る施策の推進に向けた地方公共団体や事業者・国民の責務等が明記されました。

※7「合理的配慮」：行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

令和 3（2021）年に障害者差別解消法が改正され、令和 6（2024）年 4 月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

※8「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」：平成 29（2017）年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議で決定。同行動計画において「心のバリアフリー」については、学習指導要領改訂を通じ、すべての子どもたちに「心のバリアフリー」の指導が実施されるよう取り組むほか、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及、全国で障害者等へのサポートを行い、人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みの創設などの施策を行うこととしました。また、地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用することや、人権擁護委員等の研修において「心のバリアフリー」に関する説明を行うこと等の取組が盛り込まれました。

(1) 現状と課題

県では、平成9（1997）年に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」※9を制定するとともに、平成16（2004）年には、ノーマライゼーションを基本理念とする「高知県障害者計画」（計画期間：平成15（2003）年度から平成24（2012）年度まで）を策定し、「共生社会」の実現に向けた施策に取り組んできました。

令和5（2023）年には、新たな「第3期高知県障害者計画」（計画期間：令和5（2023）年度から令和11（2029）年度まで）を策定し、「障害福祉計画・障害児福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などと併せて、障害のある人が、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

しかし、今なお障害のある人が日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別を受けたり、社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている状況があります（表10）。

令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「就労の機会が少ない」、「差別的な言動をされる」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」など、障害のある人に対する差別や障害のある人にとっての様々な障壁に関することが障害のある人に関する人権上の問題点の上位を占めています（図8）。

また、障害のある人への虐待については、県及び市町村で虐待に関する相談・通報・届出を受け付けていますが、そのなかには、虐待の事実があったと認められた事例もあります（表11-1・表11-2）。

障害のある子どもの教育に関しては、平成24（2012）年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられ、その後、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けて制度改正が行われてきました。

また、令和3（2021）年6月に「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」が公表され、障害のある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等、障害のある子どもやその保護者、市区町村教育委員会を始め多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら、就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が示されました。

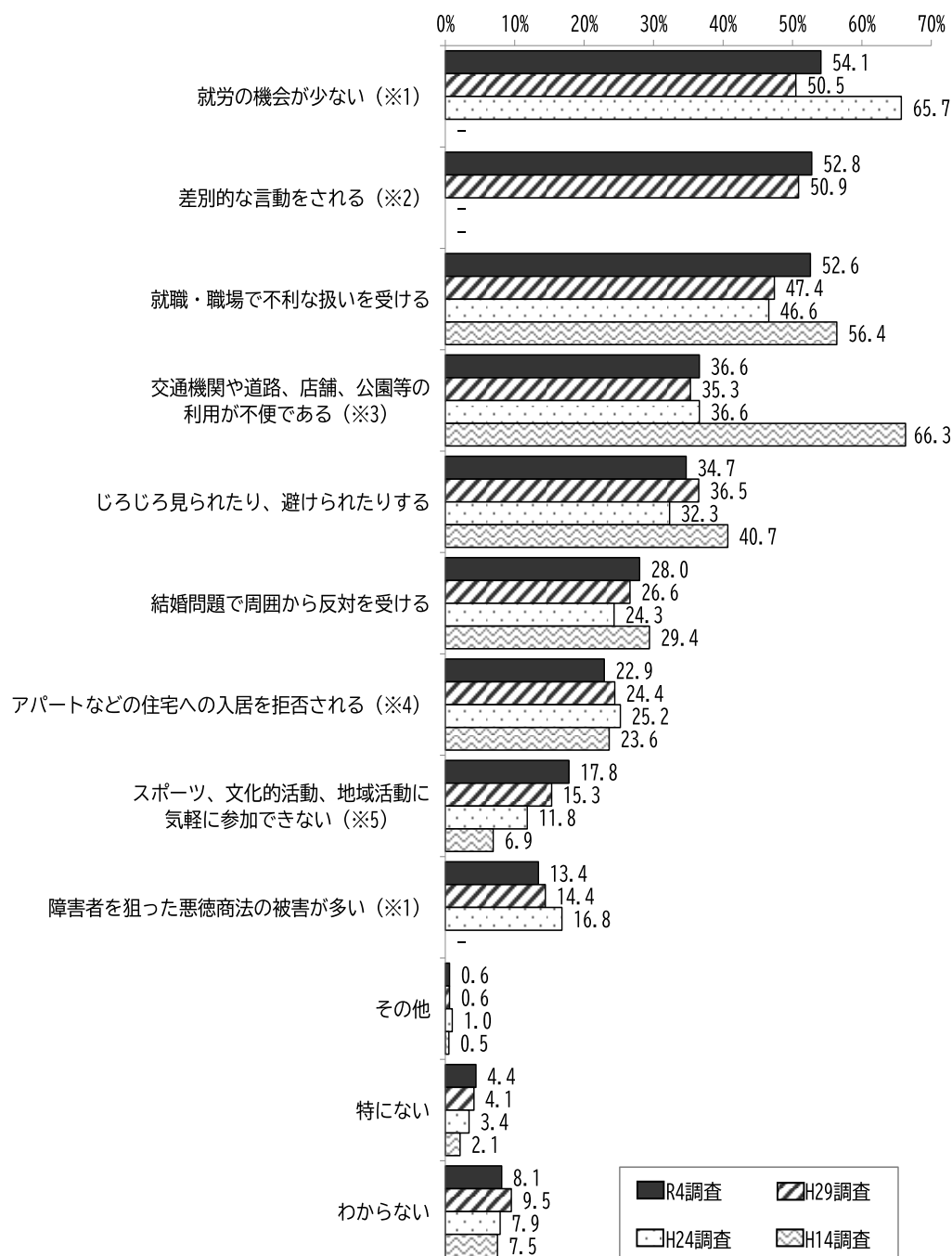
学校教育においては、障害のある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。県教育委員会では、令和2（2020）年3月に「第2期教育大綱」「第3期教育振興基本計画」を策定し、発達障害※10を含む全ての障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図っています。

※9「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」：平成9（1997）年3月25日公布・同年4月1日施行・平成11（1999）年12月27日改正・平成12（2000）年4月1日施行。この条例の目的については、同条例第1条に、「この条例は、ひとにやさしいまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、もってすべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」と記されています。

※10「発達障害」：「発達障害者支援法」（平成16（2004）年12月公布・平成17（2005）年4月施行）には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

図8 障害者に関する人権上の問題点（％）

● 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※ H14 調査の回答条件は【3つまで○】

（※1） H14 調査には、「就労の機会が少ない」「障害者を狙った悪徳商法の被害が多い」の回答項目は設定していない。

（※2） H24 調査・H14 調査には「差別的な言動をされる」の回答項目は設定していない。

（※3） 「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」は、H14 調査「外出時に道路、店舗、公園等の利用が不便なこと」、「外出時に交通機関の利用が不便なこと」を合計したものとの比較。

（※4） 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、H24 調査・H14 調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。

（※5） 「スポーツ、文化的活動、地域活動に気軽に参加できない」は、H24 調査・H14 調査「スポーツ・文化活動・地域活動に参加できない」との比較。

表 10 高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談状況

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
総 数	60	45	61	78	60
うち人権・法律相談	13	7	13	22	19

表 11-1 障害者福祉施設等従事者による人権侵害の状況

(県及び市町村受付)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談・通報・届出件数	24	10	11	16	20
うち虐待の事実が認められた件数	8	1	1	1	7

表 11-2 養護者による人権侵害の状況

(県及び市町村受付)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談・通報・届出件数	21	26	20	29	34
うち虐待の事実が認められた件数	8	4	5	13	17

(2) 人権侵害の主な事例

- 障害がある人に対する嫌がらせや偏見
- 肉親から日常的に暴力を受けている

ア 施設や企業での人権侵害

人権侵害に対して自ら訴えることが困難な人がいます。また、障害のない人と比べて、リストラされやすいことがあります。

- 最低賃金が守られていない（最低賃金減額特例の許可手続の不備など）
- 就労している障害のある人に対する上司や同僚からの暴言

イ 財産管理の問題

障害のある人のなかには金銭管理が十分にできない人もおり、保護者等が金銭管理をしている場合があります。

- 保護者等の生活費に障害のある人の年金があてられる、搾取される

ウ 社会参加への障害

- 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）に自転車などを置くこと
- 車いすを利用している人の駐車スペースに、健常者が駐車している

エ 言葉の問題

障害のある人に対して（または障害に対して）心ない言葉を使ったり、何気ない気持ちで言った言葉が、障害のある人の心を傷つけていることがあります。

(3) 推進方針

障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」の実現を目指します。

- ①障害及び障害のある人に対する正しい理解や、合理的配慮の提供等に関する普及・啓発の推進
- ②身近な地域での相談・支援体制の充実や権利擁護に関する取組の推進
- ③障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進
- ④障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立った特別支援教育の推進
- ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ⑥社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（利用のしやすさ）環境の整備
- ⑦「ひとにやさしいまちづくり」の推進

(4) 今後の取組

【県の取組】

社会全体が障害や障害のある人について正しく理解する取組や、障害のある人の人権が尊重される取組を推進します。

ア 教育

障害について正しく理解し、障害のある人との交流等を通じて、互いに支え合う心を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

障害のある人や子どもと共に過ごす経験をすることや、互いに認め合い仲間として気持ちを通じ合うことの実感を通して、将来、障害に対して正しい理解をもち、相互に人格と個性を尊重し合えるための教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

学校教育活動全体を通じて、障害者に関する理解、社会的支援や介助・福祉の問題等の課題に関する理解を深める教育を推進します。併せて、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システム^{※12}の構築や、交流及び共同学習の機会を積極的に設け、ふれあう機会を通じて、障害や障害のある人に関する理解を深め、人を尊重する態度、尊敬や思いやる気持ちなど、豊かな人間性を育むための教育を推進します。

また、特別支援教育の体制整備を推進し、その質的な向上を図っていきます。

さらに、発達障害等のある子どもが、自分の特性を生かして社会的・職業的自立ができるよう取組を推進します。

(ウ) 社会教育

障害や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、偏見や差別をなくしていくために、学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を通して相互理解を深める教育を推進します。

※12「インクルーシブ教育システム」：「障害者の権利に関する条約」（平成18（2006）年、国連採択）第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると述べられています。

イ 啓発

障害や障害のある人に対する理解を深める広報や啓発活動に努めます。

「障害者週間^{※13}の集い」や「障害者作品展」などを通じて、障害のある人となない人の交流を図り、相互理解を深めます。

また、研修会の開催や、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を行います。

広報活動としては、テレビ・新聞等のマスメディアや県、市町村、関係団体の広報誌等を活用した啓発活動により、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発に努めます。

また、各分野における情報アクセシビリティの向上を推進し、障害のある人が必要とする情報を十分に取得・利用できるように、情報保障に関する普及啓発を強化します。

ウ 障害のある人の社会参加と雇用の促進等

障害のある人が生き生きと暮らせるよう、障害のある人の社会参加を推進するための環境整備や、雇用を促進する取組を推進します。

(ア) 障害のある人の社会参加の推進

「ひとにやさしいまちづくり」の推進や文化・芸術活動、障害者スポーツの振興など、障害のある人が社会的活動に参加しやすい環境を整備します。

(イ) 障害のある人の雇用の促進等

労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター^{※14}及び障害者就業・生活支援センター^{※15}などの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援や職場定着に取り組めます。

県においては、障害のある人を対象とした採用選考試験の広報活動の充実に努めます。

.....
※13「障害者週間」: 期間は12月3日から12月9日まで。昭和57（1982）年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50（1975）年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16（2004）年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。

なお、県はこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のある人となない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週間の集い」を毎年、実施しています。

※14「障害者職業センター」: 障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所（ハローワーク）と連携をとりながら、就職のための相談から就職後の職業適応指導までの一連の業務を行います。

※15「障害者就業・生活支援センター」: 障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

エ 障害のある人の相談・支援体制の充実や人権擁護・権利擁護等に関する取組

障害のある人の人権や権利を守るため、正しい情報の提供や啓発等を行うとともに、差別解消に向けた取組を推進します。

(ア) 障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進

県は、施設の監査において、サービス提供事業者に対する指導を徹底するとともに、高知県高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待の防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動などを実施していきます。

また、成年後見制度の普及に努めます。

(イ) 差別解消の取組の推進

医療・福祉・法曹など障害者施策に関連する部署や学識経験者、当事者などから構成される「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害のある人への差別の解消や合理的配慮の提供に関する相談や相談事例に係る情報の共有・協議を通じて、事実解決のための取組や類似事案の発生防止の取組などを推進します。

障害を理由とする差別の解消は、全ての県民がともに解決すべき社会全体の課題であると捉えて、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、差別を解消し、社会的障壁を取り除くよう、差別解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。県では、障害を理由とする差別をなくすことで障害のある人もない人も全ての県民が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、県、市町村、県民及び事業者が一体となって取組を進めるため、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を制定することとしています（令和6（2024）年4月施行）。

今後は、「障害者差別解消法」の趣旨を周知するため、関係機関と連携した普及啓発を行います。

また、令和6年4月からの民間事業者による合理的配慮の提供の義務化に併せて、障害のある人やご家族だけでなく、事業者からの相談にも対応するため、専門相談員を県に配置し、相談・支援体制の充実を図ります。加えて、相談員等への相談によって問題が解決しない場合には、「障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」による紛争解決を図ることとします。

県の取組

取組 番号	取組の名称	担当課
59	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流の充実	特別支援教育課
60	「特別支援学校教諭免許状」保有率向上のための認定講習の受講促進	特別支援教育課
61	就労等支援の充実	特別支援教育課
62	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実	生涯学習課
63	特別支援教育セミナーの開催	教育センター
64	「障害者週間の集い」の開催	障害福祉課
65	「ひとにやさしいまちづくり事業」の実施、「こうちあったかパーキング（障害者用駐車場交付制度）」の推進、「タウンモビリティ推進制度」の実施	障害福祉課
66	ヘルプマークの配布や普及啓発の実施	障害福祉課
67	「高知県障害者美術展」の開催	障害福祉課
68	障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進	障害福祉課
69	障害者差別解消法に基づく取組	障害福祉課
70	「障害者作品展」の開催	障害保健支援課
71	「障害者就労支援対策事業」の実施	障害保健支援課
72	「障害者職業訓練」の実施	障害保健支援課
73	「高知県障害者スポーツ大会」、「全国障害者スポーツ大会派遣事業」の実施	スポーツ課
74	障害者を対象とした採用選考試験の広報活動の充実	人事委員会事務局

達成目標

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）	担当課
障害者差別解消法の認知度	48.2%	80%以上（R11目標） ※R7に中間調査予定	障害福祉課
障害者の委託訓練（実践能力習得訓練コース）修了者における就職率	75%	85%以上	障害保健支援課

【企業等に期待する取組】

障害や障害のある人に対する理解を深め、社会参加を推進する取組を期待します。

- ☐ 障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ☐ 障害や障害のある人に対する理解のための職場研修の実施
- ☐ 病院など公共的な施設などにおけるユニバーサルデザインに向けた取組
- ☐ 「ひとにやさしいまちづくり」への取組
- ☐ ユニバーサルデザインの商品開発
- ☐ 県や市町村等が実施する障害のある人の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

障害や障害のある人に対する理解を深め、人権の尊重と社会参加に配慮した取組を期待します。

- ☐ 障害や障害のある人に対する正しい理解のための研修会などへの参加
- ☐ 障害のある人との交流の場・ボランティア活動への積極的な参加と協力
- ☐ 街なかでの、障害のある人への心配り（やさしさを行動に）
- ☐ 「ひとにやさしいまちづくり」への取組
- ☐ 家庭や地域における自主的な学習の取組
- ☐ 県や市町村等が実施する障害のある人の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

6 感染症患者等

I エイズ・HIV

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

こうした感染症のうち、エイズについては、その原因はHIV^{※1}といわれる非常に感染力の弱いウイルスであり、通常ではうつりにくい病気であることがわかっています。

エイズに関して、国連では、昭和63（1988）年にWHO（世界保健機構）がエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別や偏見と差別の解消を図るため、毎年12月1日を「世界エイズデー」^{※2}と定め、啓発活動の実施を提唱しました。

国では、昭和61（1986）年から翌年にかけて全国的にエイズ問題がクローズアップされ、当時は、治療方法や感染経路などが特定し難い病気であるという情報などによって、国民のエイズに対する認識が誤ったイメージとして定着しました。

その後、平成4（1992）年に公衆衛生審議会の専門委員会が、誤った理解に基づく差別や偏見が根強く存在している現状から、国民を対象にした幅広い啓発が必要とのアピールを行いました。

平成10（1998）年には、患者等の人権尊重に配慮した内容の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」^{※3}を制定し、翌平成11（1999）年に「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）を公表しました。

また、平成18（2006）年には、「エイズ予防指針」が改正され、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな施策の方向性を示し、国や地方公共団体、医療関係者などが共に連携して総合的な取組を推進していくこととされました。

※1「HIV」：HIV（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）。エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体のなかで増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

※2「世界エイズデー」：WHO（世界保健機構）は、昭和63（1988）年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。なお、平成8（1996）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。

※3「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」：平成10（1998）年公布・平成11（1999）年施行。従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」^{※G}の3つの法律を統合し制定。この法律の前文では、「エイズ等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と明記し、患者等の人権尊重に配慮した内容になっています。なお、同法は数回の改正を行っており、平成19（2007）年4月改正では、「結核予防法」の統合や、人権尊重や最小限度の措置の原則を明記しています。

※G「エイズ予防法」：正式名称は「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」。平成元（1989）年1月公布・同年2月施行。後天性免疫不全症候群（エイズ）の予防及び後天性免疫不全症候群患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、後天性免疫不全症候群が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。なお、この法律は、平成11（1999）年に廃止されています。

そして、平成 24 (2012) 年には、さらに同指針が改正され、性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年、言語的に障壁や文化的障壁のある外国人及び性的指向の側面で配慮の必要なMSM (男性間で性行為を行う者をいう) などの個別施策層※4に対して、人権や社会的背景に最大限配慮した、きめ細かく効果的な施策を実施することが追加されました。

その後も、個別施策層を中心に新規H I V感染者・エイズ患者が報告されており、報告数は平成 20 (2008) 年をピークに年間約 1,500 件前後で横ばいで推移しています。また、近年の抗H I V療法の進歩は、感染者等の生命予後を改善した一方で、エイズを発症した状態で感染が判明した者の割合が依然として約 3 割と高い水準となっているなど、早期発見に向けたさらなる施策が必要であるとされています。こうした状況から平成 30 (2018) 年 1 月に第 3 次の改正が行われ、効果的な普及啓発、発生动向調査の強化、保健所等・医療機関での検査拡大及び予後改善に伴う新たな課題へ対応するための医療の提供の方針が示されました。

(1) 現状と課題

県では、エイズや結核、B 型・C 型肝炎等の感染症に関して、自分の健康は自分で守るという観点から、正しい予防知識及び予防行動の普及を行っています。また、「H I V 検査普及週間 (6 月 1 日～6 月 7 日)」での時間外の検査や相談の実施、「世界エイズデー」にあわせた啓発活動、学校教育と連携したエイズ予防・啓発教育などにも取り組んでいます。

こうした国・県のエイズに関する様々な情報の提供や取組により、社会のエイズに対する理解は一定進んできましたが、今なお、誤った認識や偏見が存在しています。感染症発生時には、患者を取り巻く環境のなかで、全国的には正しい知識や理解の不足による差別や偏見、プライバシーの侵害などが、いまだにみられる状況です。

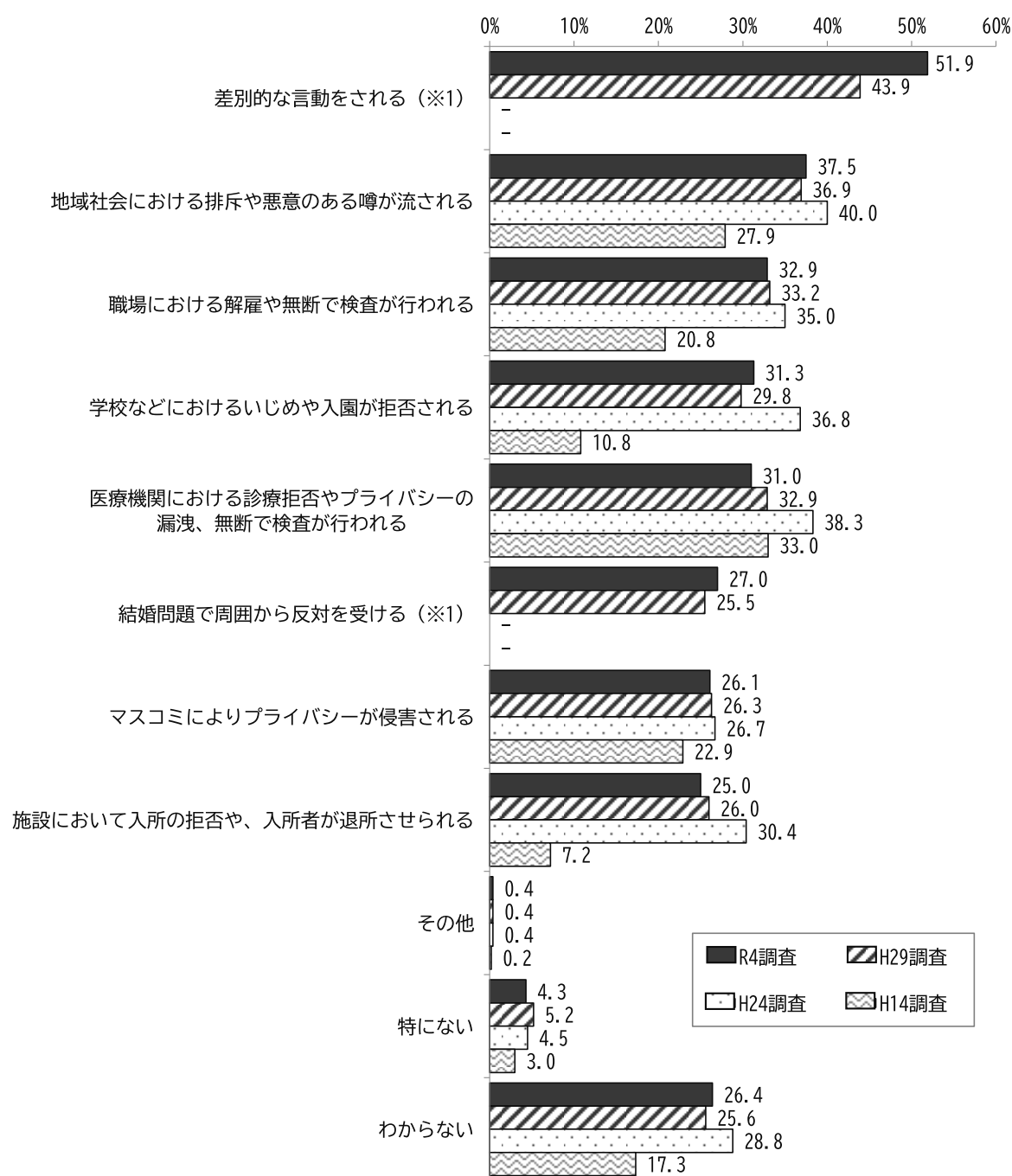
令和 4 (2022) 年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、エイズ患者・H I V 感染者、その家族等に関する人権上の問題点として、「差別的な言動をされる」、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」、「職場における解雇や無断で検査が行われる」、「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」などが上位になっています。一方、「わからない」とする回答が 25.6%となっています (図 9)。

保健所への相談件数は、年によって増減があります (表 12) が、今後も、エイズ等の感染症について、より一層の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権を大切にしたい社会づくりを行っていくことが必要となっています。

※4 「個別施策層」: 感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいいます。

図9 エイズ患者・HIV感染者、その家族等に関する人権上の問題点（％）

● エイズ患者・HIV感染者、その家族等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※ H14 調査の回答条件は【2つまで○】

（※1） H24 調査・H14 調査には、「差別的な言動をされる」「結婚問題で周囲から反対を受ける」の回答項目は設定していない。

表 12 HIV についての相談件数

(保健所受付)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
H I V 相談	97	109	59	30	63

(2) 人権侵害の主な事例

- 就職の際に、H I V 感染を理由に採用が取り消された
- 医療機関で差別的な対応や診療拒否をされたりした
- 職場の上司にH I V 感染症であることを伝えたら退職を促され、翌日退職した

※人権侵害につながりかねない状況

- ・エイズ患者・H I V 感染者がプライバシーの漏洩による周囲の偏見による不安から身近な市町村の窓口への制度利用の申請ができない。
- ・H I V に感染しているのか不安な人（このなかには感染者も含む）が、周囲の偏見による不安から、地元の保健所に検査・相談に行くことを躊躇する状況がある。

(3) 推進方針

患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。

- ①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供
- ③エイズ患者・H I V 感染者への相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組**【県の取組】**

高知県感染症対策連携協議会エイズ・性感染症対策部会や市町村、関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を推進します。

ア 教育

エイズ患者やH I V 等の感染症について、正しい知識を身に付け、偏見や差別をなくす教育を推進します。

(ア) 就学前教育

生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

エイズ患者やH I V 感染者等に対するいたづらな不安や偏見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、エイズ等に関する理解を深める教育を行います。

(ウ) 社会教育

社会教育関係講座や各種団体などにおいて、エイズ等に関する正しい知識の普及を図るため、情報の提供や学習機会の充実に努めます。

イ 啓発

エイズ等の感染症や感染予防対策について、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

「世界エイズデー」を中心としたキャンペーンやレッドリボン運動^{※5}の普及にあわせた啓発活動に取り組みます。

テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、エイズ等の感染症や感染予防対策についての正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

ウ エイズ患者・H I V感染者への相談・支援体制

エイズ患者・H I V感染者への相談体制の充実に努めます。

県の取組

取組番号	取組の名称	担当課
75	学校におけるエイズ教育の実施	健康対策課
76	新たな啓発活動の検討・実施	健康対策課
77	H I V検査・相談の啓発活動の強化	健康対策課
78	エイズ拠点病院と連携した取組	健康対策課

達成目標

目標設定指標	出発点 (R4)	目標値 (R10)	担当課
H I V検査受検者数・相談件数	受検者数 259 件 相談件数 63 件	受検者数 350 件 相談件数 120 件	健康対策課
世界エイズデーやじんけんフェスタ等のイベントを通じてH I Vに関する正しい知識の普及啓発を行う	年1回	年6回以上 (各保健所圏域での開催含む)	健康対策課

※5「レッドリボン運動」:エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンを付ける運動で、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンを付けたことに由来しています。

【企業等に期待する取組】

エイズ等の感染症に対する正しい認識を深め、雇用や企業活動などにおいて、差別や偏見のない取組を期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施するエイズ等の感染症に関する教育・啓発活動への参加と協力
- ☐ エイズ等の感染症に対する正しい認識を深めるための研修など、職場における積極的な取組

【県民に期待する取組】

エイズ等の感染症に対する正しい認識を深め、差別や偏見をなくしていく取組を期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施するエイズ等の感染症に関する教育・啓発活動への参加と協力
- ☐ レッドリボン運動などへの参加

6 感染症患者等 Ⅱ ハンセン病

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、このことにより偏見、差別が助長されてきました。

実際は、「らい菌」の感染力は極めて弱く、現在は治療薬もあり、早期に治療すれば身体に障害が残ることはありませんが、治療薬ができる以前に病気が進行した人たちのなかには、重い後遺症が残った人が多くいます。

国では、明治40（1907）年に制定された「^{らい}癩予防二関スル件」からハンセン病政策がはじまり、昭和6（1931）年に制定された「^{らい}癩予防法」（昭和28（1953）年に「らい予防法」に改正）以降発病した人は、ハンセン病療養所に強制的に終生隔離されるなど、非人間的な扱いを受け、患者と家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

「らい予防法」は平成8（1996）年に廃止され、平成13（2001）年には、強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されました。これに対して国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

これらの取組により、ハンセン病元患者等が受けた被害の回復については、一定の解決が図られているところですが、未解決の問題も残されています。とりわけ、社会に根強く残る偏見・差別の解消、元患者が地域社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことができる環境整備などです。

これらの問題の解決のため、元患者等による努力が重ねられ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が、平成21（2009）年に施行されました。これに伴い、国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障、社会復帰の支援及び社会生活の援助、名誉回復及び死没者の追悼、親族に対する援護等に関する施策を実施することとなりました。

（1）現状と課題

県では、これまで、啓発冊子の配布や中高生による療養所訪問などの交流事業、療養所入所者の里帰り支援などに取り組んできました。

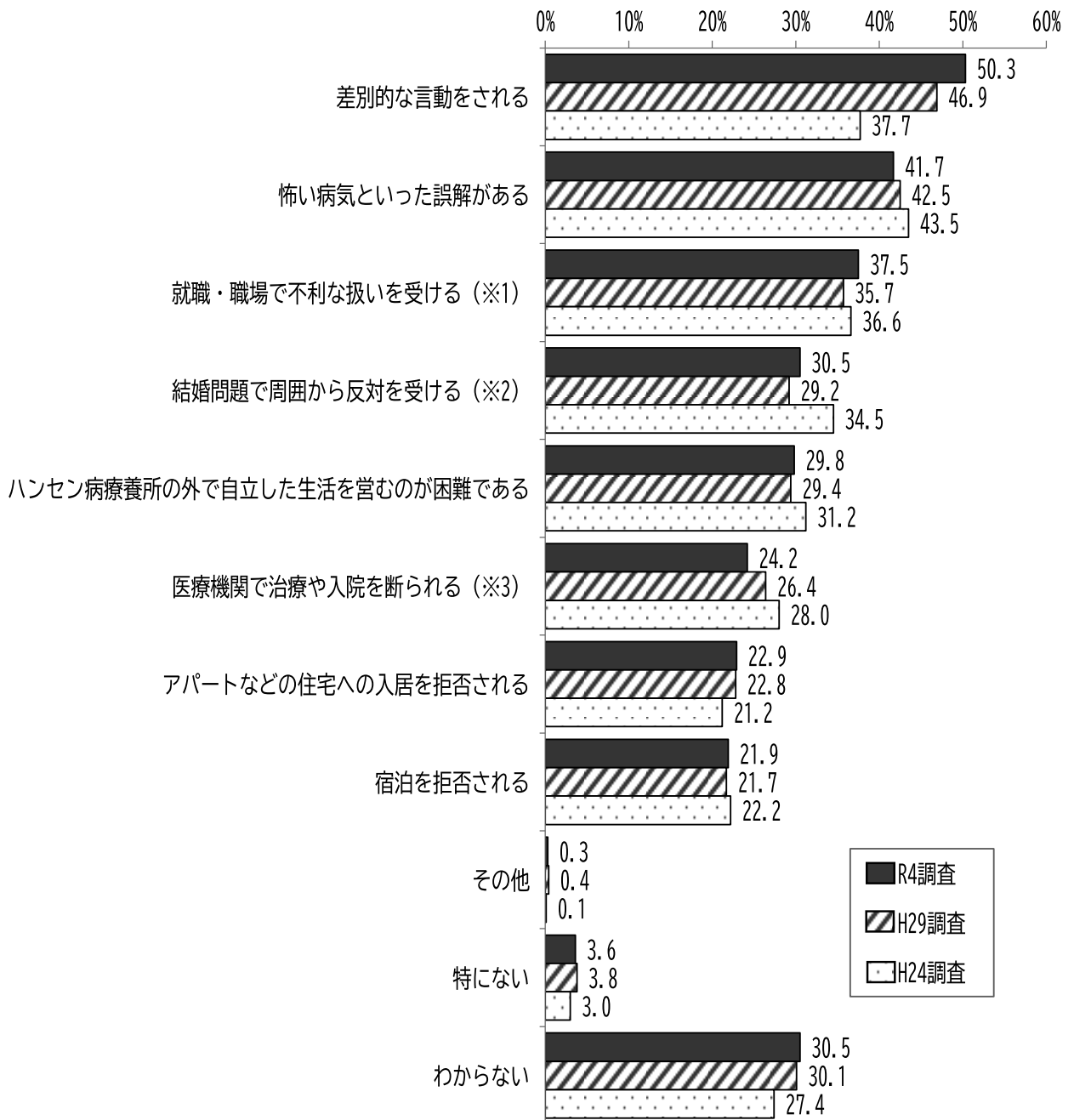
しかしながら、こうした取組の成果がみられる一方、現在も社会のなかでは、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点として、「差別的な言動をされる」、「怖い病気といった誤解がある」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「結婚問題で周囲から反対を受ける」などが上位になっています。一方、「わからない」とする回答が30.5%となっています（図10）。

このような現状を踏まえ、今後も引続き、入所者が里帰りしやすい体制づくりや、ハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発が求められています。

図10 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点（％）

- ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
（○はいくつでも）



（※1） 「就職・職場で不利な扱いを受ける」は、H24 調査「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」との比較。

（※2） 「結婚問題で周囲から反対を受ける」は、H24 調査「家族等の結婚問題で周囲が反対をする」との比較。

（※3） 「医療機関で治療や入院を断られる」は、H24 調査「医療機関で治療や入院を断る」との比較。

(2) 人権侵害の主な事例

※入所者との意見交換などで得られたこれまでの療養所内外における事例

- 療養所への入所後、ハンセン病は治癒していると言われたにもかかわらず、入所生活を継続させられた
- 入所中に断種、中絶等の処置をさせられるなど、非人道的な扱いを受けた
- ハンセン病という理由で入所させられたにもかかわらず、職員が行うべき重症患者の看護、介護その他作業に従事させられた
- 療養所に近い郡部の店では、入店を断られたことがあった
- 療養所への入所後、家族の縁談が破談になった
- 患者・元患者の親族も、故郷では差別を受けるため、他地域での生活を余儀なくされている
- 療養所にいる元患者のなかには、近所との関わりを気にして、ホテルなどで家族と会い、実家には帰らない人もいる（現在も続いている状態）

(3) 推進方針

ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

ハンセン病元患者等への支援と、ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育・啓発を推進します。

ア 教育

ハンセン病に関する正しい知識を身に付け、ハンセン病及びその感染者への理解を深める教育を推進します。

(ア) 就学前教育

生命の大切さと人権を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

児童生徒の発達段階や実態に応じ、ハンセン病についての正しい知識を身に付け、偏見や差別意識を解消する教育を行います。

(ウ) 社会教育

社会教育関係講座や各種団体などにおいて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を図るため、情報の提供や学習機会の充実に努めます。

イ 啓発

テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。

ウ ハンセン病元患者等への支援体制

ハンセン病元患者等が安心して生活できるための支援や交流事業を実施します。

(ア) ハンセン病元患者等との交流促進

中高生やボランティアグループ等の療養所訪問など、交流によって正しい知識や認識を得られる活動を推進します。

また、ハンセン病元患者の里帰りについても支援を継続していきます。

(イ) ハンセン病元患者等への支援

ハンセン病元患者やその家族への支援体制の充実を図ります。

県の取組

取組番号	取組の名称	担当課
79	ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発	健康対策課
80	中高生による療養所訪問及び入所者との交流会の実施	健康対策課
81	ハンセン病元患者の里帰り事業の実施及び職員による療養所訪問の実施	健康対策課

達成目標

目標設定指標	出発点 (R4)	目標値 (R10)	担当課
中高生による療養所訪問校	0 校	延べ 15 校 (3 校／年 以上)	健康対策課
パネル等による啓発活動	年 3 回	年 3 回以上	健康対策課
ハンセン病元患者の里帰り事業の実施及び職員による療養所訪問	希望者の 100%	希望者の 100%	健康対策課

【企業等に期待する取組】

ハンセン病に対する正しい認識を深め、企業活動などにおいて、差別や偏見のない取組を期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施するハンセン病に関する教育・啓発活動への参加と協力
- ☐ ハンセン病に対する正しい認識を深めるための研修など、職場における積極的な取組

【県民に期待する取組】

ハンセン病に対する正しい認識を深め、差別や偏見をなくしていく取組を期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施するハンセン病に関する教育・啓発活動への参加と協力

6 感染症患者等

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症等

（１）現状と課題

令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的にまん延し、同年、本県でも初めて感染者が確認され、その後感染が拡大し、我々の生活や経済に大きな影響を及ぼしました。

県民の感染への不安が拡大していく中、個人の情報をSNS等で拡散する行為や、特定の飲食店が感染源かのような誤った情報の発信などにより、医療機関や保健所等に多くの相談や苦情が寄せられ、感染拡大を防ぐ本来の活動の大きな妨げともなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、感染された方や医療関係者等への差別や誹謗中傷、ワクチンの接種に関する差別などの人権上の問題が発生しました。

誤った情報や知識に基づく不当な差別や偏見は、決してあってはならないものです。

感染は、自分や大切な家族にも起こりうることであり、他人事ではなく、自分のことと捉え、自分や自分の大切な人たちがされたらどう思うかを想像してみることも、差別や偏見をなくすことにつながります。

これまでの間、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくすために、公式ホームページや広報誌、新聞広告、テレビCMのほか、啓発チラシやポスター、啓発冊子の配布、相談窓口の設置などの取組を実施してきました。

今後、新たな感染症が発生した場合は、新型コロナウイルス感染症のまん延過程で発生した人権上の問題への対応事例を踏まえて、感染者等への差別や誹謗中傷を防止するために、適切な時期に啓発を実施するとともに、一人ひとりの人権が尊重されるための取組を進めていく必要があります。

（２）人権侵害の主な事例

- 新型コロナウイルス感染症に感染した後、勤め先から辞職を促された
- ワクチンを接種していないことで、差別的な取り扱いを受けた
- 新型コロナウイルス感染症の感染源であるかのように言われ、誹謗中傷を受けた

（３）推進方針

新たな感染症が発生した場合、感染症の患者等が差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①新たな感染症についての正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②新たな感染症についての正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③新たな感染症患者等への支援体制の充実

7 外国人

国連において、昭和 40（1965）年に採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）^{※1}は、我が国でも平成 7（1995）年に批准され、国内においても人種差別や外国人差別などあらゆる差別の解消に向けた取組が進められてきました。また平成 28（2016）年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が成立し、民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を目指すこととしています。

平成 31（2019）年に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（改正入管難民法）が施行され、新たな在留資格である「特定技能」が創設されるなど、今後一層の外国人住民の増加が予想される中、国は令和 4（2022）年に、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべきビジョン及び取り組むべき事項を掲げた「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、令和 8（2026）年度までを対象期間として、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進していくこととしています。また平成 18（2006）年に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」は令和 2（2020）年に改訂され、地域における外国人住民のさらなる参画・貢献を目指しています。

文部科学省では、平成 18（2006）年度から平成 21（2009）年度まで、国際理解を深め、国際社会で主体的に活躍できる人材を育成するための「国際教育推進プラン」を実施し、国際教育を推進するためのモデルカリキュラムの開発等の実践研究を行い、その普及に努めました。

さらに、外国人の子どもの公立学校での受入れに当たり、適切な日本語指導や適応指導を行う体制を支援するため、日本語指導等を行う教員を配置するため加配定数の措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修の実施、自治体が行う初期適応指導教室の実施や、支援員の配置等の取組を支援する事業を実施しています。

（1）現状と課題

令和 5（2023）年 6 月現在、県内には、74 の国・地域、5,663 人の外国人が暮らしています。国籍別に見ると、ベトナム籍が 1,366 人と最も多く、中国籍 937 人、フィリピン籍 822 人、韓国・朝鮮籍 458 人と続いています。総数では、概ね年々増加傾向にあり、この 5 年間では、平成 30（2018）年 6 月の 4,371 人に比べ 1,292 人、29.6％の増加となっています。

※1「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）：昭和 40（1965）年 12 月 21 日、国連採択。日本は平成 7（1995）年 12 月に批准、翌平成 8（1996）年 1 月 14 日に発効。この条約でいう「人種差別」とは、人種・皮膚の色・世系（descent：出生によって決定される社会的地位や身分）・民族的または種族的出身（origin）に基づく区別や除外、制約や優先であって、政治・経済・社会・文化その他の公的な生活の分野で、人権と基本的自由の平等の立場での承認や享有や行使を無効にしたり害する目的や効果を持つものを意味しています。
この条約の履行を確保するため、締約国は種々の国内措置をとっており、また「人種差別撤廃委員会」という国際機関を設置しています。この委員会は、締約国の報告を審議し、異議申立てを受理するほか、一定の条件で、個人や団体の申立ても受理し、審理することができるようになっています。

県では、これまで「(公財) 高知県国際交流協会」※2を中心に、国際理解のためのイベントなどの開催、外国人のための日本語教室、相談業務などを行ってきています。令和元(2019)年5月には、高知で暮らす外国人が、生活に関わる様々な事柄について適切な情報や対応機関に迅速にたどり着けるよう、情報提供及び相談を行う一元的な窓口「高知県外国人生活相談センター(愛称:ココフォーレ)」を設置しました。また、近年では市町村や関係団体と連携して、地域における日本語教室の開設などにも取り組んでいます。さらに、県教育委員会では、義務教育を受けられなかった方や外国籍の方を含む中学校の学習内容を学び直したい方を対象として「高知国際中学校夜間学級」(夜間中学)を令和3(2021)年度に開設しています。

しかし、言語・文化・習慣・価値観などの相互理解が十分でないことや、人種、民族、国籍などに対する固定的なものの見方が人権侵害につながる場合もあります。

令和4(2022)年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」、「差別的な言動をされる」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「アパートなどの住居への入居を拒否される」などが外国人に関する人権上の問題点の上位になっています(図11)。

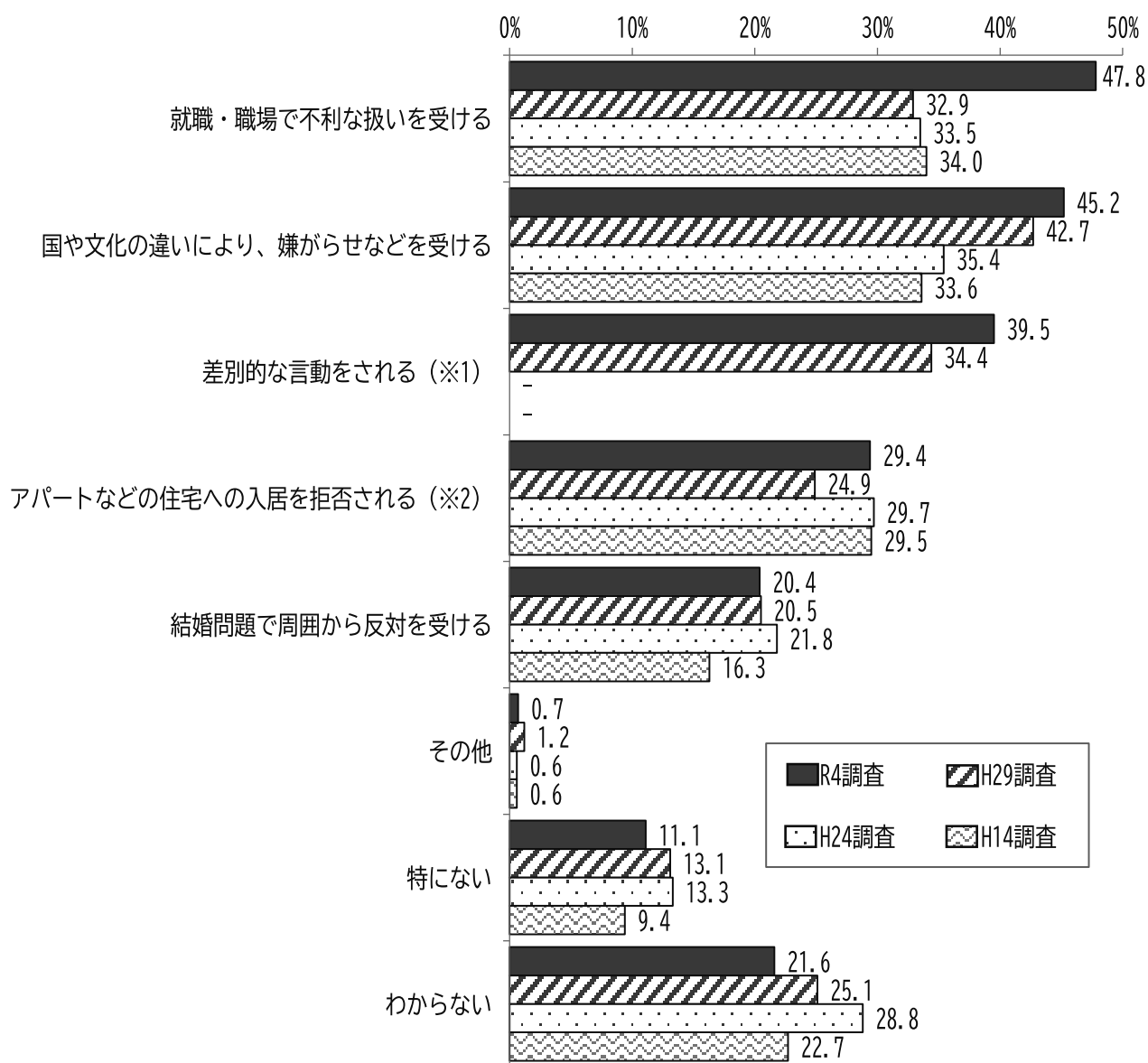
また、高知県外国人生活相談センターへは、雇用や労働、医療・住居に関する困りごとなどに関する相談があります(表13)。

よって、今後も、県民と外国人が地域の仲間として共に働き共に暮らす多文化共生の県づくりを目指して、地域における国際化を推進する必要があります。

※2「(公財) 高知県国際交流協会」: 文化・情報・産業など各分野における地域の国際化を目的に、平成2(1990)年11月に設立。民間国際交流団体の中核的役割を担い、様々な国際交流の講座やイベント等の開催により、県民の国際感覚を養うとともに、外国人への差別の解消に向けた啓発を行っています。

図11 外国人に関する人権上の問題点（％）

- 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
（○はいくつでも）



※ H14 調査の回答条件は【2つまで○】

（※1） H24 調査・H14 調査には、「差別的な言動をされる」の回答項目は設定していない。

（※2） 「アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、H24 調査・H14 調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。

表13 人権・生活相談件数

(高知県外国人生活相談センター)

(件)

	R元年度※	R2年度	R3年度	R4年度
入管手続	39	68	67	88
雇用・労働	62	82	61	64
医療	11	15	12	34
日本語学習	21	14	16	28
住居	2	14	27	17
出産・子育て	2	3	7	15
結婚・離婚・DV	12	12	10	14
その他	51	82	123	163
合計	200	290	323	423

※R元年6月から

(2) 人権侵害の主な事例

- 給料、報酬が支払われない
- コミュニティ内で差別やいじめを受けている
- 外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否される
- 家庭内でDV被害を受けている

(3) 推進方針

多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。

- ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進
- ②外国人との交流やふれあいの機会の充実
- ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進
- ④外国人に関する相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組**【県の取組】**

外国人との交流や外国文化を理解し合う教育・啓発を推進し、国際化時代にふさわしい多文化共生の社会づくり及び人権意識の高揚を図る取組を推進します。

ア 教育

学校教育や社会教育において、国際理解教育を推進します。

特に、韓国や中国等のアジアの近隣諸国についての理解を深めていきます。

(ア) 就学前教育

外国の文化や習慣等に触れながら、互いに尊重し合う心や態度を育てる教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に協調して生きる態度の育成に努めます。

(ウ) 社会教育

国際交流員制度などを活用した地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図ります。

イ 啓発

本県の在住外国人と県民との交流を推進し、国際理解を通じて人権尊重の啓発を行います。

「国際ふれあい広場 in こうち」の開催など、県民が気軽に参加できる交流の場を設け、国際的な人権感覚と意識の高揚を図り、「親子で学ぶ国際理解講座」の開催など、児童期からの異文化理解にも努めます。

また、ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、外国人や異文化に対する正しい知識の普及・啓発を図り、外国人にとってわかりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発に努めます。

ウ 外国人が暮らしやすい地域社会づくり

(ア) 日本語教育の推進

本県の在住外国人が暮らしやすい地域社会づくりのために、市町村や地域のボランティア団体と連携した日本語教室の開設を通じて、生活に必要な日本語の習得や地域住民との交流の推進を図ります。

(イ) 相談・支援体制の充実

外国人が安心して生活できるための相談体制について、高知県外国人生活相談センターを中心に充実を図ります。高知県外国人生活相談センターでは、県内在住外国人の生活に関わる相談窓口を開設しています。(対応言語は、日本語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語など)

県の取組

取組 番号	取組の名称	担当課
82	多文化共生講座・親子で学ぶ国際理解講座・国際ふれあい広場の開催	文化国際課
83	J E Tプログラム（外国青年による外国語教育の充実・国際交流の推進）の推進	文化国際課
84	多文化共生に関する情報発信	文化国際課
85	地域日本語教室を核とした交流の推進	文化国際課
86	生活相談の実施	雇用労働政策課

達成目標

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）	担当課
多文化共生（出前）講座参加者数	233 人	600 人	文化国際課
J E Tプログラム活用自治体数	31 市町村	全市町村	文化国際課
地域日本語教室の開設数	12 ヲ所	在住外国人 100 人以上 の自治体の教室維持	文化国際課

【企業等に期待する取組】

海外からの人材の受入れなどに際し、相手国と対等なパートナーシップに立った取組を期待します。また、自主的な国際交流・国際協力への参加を期待します。

- ☐ 外国人材の人権を尊重した受入れと職場環境づくり
- ☐ 仕事や生活に必要な日本語学習の機会の提供及び学習支援
- ☐ やさしい日本語の使用など、外国人にとってわかりやすい方法を用いたコミュニケーションの促進

【県民に期待する取組】

諸外国の文化・人権などを尊重した国際交流・国際協力への参加を期待します。

また、共に地域社会の一員としての相互理解が可能となるよう、地域日本語教室への参加などの地域に根ざした交流や若者の国際理解の場への積極的な参加を期待します。

- ☐ イベントやフェアなど、在住外国人とのふれあいの場への参加
- ☐ 地域日本語教室やホームステイなどの国際交流ボランティア活動への参加
- ☐ 青年海外協力隊などの交流事業への参加
- ☐ やさしい日本語の使用など、外国人にとってわかりやすい方法を用いたコミュニケーションの促進

8 犯罪被害者等

国連では、昭和 60（1985）年に「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択され、各国は被害者等に対する情報の提供や物心両面の社会的援助とともに、警察等の機関の職員に対する教育やガイドラインの策定などが求められました。

国では、昭和 55（1980）年に犯罪被害者等に給付金を支給する「犯罪被害者等給付金支給法」^{※1}が制定され、翌昭和 56（1981）年には、犯罪被害遺児に奨学金を支給する「財団法人犯罪被害救援基金」（平成 23（2011）年から公益財団法人）が設立され、犯罪被害者等に対する経済的援助が進められました。

その後、平成 4（1992）年に、我が国で初めての民間被害者支援団体が設立され、民間ボランティアによる被害者支援活動が開始されました。

平成 8（1996）年には、警察庁が「被害者対策要綱」を定め、各種施策を総合的に推進することとし、平成 12（2000）年には、犯罪被害者等保護二法（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法））が制定されるなど、犯罪被害者等の保護や支援についての法的な整備、制度の拡充が進められました。

平成 13（2001）年には、「犯罪被害者等給付金支給法」が、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改正され、平成 17（2005）年には、「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、「犯罪被害者等基本計画」^{※2}が定められました。

平成 20（2008）年には、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正され、犯罪被害給付制度の拡充が図られるとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体の自主的な活動の促進や、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動の促進に関する規定が整備されました。

平成 23（2011）年には、「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が、平成 28 年（2016）年には「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害給付制度や公費負担制度の一層の拡充が行われ、犯罪被害者等のための施策が大きく進展しました。

令和 3（2021）年 3 月に閣議決定された「第 4 次犯罪被害者等基本計画」には、地方公共団体における犯罪被害者等支援の更なる充実、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への相談体制の充実等の各種施策が盛り込まれ、関係府省庁の緊密な連携の下、犯罪被害者等施策を強力に推進しています。

これらの施策の実効性をさらに高めるため、国民の理解を深め、社会全体での犯罪被害者等を支える気運の一層の醸成が求められています。

※1 「犯罪被害者等給付金支給法」：昭和 55（1980）年公布・昭和 56（1981）年施行。平成 13（2001）年の改正により、名称が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に、平成 20（2008）年の改正で、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に変更されました。

※2 「犯罪被害者等基本計画」：平成 17（2005）年閣議決定。（令和 3（2021）年に「第 4 次計画」策定。計画期間は令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度末まで）「4 つの基本方針」（①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること ②個々の事情に応じて適切に行われること ③途切れることなく行われること ④国民の総意を形成しながら展開されること）の下、具体的な施策が推進されています。

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけではなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる様々な問題（二次被害）にも苦しめられます。

また、心身の回復や裁判のために仕事を継続することが困難な場合もあります。

令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」などが犯罪被害者等に関する人権上の問題点の上位になっています（図12）。

現在、県では、「高知県犯罪被害者等支援条例」（施行：令和2（2020）年4月）及び「犯罪被害者等の支援に関する指針」（施行：令和3（2021）年4月）に基づき、犯罪の被害に遭われた方々に、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができるよう関係機関と連携し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目指して、各種支援施策に取り組んでいます。

具体的には、「高知県犯罪被害者等支援相談窓口」※3を設置するとともに、経済的支援制度や「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」※4の運営、支援に携わる人材の育成や県民の理解を深める広報啓発などを行っています。

また、県警察本部「被害者支援室」においても、犯罪被害者に対する情報提供等をはじめ、捜査過程における犯罪被害者の負担軽減、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者の安全の確保、被害者支援に関する広報活動等、様々な側面から被害者支援の充実を図るとともに、「犯罪被害者ホットライン」※5による相談対応を行っています。

加えて、民間支援団体である「こうち被害者支援センター」※6では、犯罪被害者等からの電話・面接での相談をはじめ、警察・病院・裁判所等への付添いや、法律相談、自宅訪問などの直接的な支援、被害者支援の必要性を訴える講演・広報活動を実施しており、この5年間に電話や面談での相談は延べ2,435件、直接支援件数は延べ1,541件にのぼっています（表14）。

このように、県、県警察、こうち被害者支援センターを中心に、県内全市町村に設置されている「総合的対応窓口」や関係支援機関と連携し、犯罪被害者がどの機関に相談しても必要な支援が提供できる支援体制を構築しています。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。犯罪被害者とその家族がおかれている状況を理解し、平穏な生活が取り戻せるよう配慮することが必要となっています。

※3「高知県犯罪被害者等支援相談窓口」：県庁内に設置された相談窓口です。専任の相談員が電話や面接により相談を受け、必要な支援を途切れることなく提供できるよう、関係機関と連携し調整します。

※4「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」：全都道府県で設置している医療的支援、法的支援、心理的支援などを可能な限り一カ所で提供する地域における被害者支援の中核的な機関。県内では、「性暴力被害者サポートセンターこうち」で支援を行っています。

※5「犯罪被害者ホットライン」：犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に関する相談窓口です。

※6「こうち被害者支援センター」：犯罪や交通事故の被害に遭った方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。平成19（2007）年4月に被害者支援の拠点として設立され、同年7月に高知県よりNPO法人に認証されています。

なお、平成24（2012）年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、平成26（2014）年には、高知県より認定NPO法人（寄附金税額控除対象法人）に認定されています。

図12 犯罪被害者等に関する人権上の問題点（％）

- 犯罪被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
（○はいくつでも）

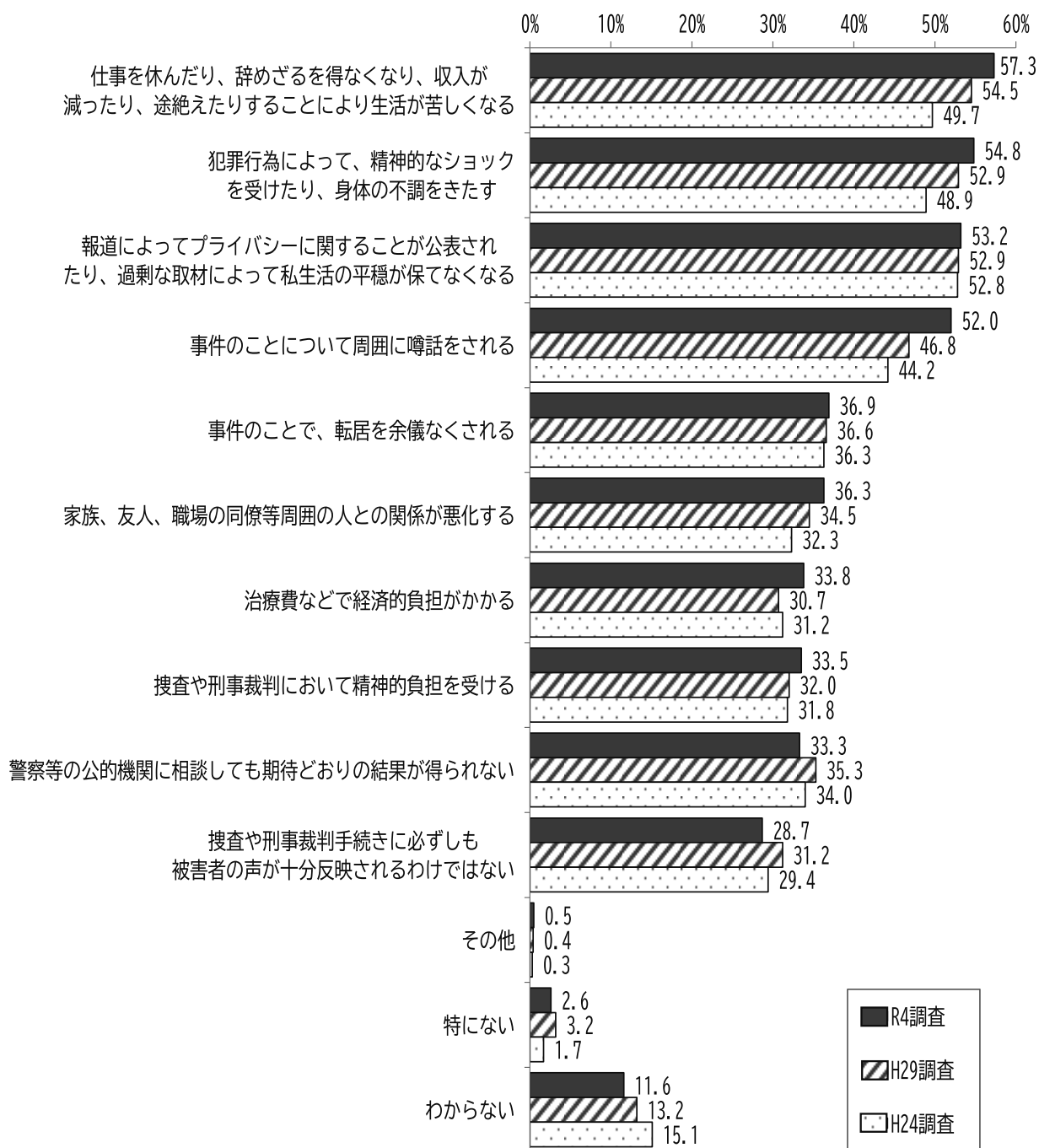


表 14 相談及び支援件数

(認定NPO法人こうち被害者支援センター)

(件)

項 目	H30 年度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
電話・面談相談件数	511	614	421	446	443
直接支援件数	206	323	353	341	318
合 計	717	937	774	787	761

※ 直接的支援：病院・裁判所等への付き添い、生活支援、自宅訪問等

(2) 人権侵害の主な事例

- 性的犯罪の被害者が、まわりの人から「被害者にも責任や問題があったのではないか」と言われたり、そう思われているのではないかと悩んでしまう
- 事件により被害者等が辛い思いをしている中、地域で加害者やその周囲の人から「金銭目的の被害申告である」「大げさにしている」等の根も葉もない噂話を流されたり、中傷する言動を繰り返されていることを知り、さらに心を痛めることとなった
- 加害者側から、被害届の取り下げを繰り返し迫られた
- 事件がネットニュースに載り、心ないコメントの書き込みがたくさんあった
- 職場での被害であるのに、「個人の問題」として職場が何の対応もとろうとしなかった
- 家族が犯罪被害に遭ったことにより、勤務先でのあらぬ噂や中傷に苦しみ、退職せざるを得なくなった

(3) 推進方針

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発活動の推進
- ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組**【県の取組】**

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。

ア 教育

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

友達と様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

犯罪被害者等の状況とその心情について理解し、他者を思いやる気持ちを育む教育を推進します。

(ウ) 社会教育

市町村等で実施される各種講座などにおいて、犯罪被害者等の状況について理解を促進し、他者を思いやる教育や相手の立場になって考える教育の充実のための支援に努めます。

イ 啓発

犯罪被害者等のおかれている状況や支援の必要性について、県民等の理解を促進するため、あらゆる機会を通じて効果的な啓発活動を推進します。

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、犯罪被害者等を思いやる気持ちを育む啓発を図ります。

また、「犯罪被害者週間」※⁷などにおける広報活動や、テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ・SNS等を活用した広報活動などを通じて、犯罪被害者等への理解を促進する啓発に努めます。

ウ 犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

犯罪被害者等からの相談窓口として適切に対処するとともに、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の被害者支援団体等と連携しながら、犯罪被害者等への途切れることのないきめ細かな支援を実施します。

※7「犯罪被害者週間」：期間は11月25日から12月1日まで。「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。期間中は、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、人々の理解を深めるための啓発事業等が実施されています。

県取組

取組 番号	取組の名称	担当課
87	各種広告媒体及び犯罪被害者支援団体を通じた啓発の実施	県民生活課
88	市町村「総合的対応窓口」や「こうち被害者支援センター、性暴力被害者支援センターこうち」との連携	県民生活課
89	「命の大切さを学ぶ教室」の開催	県警県民支援相談課
90	犯罪被害者等支援に関する講演会・研修会の開催	県警県民支援相談課
91	様々な広報媒体を通じた広報の実施・関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施	県警県民支援相談課
92	「犯罪被害者ホットライン」による相談受理	県警県民支援相談課

達成目標

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）	担当課
犯罪被害者等支援に係る条例（特化条例含む）の制定市町村数	8市町村	20市町村以上	県民生活課
「命の大切さを学ぶ教室」の開催	犯罪被害者等による教室：6校 警察職員による教室：2校 計8校	犯罪被害者等による教室を 5年間で25校以上開催	県警 県民支援相談課

【企業等に期待する取組】

犯罪被害者等に偏見を持たず、支援する取組を期待します。

- ☐ 犯罪被害者等が職場内で人権侵害にあわない環境づくり
- ☐ 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入
- ☐ 県や市町村等が実施する犯罪被害者等に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

犯罪被害者等に対して、二次被害を起こすことのないように期待します。

- ☐ 県や市町村等が実施する犯罪被害者等に関する教育・啓発活動への参加と協力
- ☐ 犯罪被害者等に配慮できる気持ちの醸成

9 インターネットによる人権侵害

情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進むなか、誰もが容易にインターネットの利用ができるようになるなど、利便性が向上した反面、近年、インターネットの匿名性を悪用し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や電子掲示板に他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する事例が増加しています。

また、インターネットの利用により、大量の個人情報処理される社会となり、個人情報の不適正な取扱いや信用情報、顧客データの盗用・流出などの問題も生じています。

平成 14（2002）年に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）^{※1}では、インターネット等による情報の流通により権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任や、発信者情報の開示を請求する権利などが定められました。

法の施行に合わせて、被害者がプロバイダ等に対して当該侵害情報の送信防止措置を依頼する手続きなどを定めた「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が同年（平成 14（2002）年）に決定されましたが、平成 16（2004）年の同ガイドライン一部改訂により、重大な人権侵害事案については、法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対し当該侵害情報の削除要請を行うことができるようになりました。

令和 4（2022）年 10 月には、誹謗中傷等を投稿した者の特定や被害者の迅速な救済に向け、投稿した者の特定情報の開示範囲の拡大や、裁判手続きの簡略化が盛り込まれた改正同法が施行されました。

平成 21（2009）年には、総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、法律や各種ガイドラインの等の相談の受付が開始されるとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）^{※2}が施行され、インターネット関係事業者がフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われています。

平成 25（2013）年に公布・施行された「いじめ防止対策推進法」では、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進や、いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等について定められています。

また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表することにより、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生しています。こうした状況を受け、平成 26（2014）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）^{※3}が施行され、警察等において、相談支援や画像等の削除支援などが行われています。

※1「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）：インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定のものに受信される情報の流通によって権利の侵害にあった場合について、プロバイダ及びサーバの管理・運営者等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めています。

※2「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）：青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及などにより青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずることにより、青少年のインターネット利用における権利の擁護を目的に平成 21（2009）年に施行されました。さらに、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化していることを受け、平成 29（2017）年には、インターネット事業者等に、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末等の契約者または使用者が青少年であるかどうかを確認し、契約者が青少年である場合は当該青少年に、使用者が青少年であり、かつ契約者がその青少年の保護者である場合は当該保護者に対して、青少年有害情報の閲覧の可能性があること、また、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等を説明する義務を課すこととしました。

※3「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）：個人の性的名誉や性的プライバシーを保護することを目的に制定されました。プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為について、罰則を設け禁止しています。

(1) 現状と課題

県では、平成 30（2018）年 4 月には青少年保護育成条例の一部を改正し、監護する青少年に対しての保護者の役割や学校並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体の役割を明らかにして、子どもたちがインターネットを適切に活用する能力を身につけられるように取組を進めています。

県教育委員会では、インターネット上の不適切な書き込み等を監視する「ネットパトロール」を実施し、問題の早期発見・早期対応に努めています。

また、令和 5（2023）年に「人権教育に関するアンケート」（「高知県教育委員会」実施）を行い、子どものインターネット接続機器の使用状況やルール、ネットいじめについて実態を把握しました。その結果、小学 5 年生の 88.1%、中学 2 年生の 95.2%、高校 2 年生の 98.4%が、学校以外でインターネットを使用しており、どの学校種の児童生徒においても、10%未満ですが、ネットいじめやトラブルに繋がることをしたりされたりしたことがあることがわかりました。そして、インターネットを使用するうえで家族と約束ごとやルールを決めている児童生徒は、小学 5 年生が 64.7%、中学 2 年生が 60.6%、高校 2 年生が 34.7%でした。

このため、児童生徒のネットいじめやインターネット上のトラブルを予防することを目的に、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などを含めた情報モラル教育等の実践も併せて、子どもや保護者、教職員を中心に教育・啓発活動を進めています。今後も、いじめやネットの問題の解決に向け、子どもたち自身はもとより、地域・家庭が一層関心を持って取組を進めていく必要があります。

高知地方法務局に寄せられるネット上の人権侵害に関する相談件数と人権侵犯事件数は、表 15 のとおりであり、インターネットを悪用した誹謗中傷、SNS や掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が後を絶ちません。

令和 4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心がある人権問題として「インターネットによる人権侵害」の割合が最も高く、前回調査より 12.6 ポイント（42.4%→55.0%）増加しており（図 13）、また、「インターネットによる人権侵害」に関する人権上の問題点としては、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「差別を助長する表現を掲載する」、「知らない間に自分のことが掲載されている」などが上位になっています（図 14）。

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性にあります。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められています。

図13 関心のある人権問題（％）

● 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。
（○はいくつでも）

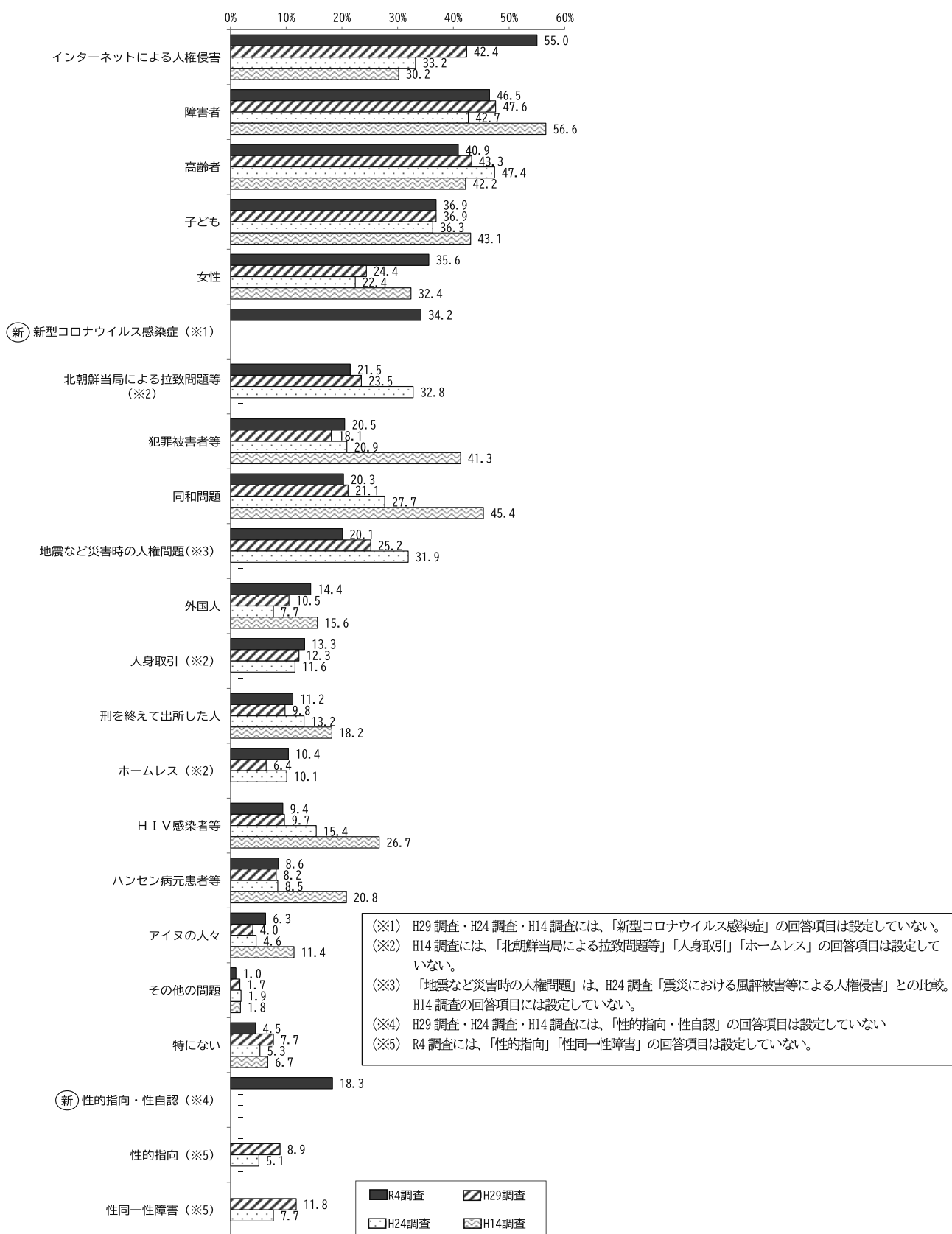


図14 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点（％）

- インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）

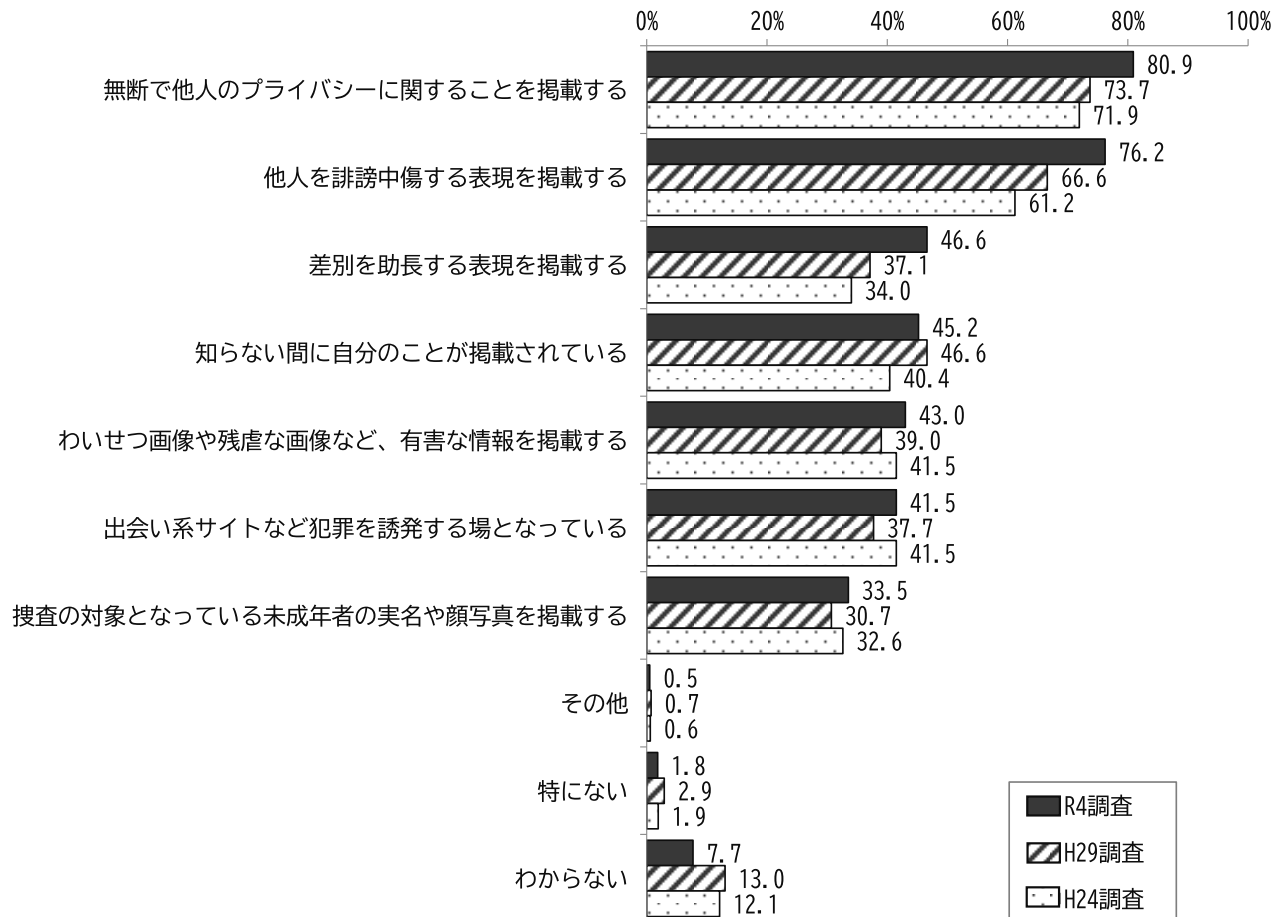


表 15 インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談及び人権侵犯事件

(高知地方法務局)

(件)

	H30 年	R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年
相 談 件 数	32	22	26	32	28
人権侵犯事件数	15	10	28	5	1

(2) 人権侵害の主な事例

インターネットはとても便利な一方で、他人への誹謗中傷や侮辱、プライバシーの侵害、SNS いじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、部落差別（同和問題）に関して差別を助長するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

○児童ポルノ画像がインターネット内で流通し、回収することが困難になり、被害を受けた児童が将来にわたって苦しむことになる

○自殺を誘うような情報など、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭う

○オンラインゲームで、友人から無理矢理アイテムを課金させられる

○SNS で誹謗中傷の被害を受けたが、事実確認や和解に至るまで時間を要し、長期間つらい思いをする

(3) 推進方針

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発の推進
- ②インターネットによる人権侵害への対策の推進
- ③インターネットに関する相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、起こった場合の対応等についての周知を進めます。

ア 教育

誰もがインターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにするため、インターネットの利用に関する危険性や情報モラル等についての理解を深め、自らトラブルを防ごうとする子どもの意識や態度を育成するとともに、学校と家庭との連携を図り、インターネットによる人権侵害を予防するための取組を推進します。

(ア) 就学前教育

友達と様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

インターネット機器やSNS等の適正な利用に関して理解を深めるための情報モラル教育や、日常的に互いを尊重する関係を育む教育を推進します。

学級活動やホームルーム活動、児童会・生徒会活動を通して、ネット問題やその解決について子どもが主体的に話し合い、適切なネット利用のためのルールづくりを進めていくなどの取組を推進します。

(ウ) 社会教育

社会教育関係講座や各種団体などにおいて、デジタルリテラシーに関する理解を促進し、インターネットやスマートフォン等の適切な利用を図るため、情報の提供や学習機会の充実に努めます。

イ 啓発

インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解し、利用者一人ひとりが正しい利用方法等について理解できる啓発活動を推進します。

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、被害者にも加害者にもならないための、正しい知識と対応力を身に付ける啓発を図ります。

テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等を活用した広報を実施するとともに、県民にわかりやすく、実践につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。

ウ インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みなどへの対応

「ネットパトロール」の取組により、インターネット上のトラブルの未然防止や対応に努めます。

また、インターネットを利用した部落差別の被害を防止する取組や、市町村等との連携などを推進します。

(ア) 関係機関との連携

インターネットを利用した部落差別の被害の防止に向けて、市町村や関係機関に必要な情報提供等を行います。

また、警察や法務局などの関係機関と連携しながら、書き込みがあった場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。

(イ) インターネットのモニタリング等

インターネットを利用した部落差別の被害の防止に向けて、インターネットのモニタリングを実施し、差別投稿の削除の要請を行います。

また、インターネット上の部落差別投稿の抑止につなげるための情報発信に取り組みます。

(ウ) 相談・支援体制の充実

インターネットを利用した差別投稿や誹謗中傷の被害に関する相談窓口の設置などの取組を推進します。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

「ネットパトロール」において、インターネット上に不適切または問題のある書き込みが発見された場合、サイト管理者やプロバイダ等への削除依頼について、学校に対して助言、支援を行います。また、児童生徒の生命に関わるものや、緊急・早期の対応等が必要な投稿を検知した場合は、市町村（学校組合）教育委員会及び学校と連携して迅速な対応に努めます。

また、子どもたちにかかわる課題が複雑化・多様化する中で、子どもをはじめ、保護者や教職員等の相談に広く対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全公立学校への配置や心の教育センターの機能強化により、相談しやすい環境の整備を行います。

県の取組

取組番号	取組の名称	担当課
12	【再掲】 マスメディアを利用した啓発、人権相談窓口の広報・周知	人権・男女共同参画課
40	【再掲】 いじめ防止対策等総合推進事業の実施	人権教育・児童生徒課
41	【再掲】 親育ち支援啓発事業	幼保支援課
45	【再掲】 心の教育センター相談支援事業	心の教育センター
22	【再掲】 インターネットの部落差別投稿のモニタリングと削除要請	人権・男女共同参画課
23	【再掲】 インターネットによる部落差別投稿対応策の市町村への周知	人権・男女共同参画課
93	インターネット上の部落差別投稿を抑止するための情報発信	人権・男女共同参画課

達成目標

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）	担当課
「情報モラル教育実践ハンドブック」（R 4 年 3 月）を校内研修や授業等で活用している学校の割合 ＜人権教育・生徒指導に関する取り組み状況調査＞	小学校 51.3% 中学校 42.9% 高等学校 22.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	人権教育・児童生徒課
「インターネットによる人権侵害」に関する県民を対象とするセミナーや講演会の参加者数	47 人 (R3 講演会)	1 回あたり 80 人以上	人権・男女共同参画課

【企業等に期待する取組】

インターネットによる人権侵害についての認識・知識を深める取組を期待します。

- ☐ 職場におけるインターネットによる人権侵害に関する自主的な研修の取組
- ☐ 県や市町村等が実施するインターネットによる人権侵害に関する教育・啓発活動への参加と協力
- ☐ プロバイダ等については、削除要請があった場合の迅速な対応

【県民に期待する取組】

被害者にも加害者にもならないために、ルールを守ったインターネットの利用を期待します。

- ☐ 家庭や地域における自主的な学習の取組
- ☐ 県や市町村等が実施するインターネットによる人権侵害に関する教育・啓発活動への参加と協力

10 災害と人権

国は、災害や復興における人権課題について、平成 17（2005）年に、「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「男女共同参画基本計画」（第 2 次）において、新たな取組を必要とする分野の一つとして、防災（災害復興を含む）を位置づけています。

また、「男女共同参画基本計画」（第 5 次）（令和 2（2020）年 12 月、閣議決定）では、「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」を重点分野の一つと位置づけ、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護の女性への集中や、配偶者等からの暴力・性被害・性暴力の発生といった問題が顕著にあらわれるため、「平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる」としています。

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、避難生活のなかで、特別な支援や配慮を必要とする災害時における要配慮者^{※1}や女性への配慮が行き届かない状況が問題になりました。避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで、当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

こうした状況を踏まえ、平成 23（2011）年 12 月及び平成 24（2012）年 9 月の中央防災会議において、「防災基本計画」が修正され、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見への配慮等が位置づけられました。

また、要配慮者が、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係などから、自宅での生活を余儀なくされるなど、様々な課題が浮き彫りになったことから、平成 25（2013）年に「災害対策基本法」が改正され、市町村等に避難所における良好な生活環境の確保に努めることが求められるようになりました。この取組の具体化に向け「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が策定されました。

福島第一原子力発電所事故により、周辺住民への避難先における風評に基づく差別的扱いや学校での子どもへのいじめなど、根拠のない思いこみや偏見による人権侵害の深刻な事案が発生しました。こうした事態を受け、平成 29（2017）年に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」で避難している児童生徒に対するいじめ防止のための対策が法律に位置づけられ、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定にも盛り込まれました。しかし、東京 2020 オリンピック競技大会の聖火リレーが被災地福島からスタートするにあたり、事故から 9 年経ってもなお被災者に対するいやがらせやいじめ等が続いています。法務省の人権擁護機関では、風評に基づく差別的取扱いなど、震災等に伴って起こる様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防ぐため、シンポジウムの開催や、人権啓発動画の掲載等の各種啓発活動とともに、相談、調査救済活動に取り組んでいます。

※1 「要配慮者」：「災害対策基本法」第 8 条第 2 項第 15 号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。

(1) 現状と課題

本県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、平成 20（2008）年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」※₂を制定しています。

この条例に基づき、県では、高知県南海トラフ地震対策行動計画を策定し、「命を守る」対策、助かった「命をつなぐ」対策、「生活を立ち上げる」対策に取り組んでいます。この取組の中では、若年層や女性等の主体的な参画による地域防災力の強化、避難所における女性や性的少数者、子ども・子育て世帯への支援を盛り込んだ避難所運営マニュアルのバージョンアップといった多様性を持たせた取組や人権に配慮した取組なども位置づけています。

高齢者や障害のある方など災害時要配慮者の支援対策としては、市町村における避難行動要支援者※₃の個別避難計画作成を支援するため、計画作成に要する経費や避難に必要な資機材整備費用を補助する「要配慮者避難支援対策事業費補助金」を整備しています。また、平成 26（2014）年 3 月に作成した「災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」を令和 4（2022）年 1 月に改定しました。さらに、福祉避難所の指定を促進するとともに、運営マニュアル作成や訓練実施により、運営体制の実効性の向上を図るなど、要配慮者支援対策を推進しています。

在住外国人に対しては、南海トラフ地震対策パンフレットや高知県防災アプリなど各種情報ツールの多言語化により、防災・災害情報の提供及び啓発に取り組んでいます。このほか大規模災害が発生した際には災害多言語支援センターを立ち上げることで、被災外国人の円滑な支援を目指します。

令和 4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、地震など災害が起こった場合に人権上の問題点として、「避難生活でプライバシーが守られない」、「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない」、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる」、「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」などが上位となっています。（図 15）。

ハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

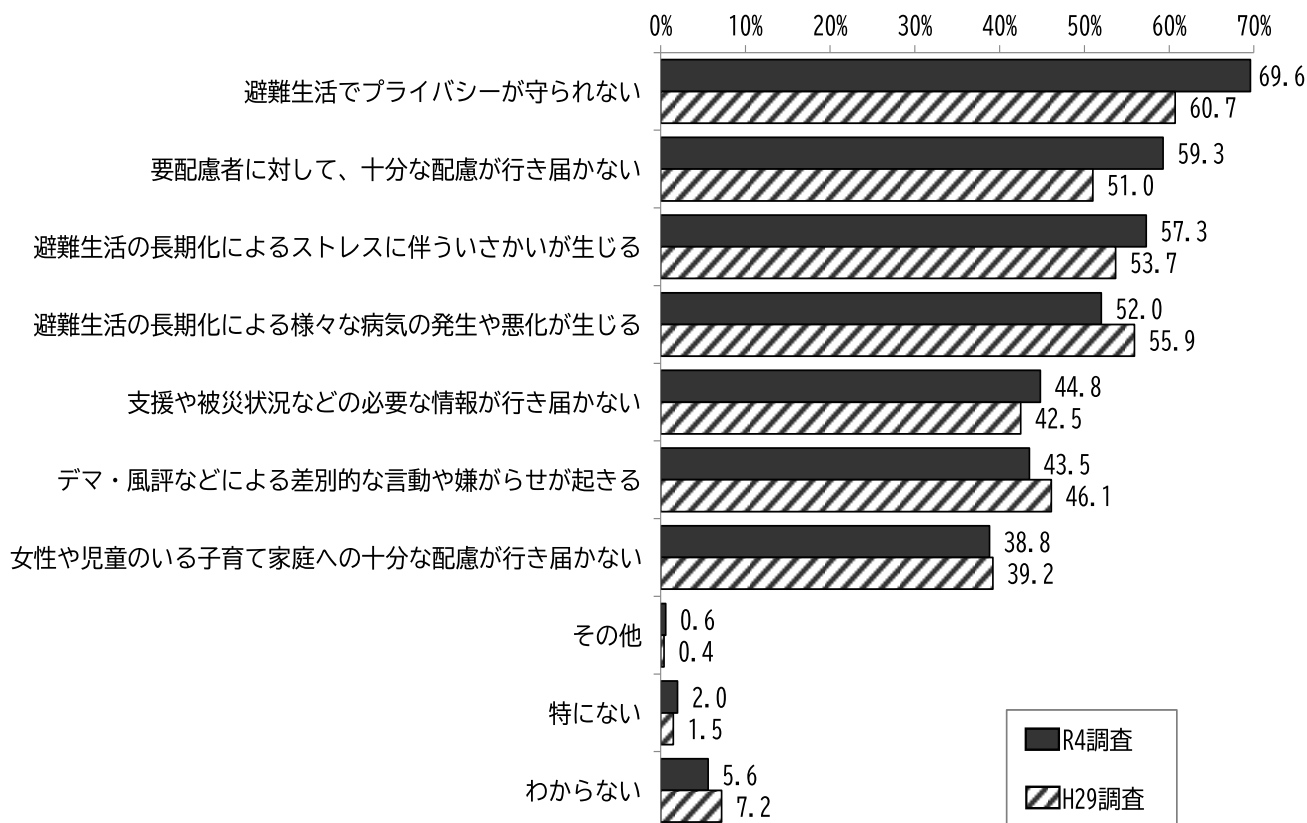
※2「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」：南海トラフ地震の揺れや津波による被害から、高知県民の生命、身体（心を含む。）及び財産を守るために、平成 20（2008）年 4 月に施行。その後、東日本大震災の教訓やそれに基づく新たな南海トラフ地震の想定を受けて、発生頻度の高い一定程度の規模の地震及び津波から発生頻度の極めて低い最大クラスの規模の地震及び津波までを視野に入れ、幅を持った対策を実施するという本県の南海トラフ地震対策の方針を踏まえ、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」として、平成 26（2014）年 3 月に名称及び内容の一部改定を行いました。

※3「避難行動要支援者」：要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいいます。

図15 災害が起きた場合の人権上の問題点（％）

● 地震など災害が起きた場合に、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

（○はいくつでも）



（２）人権侵害の主な事例

※東日本大震災時に人権への配慮が十分に行き届かなかった事例

- 高齢者、障害者などの要配慮者について、情報伝達、避難支援、避難生活等、様々な場面で対応が不十分な場面があった
- 避難所によっては、女性が授乳や着替えをするための場所がなかった
- 避難所において、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた
- 原発事故のあった福島県からの避難者が、ホテルで宿泊拒否をされたり、ガソリンの給油を拒否された
- 原発事故のあった福島県からの避難者の小学生が、避難先の小学校でいじめられた

（３）推進方針

災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図ります。

- ①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- ②人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりの推進

(4) 今後の取組

【県の取組】

災害時には一層、人権に配慮できるようにするための教育・啓発を実施し、県民が安心して生活が送れるための取組を推進します。

ア 教育

災害時において、自らの命を大切にすることはもちろん、多様な他者の命や人権も大切にした行動がとれるよう、平時から互いの違いを理解し尊重し合う態度を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

日々の生活を通して、命の大切さに気付くとともに、災害から身を守ることができる態度や能力を育む教育・保育を推進します。

(イ) 学校教育

防災教育の実施を通じて、自他の生命を尊重するとともに避難所におけるプライバシーの保護、要配慮者や女性の避難所生活での配慮等について、過去の事例などを活用して、地域社会の一員としての自分の在り方について考える学習を実践します。

(ウ) 社会教育

災害時に、避難所において要配慮者等の人権を尊重するための知識と対応力を身に付ける学習や訓練、根拠のない思い込みや偏見で風評被害等が起らないよう、正しく情報を得る力を育む学習など、内容の充実を図ります。

イ 啓発

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、県民の一人ひとりが人権への配慮についての認識を深める啓発活動を推進します。

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、災害時においても人権が守られ安心して生活が送れるよう、人権への配慮についての啓発活動を推進します。

防災・減災・復興に女性の声を反映するため、こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域で活動する人材を育成し、その活動を支援します。

あらゆる機会やマスメディアを活用し、災害時の人権への配慮についての広報活動を実施するとともに、情報・資料の提供を行います。

ウ 災害時の対応

災害時の相談、支援、情報伝達、避難所運営や、避難行動要支援者対策などに当たっては、人権に十分配慮しながら実施します。

一般の避難所に避難する要配慮者が安心して過ごせるように、要配慮者スペースの確保や、要配慮者の特性に応じた支援策をまとめた「避難所における要配慮者支援ガイド」を活用した避難所運営マニュアルのバージョンアップを進めます。

また、避難所生活による要介護度の状態悪化や災害関連死を防ぐため、令和2年度に高知県DWAT（災害派遣福祉チーム）を発足させ、より実践的な訓練や研修の実施により体制強化を図っています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

さらに、一般の避難所での避難生活が困難な方が避難する福祉避難所の指定を進めます。

災害時に一人では避難することが困難な避難行動要支援者の個別避難計画について、避難行動要支援者の状況を把握されている福祉専門職の参画を促進し、より効果的な計画作成を進めます。併せて、個別避難計画に基づく訓練を実施し、計画の実効性向上を図ります。

また、福祉避難所において、資機材整備や訓練実施により運営体制の実効性の向上に取り組みます。

県の取組

取組番号	取組の名称	担当課
94	「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施	学校安全対策課
95	女性防災リーダーの育成	人権・男女共同参画課
96	福祉避難所の体制整備	地域福祉政策課
97	個別避難計画の作成支援	地域福祉政策課
98	社会福祉施設の耐震化の促進、施設改修等への補助	長寿社会課
99	防災マニュアルの実行支援・BCP策定支援	長寿社会課
100	社会福祉施設の高台等への移転支援、避難スペースの整備促進	障害福祉課
101	災害時のボランティアの派遣体制の整備	障害福祉課
102	災害時の心のケア体制整備	障害保健支援課
103	避難所運営マニュアルバージョンアップの支援	南海トラフ地震対策課

達成目標

目標設定指標	出発点（R4）	目標値（R10）	担当課
避難行動要支援者のうち、名簿情報提供同意取得者（優先度が高い方）の個別避難計画作成率	54.1%	100%	地域福祉政策課
福祉避難所運営訓練等実施市町村数	10市町村	全市町村	地域福祉政策課
一般避難所における要配慮者への対応の充実 ※避難所運営マニュアルバージョンアップ実施率	32.7%	100%	南海トラフ地震対策課
多様な避難者への対応の充実 ※避難所運営マニュアルバージョンアップ実施率	7.7%	100%	南海トラフ地震対策課

【企業等に期待する取組】

災害時に、命を守り人権を尊重する体制づくりを促進することを期待します。

- ☐ 職場における災害と人権に関する自主的な研修の取組
- ☐ 県や市町村等が実施する災害と人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

災害時の人権への配慮についての認識を深め、県民一人ひとりが配慮ある行動をすることを期待します。

- ☐ 災害時の特別な状況においても、人権意識を持って対応できるよう、日常から災害時に特に配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児や女性への配慮について心がける意識の醸成や対応
- ☐ 身近なところでの学習会開催や訓練参加などの自主的な取組
- ☐ 県や市町村等が実施する災害と人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

11 性的指向・性自認

人の恋愛や性愛の対象（性的指向）は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人などがいます。また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識、いわゆる性自認（心の性）が一致しない人もいます。こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が、偏見や差別を生み出し、性的少数者が、職場や学校などで不適切な扱いを受け、生きづらさを感じていることがあります。

令和4（2022）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、性的指向や性自認に関する人権上の問題点として、「差別的な言動をされること」が約半数にのぼるほか、「性的指向や性自認などについて、本人の了承なく他人に漏らす」「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」「就職や就学で不利な扱いを受けること」などが上位となっています。（図16）

国の動きとしては、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」※₁で、一定の要件を満たせば、性別の変更ができるようになりました（平成20（2008）年の改正により条件を緩和）。

また、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2（2020）年12月閣議決定）では、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への対応として、多様性を尊重する社会全体の環境づくりに向けた人権教育・啓発活動の促進や相談体制の充実等が盛り込まれ、また、平成29（2017）年には厚生労働省が、「男女雇用機会均等法」第11条に基づく「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成28（2016）年8月厚生労働省告示）において、性的指向または性自認に関するセクシュアル・ハラスメントも対象となると明示しました。

さらに、令和5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティ※₂の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

加えて、県内外の自治体において、同性カップルを婚姻に準ずるパートナーと認めるなど、性的少数者の権利を保障する取組が広がっています。

※1「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」：平成15（2003）年7月公布。生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には他の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについて必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の診断が一致している者を「性同一性障害者」とし、そのうち、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいない等の要件を満たす者について、家庭裁判所がその者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができることとされました。
審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、他の性別に変わったものとみなすとともに、その効果は審判前に生じた身分関係、権利義務に影響を及ぼすことがないものとしています。また、審判を受けた者は、新戸籍を編製することを基本とし、戸籍の続柄の記載の変更手続きを行うこととしています。

※2：ジェンダーアイデンティティ：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいいます。

学校に関しては、平成 27（2015）年 4 月に文部科学省は、性同一性障害や性的少数者の児童生徒への対応にあたっての具体的な配慮事項等をまとめた「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知しました。

また、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめ防止等のための基本的な方針」を平成 29（2017）年に改定し、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止への対応を明示し、令和 4（2022）年の「生徒指導提要」の改訂においても、「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応を追記しました。

さらに、令和 5 年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されたことを踏まえて、学校における理解の増進について各教育委員会等にも通知を発出しています。

（１）現状と課題

本県では、性的指向・性自認に係る児童生徒への教職員の理解を深め、支援や相談体制等の充実を促進する研修の実施等に取り組んできました。併せて、多様な性等、自他の違いを尊重し合い、いじめや差別を許さない学級・ホームルームづくりに向けた実践を推進してきました。

県民や企業に対しても、性的少数者の人権に関する講演会や講座の実施、啓発資料の配付など、この問題に対する理解や認識を進める取組を行っています。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」に寄せられた相談件数のうち、性的指向や性自認に関する相談件数（平成 28（2016）年から統計を開始）が、令和 3（2021）年度は 12 件、令和 4（2022）年度は 21 件あったこと（表 16）や、全国的にみると法務局や地方法務局に寄せられた性的指向や性自認の差別待遇や強制・強要に関する相談も一定あること（表 17、18）からも、相談体制の充実など、問題を抱える人を相談窓口につなげる取組を行う必要があります。

また、「人権に関する県民意識調査」において、性的指向や性自認に関する人権上の問題点を問う設問で、「わからない」の回答割合が 23.4%となっていることから（図 16）、性的指向・性自認などの性の多様性についての理解を深めるための取組を行う必要があります。

図 16 性的指向・性自認に関する人権上の問題点（％）

● 同性愛、両性愛などの性的指向や、身体の性と心の性が一致せず、自身の身体に違和感を持つなどの性自認に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（〇はいくつでも） ※R4 年度調査からの新質問

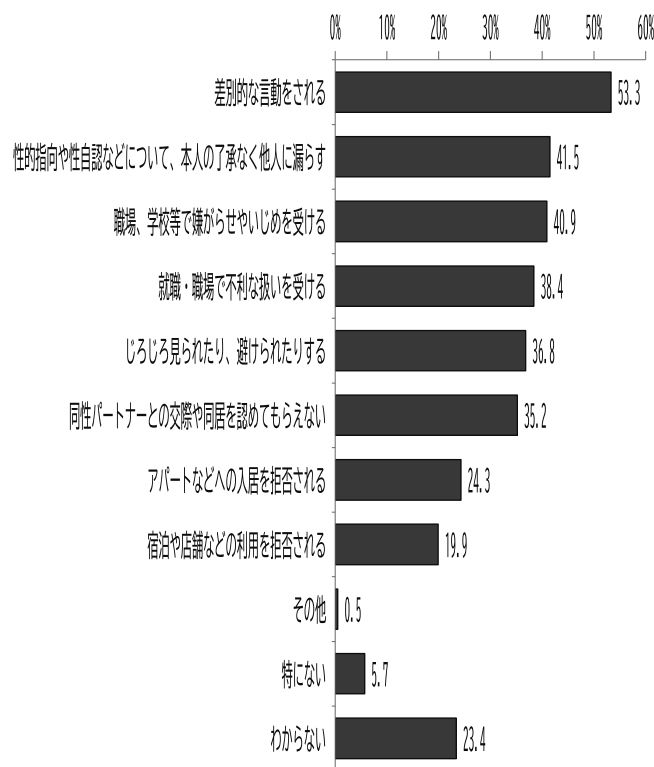


表 16 性的指向や性自認に関する相談件数

（こうち男女共同参画センター「ソーレ」）（件）

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
相談件数	25	22	13	12	21

※R 3 年度以降は「にじいろコール」を設置

表 17 性的指向や性自認の差別待遇に関する相談件数

（全国の法務局・地方法務局）（件）

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
性的指向 （うち高知地方法務局）	53 (1)	48 (0)	29 (0)	47 (0)	58 (1)
性自認 （うち高知地方法務局）	109 (1)	109 (0)	105 (0)	81 (0)	98 (0)

表 18 性的指向や性自認の強制・強要に関する相談件数

(全国の法務局・地方法務局)

(件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
性的指向 (うち高知地方法務局)	11 (0)	15 (0)	11 (0)	20 (0)	13 (0)
性自認 (うち高知地方法務局)	22 (0)	37 (0)	34 (0)	35 (0)	33 (0)

(2) 人権侵害の主な事例

性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がおり、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

差別待遇に関する事例

○性自認を理由に、会社の採用面接を受けさせてもらえなかった

(3) 推進方針

社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。

- ①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進
- ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に関する相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組**【県の取組】**

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくするために、性の多様性について理解を深める教育・啓発を推進し、誰もが自分の性を尊重され、「自分らしく」生きられるよう相談・支援体制の充実を図ります。

ア 教育

多様な性について理解を深め、性の多様性を尊重した教育を推進します。

(ア) 就学前教育

友達と様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心情を育むための教育・保育を推進します。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

(イ) 学校教育

児童生徒の発達段階に応じ、多様な性について理解を深め、互いを尊重する心と態度を育む教育を推進します。

また、多様な性に関する教職員の理解を促進し、児童生徒に適切な支援を行う体制の充実を図ります。

(ウ) 社会教育

社会教育関係講座や各種団体などにおいて、性的指向及び性自認に関する理解を深めるため、情報の提供や学習機会の充実に努めます。

イ 啓発

性の多様性についての理解を深める広報や啓発活動に取り組みます。

各種講演会や講座の開催、市町村や団体、企業等が行う研修への講師の派遣や「人権週間」の催し等を通じて、性の多様性についての理解を深める啓発活動を行うとともに、あらゆる機会やマスメディアを活用して広報活動を行います。

ウ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に関する相談・支援体制の充実

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別に関する相談に適切に対応するとともに、県内における性的指向・性自認に関する制度の充実に向けて、市町村間の広域調整や民間支援団体との連携、必要な情報提供に取り組みます。

県の取組

取組番号	取組の名称	担当課
104	啓発月間等における広報や啓発活動	人権・男女共同参画課
105	男女共同参画センター「ソーレ」における相談窓口の充実	人権・男女共同参画課
106	パートナーシップ制度の導入に関する広域調整や情報提供等	人権・男女共同参画課

達成目標

目標設定指標	出発点 (R4)	目標値 (R10)	担当課
「性的指向や性自認に関する人権上の問題点がわからない」の割合 〈県の人権に関する県民意識調査〉	23.4%	15%以下	人権・男女共同参画課

【企業等に期待する取組】

性の多様性について理解を深め、適切な配慮がなされるよう積極的な取組を期待します。

- ☐ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別がなく、働きやすい職場環境づくり
- ☐ 性の多様性を理解するための企業における自主的な研修の実施
- ☐ 県や市町村等が実施する性的指向・性自認に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を解消するための自主的な取組を期待します。

- ☐ 身近なところでの学習会や交流会開催・参加など、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を解消する自主的な取組
- ☐ 家庭生活、地域の活動における性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消など、日常生活における実質的な多様性の実現
- ☐ 県や市町村等が実施する性的指向・性自認に関する教育・啓発活動への参加と協力

12 様々な人権課題

これまでにあげた個別の人権課題のほかにも、次のような人権課題があります。

なお、こうした人権課題についても、国や市町村等の関係機関との連携を図りながら、本県の状況に応じて取り組んでいきます。

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、平成31（2019）年4月には、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められている「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、令和元（2019）年5月に施行されました。

いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でないことから、様々な偏見や差別が残っているため、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し、認識を深め、偏見や差別の解消を目指して、啓発等が行われています。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。こうした人たちに対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」※1が実施されるなど、様々な取組が行われています。

平成28（2016）年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行され、平成29（2017）年12月には、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

※1「社会を明るくする運動」：この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26（1951）年に法務府（現法務省）は、「社会を明るくする運動」と名付けて取り組むことにしました。なお、第60回（平成22（2010）年）からは、新名称「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が定められています。県では、国の計画を踏まえ、県の実情を考慮し、基本的な方向性や県の施策等を定めた「地方再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯の防止等に関する取組を推進することとしています。

また、同法に基づき策定した第二次「再犯防止推進計画」が令和5(2023)年3月17日に閣議決定され、「就労・住居の確保等」や「民間協力者の活動の促進等」、「地域による包摂の推進」等が重点課題として位置付けられました。

県では、国の計画を踏まえ、県の実情を考慮し、基本的な方向性や県の施策等を定めた「高知再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止等に関する取組を推進します。

(3) 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が、拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、この問題についての関心と認識を深めていく取組を推進します。

(4) ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件なども発生しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、平成14(2002)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、平成15(2003)年には、法律に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定(平成20(2008)年に見直し・平成25(2013)年に新たな基本方針を策定)しています。

同法に基づき、平成30(2018)年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動や人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することなどが盛り込まれています。

地域社会においても、この問題への理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。

(5) 人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられている事例が報告されており、日本は人身取引の受入国の一つとして、国際社会から批判を受けています。

国は、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府が一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策をさらに推進するため、平成 16（2004）年に「人身取引対策行動計画」、平成 21（2009）年に「人身取引対策行動計画 2009」を策定、令和 4（2022）年 12 月には「人身取引対策行動計画 2022」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

(6) 職場におけるハラスメント

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げになるものです。ハラスメントは、身近な職場の問題であり、時として、企業の価値に大きく関わってきます。

労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の改正により、令和 2（2020）年 6 月から大企業の事業主に、令和 4（2022）年 4 月から中小企業の事業主に、職場におけるパワー・ハラスメントの防止対策が義務づけられました。あわせて、労働者が事業主にハラスメントに関する相談をしたこと等を理由とする不利益の取扱いの禁止など、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

また、厚生労働省では、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）について、労働施策総合推進法に基づくパワー・ハラスメント防止のための指針において事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を定め、「カスタマー・ハラスメント対策企業マニュアル」やポスター等を活用した周知・啓発を実施しています。

法律で規定されている職場におけるハラスメントは、他にも、男女雇用機会均等法でセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産に関するハラスメント、育児・介護休業法で育児休業・介護休業・子の養育・家族の介護に関するハラスメントがあります。

職場での様々なハラスメントについては、労働者の人権を守るため、行政機関や企業等において、ハラスメント問題の認識を深める啓発・研修や、相談窓口の設置などの取組が行われています。

(7) その他の人権課題

この他にも、自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護などの人権課題があり、これらの人権課題に関する取組が行われています。

第5章 推進体制

1 推進体制等の整備

県は、人権に関する全庁的な推進体制を整備するとともに、市町村やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図り、この基本方針に基づく人権教育・啓発を積極的に推進します。

また、人権に関する教育や啓発活動を行っている県の関係機関等の取組を充実・強化します。

(1) 県の推進体制

外部の有識者で組織する「高知県人権尊重の社会づくり協議会」などの意見を踏まえ、庁内組織の「高知県人権施策推進委員会」※₁を中心に、関係部局相互の連携・協力のもと、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。また、「高知県立人権啓発センター」の施設機能の更なる活用についても努めていきます。

(2) 市町村の責務と県との連携

平成10(1998)年に制定した高知県人権尊重の社会づくり条例では、市町村の責務を「市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。」と定めています。

市町村は、地域住民の人権意識を高めるための啓発、研修事業等を実施しています。また、市町村が設置する隣保館※₂は、住民に身近な人権関連施設として、地域における人権啓発や人権相談などを行っています。

県は、市町村が実施する事業への高知県人権啓発センターの研修講師の派遣や、隣保館の運営への財政的支援を行うなど、市町村と積極的に連携を図っていきます。

(3) (公財) 高知県人権啓発センターとの連携・協働

人権啓発活動の拠点である「(公財) 高知県人権啓発センター」は、あらゆる人権問題の解決のため、各種の啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修会への講師派遣事業等を実施しています。「(公財) 高知県人権啓発センター」が、今後とも、市町村、関係機関、企業、NPOなどとの連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図る拠点として、人権に係る啓発教材の作成や啓発事業、講師派遣事業等の取組が充実できるよう、県としても支援を行い、積極的に連携・協働していきます。

※1「高知県人権施策推進委員会」：委員長を知事が務める委員会で、①高知県人権施策基本方針の推進に関すること。②人権侵害に関すること。③その他の人権施策の推進に関すること。の3つの事項を所掌しています。

※2「隣保館」：地域社会全体のなかで、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業等を総合的に行うことを目的として、市町村が設置・運営している施設です。

(4) 県民、企業等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から、様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進していくためには、相互の緊密な連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要になっています。

さらに、人権意識の高揚のためには、行政だけでなく、企業やNPOなどによる自主的・主体的な活動が不可欠であり、県はこれらの活動との連携・協力を積極的に図っていきます。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。よって、県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことが生かせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

2 人権施策の点検と見直し

(1) 「人権に関する実態の公表」の周知

「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るため、県内の人権侵害の事例と対応内容等について、毎年度、県のホームページ等において県民に周知します。

(2) 人権施策の取組の進捗管理

この基本方針に掲げる「県の取組」については、PDCA サイクルによる進捗管理を行い、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」に報告するとともに、その結果は、毎年度、県のホームページにおいて県民に公表します。

(3) 「人権に関する県民意識調査」の実施

これまでの人権施策の成果や課題などについて検証を行うとともに、今後の人権施策推進の基礎資料とするため、県は5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施します。

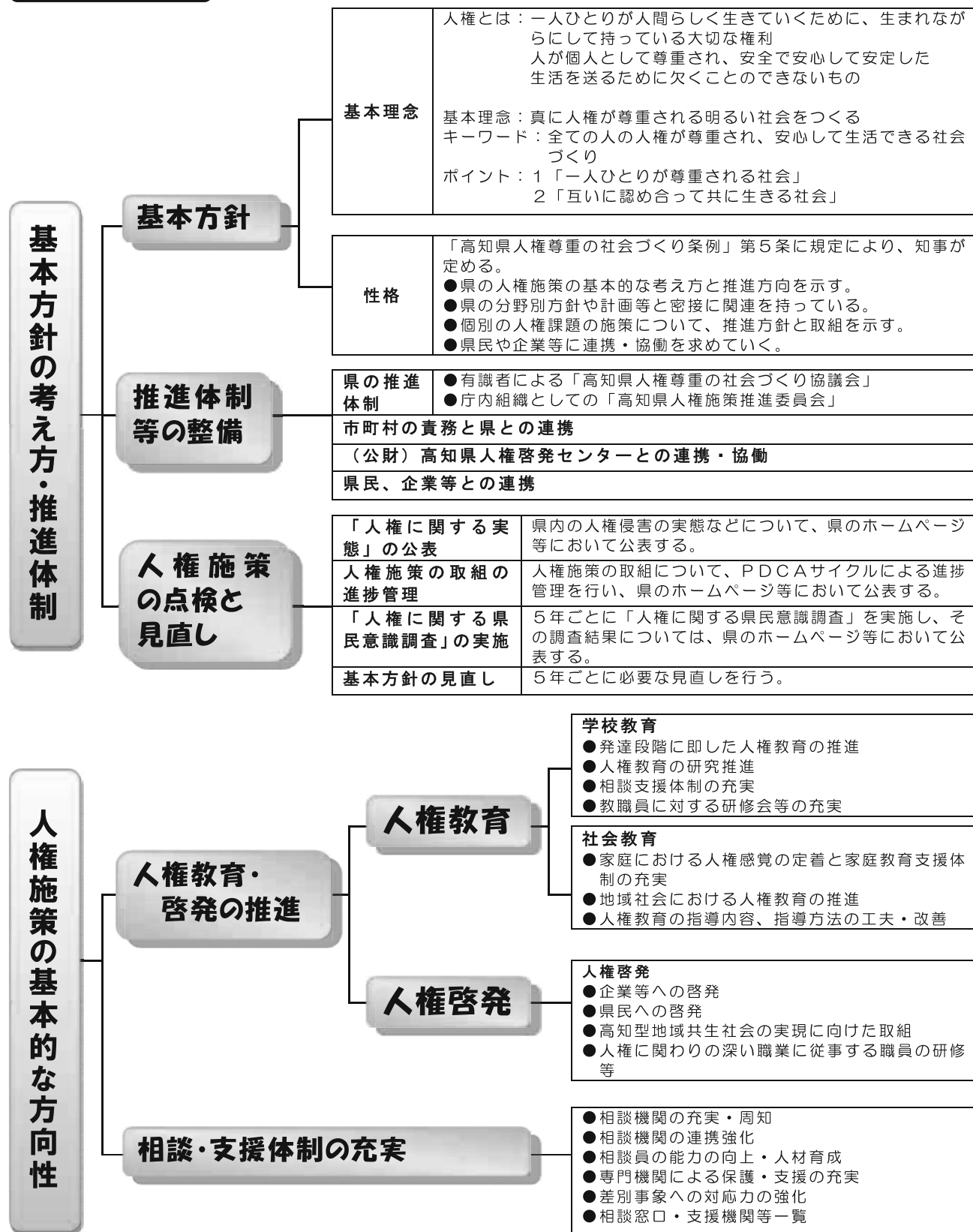
なお、この調査結果については、県のホームページ等において県民に公表します。

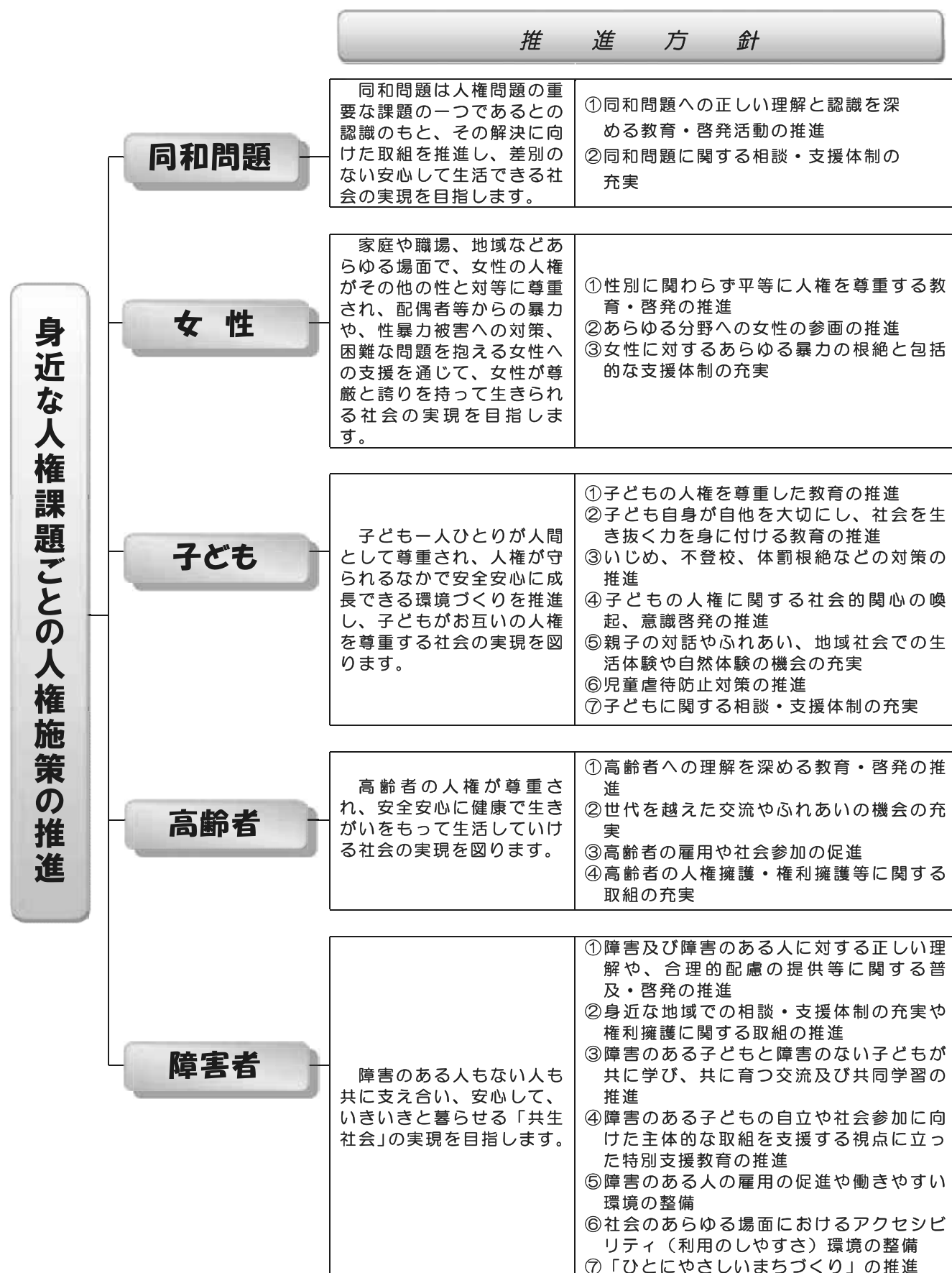
(4) 基本方針の見直し

県は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の意見を聴くとともに、「人権に関する県民意識調査」の結果や、県内における「人権施策の取組状況」などを参考にして、5年ごとに必要な見直しを行うこととします。

第6章 施策の展開

体系表





身近な人権課題ごとの人権施策の推進

感染症患者等	エイズ・HIV	患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。	①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供 ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実
	ハンセン病	ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。	①ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育の推進 ②ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実
	新型コロナウイルス感染症等	新たな感染症が発生した場合、感染症の患者等が差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。	①新たな感染症についての正しい知識を身に付ける教育の推進 ②新たな感染症についての正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③新たな感染症患者等への支援体制の充実
外国人		多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮しやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。	①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進 ②外国人との交流やふれあいの機会の充実 ③外国人が暮しやすい地域社会づくりの推進 ④外国人に関する相談・支援体制の充実
	犯罪被害者等	犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。	①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発活動の推進 ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実
インターネットによる人権侵害		インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。	①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発の推進 ②インターネットによる人権侵害への対策の推進 ③インターネットに関する相談・支援体制の充実
	災害と人権	災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図ります。	①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 ②人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりの推進
性的指向・性自認		社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。	①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進 ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に関する相談・支援体制の充実
	様々な人権課題	アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、人身取引、職場におけるハラスメント、その他の人権課題（自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護など）	